

官報

昭和二十四年十一月二十九日

○第六回衆議院會議錄第十九号

昭和二十四年十一月二十八日(月曜日)

議事日程 第十八号

午後一時開議

第一 薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案(内閣提出)

第二 大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律案(内閣提出)

第三 未復員者給與法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第四 日本通運株式會社法を廃止する法律案(内閣提出)

第五 通運事業法案(内閣提出)

第六 日本国有鐵道の所有地内に於ける日本通運株式會社の施設の處理等に関する法律案(内閣提出)

本日會議に付した事件

漁業法案(第五回國會内閣提出)

漁業法施行法案(第五回國會内閣提出)

日程第一 薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案(内閣提出)

日程第二 大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律案(内閣提出)

日程第三 未復員者給與法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

日程第四 日本通運株式會社法を廃止する法律案(内閣提出)

日程第五 通運事業法案(内閣提出)

日程第六 日本国有鐵道の所有地内に於ける日本通運株式會社の施設の處理等に関する法律案(内閣提出)

地方配付税法の特例に関する法律案(内閣提出)

國際觀光ホテル整備法案(觀光事業振興方策樹立特別委員長提出)

國際觀光事業の助成に関する法律案(内閣提出)

私立學校法案(内閣提出)

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

所得税法の臨時特例等に関する法律案(内閣提出)

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

織物消費税法等を廃止する法律案(内閣提出)

午後二時三十九分開議

○議長(幣原喜重郎君) これより會議を開きます。

漁業法案(第五回國會内閣提出)

漁業法施行法案(第五回國會内閣提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、漁業法案及び漁業法施行法案の両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

漁業法案、漁業法施行法案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。水産委員長石原圓吉君。

漁業法案

目次

第一章 總則(第一條—第五條)

第二章 漁業權及び入漁權(第六條—第五十一條)

第三章 指定遠洋漁業(第五十二條—第六十四條)

第四章 漁業調整(第六十五條—第七十四條)

第五章 免許料及び許可料(第七十五條—第八十一條)

第六章 漁業調整委員會及び中央漁業調整審議會

第一節 總則(第八十二條—第八十三條)

第二節 海区漁業調整委員會(第八十四條—第一百四十一條)

第三節 連合海区漁業調整委員會(第一百四十二條—第一百四十四條)

第四節 中央漁業調整審議會(第一百四十五條—第一百四十七條)

第五節 雜則(第一百五十五條—第一百六十九條)

第七章 土地及び土地の定着物の使用(第二百二十條—第二百二十六條)

第八章 内水面漁業(第二百二十七條—第三百三十二條)

第九章 雜則(第三百三十三條—第三百三十七條)

第十章 罰則(第三百三十八條—第三百四十五條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によつて水面を総合的に利用し、もつて漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

2 この法律において「漁業者」とは、漁業を営む者をいい、「漁業従事者」とは、漁業者のために水産動植物の採捕又は養殖に従事する者をいう。

(適用範圍)

第三條 公共の用に供しない水面には、別段の規定がある場合を除き、この法律の規定を適用しない。

第四條 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面と連接して一体を成すものには、この法律を適用する。

(共同申請)

第五條 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項について二人以上共同して申請しようとするときは、そのうち一人を選定して代表者とし、これを行政庁に届け出なければならぬ。代表者を変更したときもまた同じである。

2 前項の届出がないときは、行政庁は、代表者を指定する。

3 代表者は、行政庁に対し、共同者を代表する。

4 前三項の規定は、二人以上共同して漁業權又はこれを目的とする抵当權若しくは入漁權を取得した場合に準用する。

第二章 漁業權及び入漁權

(漁業權の定義)

第六條 この法律において、「漁業權」とは、定置漁業權、区画漁業權及び共同漁業權をいう。

2 「定置漁業權」とは、定置漁業を営む權利をいい、「区画漁業權」とは、区画漁業を営む權利をいい、

第三十五條(第三号) 第三十五條(第三号) 第三十五條(第三号)

「共同漁業権」とは、共同漁業を営む権利をいう。

3 「定置漁業」とは、漁具を定置して営む漁業であつて左に掲げるものをいう。

一 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十五メートル以上であるもの

二 北海道においてにしん、いわし、さけ又はます（陸封性のますを除く。）を主たる漁獲物とするもの

4 「区画漁業」とは、左に掲げる漁業をいう。

一 第一種区画漁業 一定の区域内において石、かわら、竹、木等を敷設して営む養殖業

二 第二種区画漁業 土、石、竹、木等によつて囲まれた一定の区域内において営む養殖業

三 第三種区画漁業 一定の区域内において営む養殖業であつて前二号に掲げるものの以外のも

5 「共同漁業」とは、左に掲げる漁業であつて一定の水面を共同に利用して営むものをいう。

一 第一種共同漁業 海草貝類又は主務大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業

二 第二種共同漁業 網漁具（えりやな類を含む。）を移動しないように敷設して営む漁業であつて定置漁業以外のもの。

三 第三種共同漁業 地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業、飼付漁業、しいらつけ漁業又はつぎいそ漁業

四 第四種共同漁業 寄魚漁業又は鳥付こぎ釣漁業

第五種共同漁業 湖沼（主務大臣の指定するものを除く。）又は主務大臣の指定する湖沼に準ずる水面において営む漁業であつて前四号に掲げるものの以外のも

（入漁権の定義）

第七條 この法律において「入漁権」とは、設定行為に基き、他人の共同漁業権又はひび建養殖業、かき養殖業若しくは第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権に属する漁場においてその漁業権の内容たる漁業の全部又は一部を営む権利をいう。

（各自漁業を営む権利）

第八條 漁業協同組合の組合員であつて漁民（漁業者又は漁業従事者たる個人をいう。以下同じ。）であるものは、定款の定めるところにより、当該漁業協同組合又は当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会を有する共同漁業権、区画漁業権（ひび建養殖業、かき養殖業、第六條第五項第五号の規定により主務大臣の指定する湖沼以外の内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とするものに限る。）又は入漁権の範囲内において各自漁業を営む権利を有する。

（漁業権に基かない定置漁業等の禁止）

第九條 定置漁業及び区画漁業は、漁業権又は入漁権に基くのでなければ、営んではならない。

（漁業の免許）

第十條 漁業権の設定を受けようとする者は、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。（免許の内容等の事前決定）

第十一條 都道府県知事は、漁業の免許について、海区漁業調整委員会の意見をきき、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、申請期間並びに共同漁業についてはその関係地区をあらかじめ定めなければならない。

2 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきいて、前項の規定により定めた免許の内容たるべき事項、申請期間又は関係地区を変更することができる。

3 前二項の規定により免許の内容たるべき事項、申請期間及び関係地区を定め、又はこれを変更したときは、都道府県知事は、これを公示しなければならない。

（海区漁業調整委員会への諮問）

第十二條 第十條の免許の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

（免許をしない場合）

第十三條 左の各号の一に該当する場合、都道府県知事は、漁業の免許をしない。

一 申請者が第十四條に規定する適格性を有する者でない場合

二 第十一條第三項の規定により公示した漁業の免許の内容と異なる申請があつた場合

漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至る虞がある場合

四 漁業調整その他公益上必要があると認める場合

五 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき

2 前項第五号の場合においてその者の住所又は居所が明らかでないため同意が得られないときは、最高裁判所の定めるところにより、裁判所の許可をもつてその者の同意に代えることができる。

3 前項の許可に対する裁判に関し、最高裁判所の定めるところにより、上訴することができる。

4 第一項第五号の所有者又は占有者は、正当な事由がなければ、同意を拒むことができない。

（免許についての適格性）

第十四條 定置漁業又は区画漁業の免許について適格性を有する者は、左の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 漁業に関する法令の悪質な違反者であること。

二 労働に関する法令の悪質な違反者であること。

三 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて漁村の民主化を阻害すると認められた者であること。

請に係る漁業の経営を支配するに至る虞があること。

2 ひび建養殖業、かき養殖業、内水面（第六條第五項第五号の規定により主務大臣の指定する湖沼を除く。）以下第二十五條までにおいて同じ。）における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業の免許については、地元地区（自然的及び社会経済的條件により、当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。以下同じ。）の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会であつて当該漁業権の内容たる漁業を営まないものは、前項の規定にかかわらず、左に掲げるものに限り、適格性を有する。但し、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八條第二項の規定により組合員の資格を限る漁業協同組合及びその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会は、適格性を有しない。

一 その組合員（漁業協同組合連合会の場合にはその会員たる漁業協同組合の組合員。以下同じ。）のうち当該漁業を営む者（内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業の場合には当該漁業の漁業従事者又は当該漁業の目的たる水産動物の採捕を業とする者を含む。以下同じ。）の属する世帯の数が、地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯

の数の三分の二以上であるもの
二 二以上共同して申請した場合
において、これらの組合員のうち
当該漁業を営む者の属する世
帯の総数が、地元地区内に住所
を有し当該漁業を営む者の属す
る世帯の数の三分の二以上であ
るもの

3 前項の地元地区内に住所を有し
当該漁業を営む者を組合員とする
漁業協同組合又は漁業協同組合連
合会が同項の規定により適格性を
有する漁業協同組合又は漁業協同
組合連合会に対して同項に規定す
る漁業の免許を共同して申請する
ことを申し出た場合には、その漁
業協同組合又は漁業協同組合連合
会は、正当な事由がなければ、こ
れを拒むことができない。

4 第二項の規定により適格性を有
する漁業協同組合又は漁業協同組
合連合会が同項に規定する漁業の
免許を受けた場合には、その免許
の際に同項の地元地区内に住所を
有し当該漁業を営む者であつた者
を組合員とする漁業協同組合又は
漁業協同組合連合会は、都道府県
知事の認可を受けて、その漁業協
同組合又は漁業協同組合連合会に
対し当該漁業権を共有すべきこと
を請求することができる。この場
合には、第二十七條第一項の規定
は、適用しない。

5 前項の認可の申請があつたとき
は、都道府県知事は、海区漁業調
整委員会の意見をきかなければな
らない。

6 共同漁業の免許について適格性
を有する者は、第十一條に規定す

る関係地区の全部又は一部をその
地区内に含む漁業協同組合又はそ
の漁業協同組合を会員とする漁業
協同組合連合会であつて左に掲げ
るものとする。

一 その組合員のうち一年に三十
日以上沿岸漁業（第七十五條第
三項に掲げる漁業と第二百二十七
條に規定する内水面における漁
業とを除く）を営む者（湖沼におけ
る共同漁業の免許については当該
湖沼において漁業を営む者。以下
同じ。）を属する世帯の数が関
係地区内に住所を有し一年に三
十日以上沿岸漁業を営む者の属
する世帯の数の三分の二以上で
あるもの

二 二以上共同して申請した場合
においてこれらの組合員のうち
一年に三十日以上沿岸漁業を
営む者の属する世帯の総数が関
係地区内に住所を有し一年に三
十日以上沿岸漁業を営む者の属
する世帯の数の三分の二以上で
あるもの

7 第三項から第五項までの規定
は、共同漁業に準用する。この場
合において、「地元地区」とあるの
は「関係地区」と、「当該漁業」とあ
るの「一年に三十日以上沿岸漁
業」と読み替へるものとする。

8 漁業協同組合又は漁業協同組合
連合会が第一種共同漁業又は第五
種共同漁業を内容とする共同漁業
権を取得した場合においては、海
区漁業調整委員会は、その漁業協
同組合又は漁業協同組合連合会と
第十一條に規定する関係地区内に

住所を有する漁民であつてその組
合員でないものとの関係において
当該共同漁業権の行使を適切にす
るため、第六十七條第一項の規定
に従い、必要な指示をするものと
する。

9 旧漁業法（明治三十四年法律第
三十四号）施行前からの慣行によ
りこの法律施行の際現に効力を有
する専用漁業権を有している市、
町、村、町村組合又は財産区であ
つて特別の事情によりこれに免許
をするのが妥当であると認められ
るものは、第六項の規定にかかわ
らず、第一種共同漁業の免許につ
いて適格性を有する。

（優先順位）
第十五條 漁業の免許は、優先順位
によつてする。
（定置漁業の免許の優先順位）
第十六條 定置漁業の免許の優先順
位は、左の順序による。
一 漁業者又は漁業従事者
二 前号に掲げる者以外の者
三 前項の規定により同順位である
者相互間の優先順位は、左の順序
による。

一 その申請に係る漁業と同種の
漁業に経験がある者
二 沿岸漁業であつて前号に掲げ
る漁業以外のものに経験がある
者
三 前二号に掲げる者以外の者
三 前項の規定において「経験」と
は、その申請の日以前十箇年（こ
の法律施行後主務大臣が指定す
る期日までの間は、昭和二十三年
九月一日以前十箇年）の間に
て、漁業を営み又はこれに従事し

たことをいう。以下第十九條まで
において同じである。
四 前三項の規定により同順位であ
る者相互間の優先順位は、左の順
序による。
一 その申請に係る漁業の漁場の
存する第八十四條第一項の海
区（以下「当該海区」という。）に
おいて経験がある者
二 前号に掲げる者以外の者
三 前項の規定により同順位の者
がある場合においては、都道府県
知事は、免許をするには、その申
請に係る漁業について左に掲げる
事項を勘案しなければならない。

一 労働条件
二 地元地区内に住所を有する漁
民特に当該漁業の操業により従
前の生業を奪われる漁民を使用
する程度
三 地元地区内に住所を有する漁
民が当該漁業の経営に参加する
程度
四 当該漁業についての経験の程
度、資本その他経営能力
五 当該漁業にその者の経済が依
存する程度
六 当該漁業の漁場の属する水面
において操業する他の漁場との
協調その他当該水面の総合的別
用に関する配慮の程度
七 地元地区内に住所を有する漁民
七人以上によつて構成される法人
であつて左の各号の全部に該当す
るものは、前五項の規定にかかわ
らず、第一順位とする。
一 漁業を営むことを主たる目的
とする者であること。

二 構成員の過半数が、当該海区
においてその申請に係る漁業と
同種の漁業に経験がある者であ
るか又は当該漁業の免許が他の
者にされたときは従前の生業を
失うに至る者であること。
三 構成員の三分の二以上がその
営む事業に常時従事する者であ
ること。
四 当該漁業に常時従事する者の
三分の二以上がその構成員であ
ること。
五 構成員のうちその営む事業に
常時従事する者の出資額が総出
資額の過半を占めていること。
六 一構成員の出資額が構成員の
平均出資額の二倍に相当する額
をこえず、且つ、その出資する
ことができる額の最高限度が定
められていること。
七 構成員が各自一個の議決権を
有すること。

7 前項の規定により同順位の者が
ある場合においては、都道府県知
事は、免許をするには、その申請
に係る漁業について第五項第三号
から第六号までに掲げる事項を勘
案しなければならない。
8 第六項の規定は、北海道におい
ては適用しない。
9 地元地区の全部又は一部をその
地区内に含む漁業協同組合であつ
てその組合員（二以上共同して申
請した場合）は、これらの総組合
員（のうち漁民である者の属する
世帯の数が地元地区内に住所を有
する漁民の属する世帯の数の七割
以上であるもの又は地元地区内に

住所を有する漁民によつて構成される法人であつて左の各号の全部に該当するものは、前八項の規定にかかわらず、第一順位とする。

一 構成員（二以上共同して申請した場合）にはその総構成員の属する世帯の数が地元地区内に住所を有する漁民の属する世帯の数の七割以上であること。

二 当該漁業に常時従事する者の三分の二以上がその構成員であるか又はその構成員と世帯を同じくする者であること。

三 構成員が各自一個の議決権を有すること。

10

地元地区の属する市町村又は市町村内の漁民の部落が孤立しており、且つ、その区域内に住所を有する者が当該漁業に高度に依存している場合においては、当該漁業については、当該市町村又は当該部落を地区とし、地区内に住所を有する者によつて構成される法人であつて左の各号の全部に該当するものは、前九項の規定にかかわらず、第一順位とする。

一 構成員の属する世帯の数が地区内の総世帯数の七割以上であること。

二 構成員のうちで漁民であるものの属する世帯の数が地区内に住所を有する漁民の属する世帯の数の八割以上であり、且つ、構成員の属する世帯の数の七割以上であること。

三 当該漁業に常時従事する者の三分の二以上がその構成員であ

るか又はその構成員と世帯を同じくする者であること。

四 構成員が各自一個の議決権を有すること。

11 第九項の地元地区内に住所を有する漁民が同項の漁業協同組合若しくは法人に加入を申し出た場合又は前項の地区内に住所を有する者が同項の法人に加入を申し出た場合には、申出を受けた者は、正当な事由がなければ、これを拒むことができない。第九項の地元地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は同項の地元地区内に住所を有する漁民によつて構成される法人が同項に規定する漁業協同組合又は法人に對し当該漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合もまた同じである。

12 二人以上共同して申請した場合において、その申請者が第一項、第二項又は第四項の各号のいずれに該当するかは、各申請者のうちいずれに該当する者が議決権及び出資額において過半を占めているかによつて定める。この場合において、いずれに該当する者も議決権及び出資額において過半を占めていない場合は、その申請者は、第一項第二号、第二項第三号又は第四項第二号に該当するものとみなす。

13 二人以上共同して申請した場合において、その申請者が第六項、第九項又は第十項に規定する者に該当するかどうかは、各申請者のうち第六項、第九項又は第十項に

規定する者に該当する者が議決権及び出資額において過半を占めているかどうかによつて定める。

14 法人が第一項第一号、第二項第一号若しくは第二号又は第四項第一号に該当しない場合であつても、その構成員のうちこれに該当する者が議決権及び出資額において過半を占めている場合は、その法人は、これに該当するものとみなす。

15 前三項の議決権及び出資額の過半の計算については、第二項第一号に該当する者は、同項第二号に該当する者でもあるとみなす。

16 法人以外の団体は、前十五項の規定の適用に関しては、法人とみなす。

(区画漁業の免許の優先順位)
第十七條 区画漁業（ひび、建養殖業、かき養殖業、真珠養殖業、内水面における漁類養殖業及び第三種区画漁業たる貝類養殖業を除く。）の免許の優先順位は、左の順序による。

一 漁業者又は漁業従事者
二 前号に掲げる者以外の者
三 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一 漁民
二 前号に掲げる者以外の者
三 前二項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一 地元地区内に住所を有する者
二 前号に掲げる者以外の者
三 前三項の規定により同順位である

る者相互間の優先順位は、左の順序による。

一 その申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者
二 沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のものに経験がある者
三 前二号に掲げる者以外の者
四 前四項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一 当該海区において経験がある者
二 前号に掲げる者以外の者
三 前五項の規定により同順位の者があつた場合には、都道府県知事は、免許をするには、その申請に係る漁業について左の事項を勘案しなければならない。

一 当該漁業にその者の生計が依存する程度
二 労働條件
三 地元地区内に住所を有する漁民を使用する程度
四 地元地区内に住所を有する漁民が当該漁業の経営に参加する程度
五 当該漁業についての経験の程度、資本その他経営能力
六 当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度

七 前六項の規定の適用に関して、前條第十二項及び第十四項から第十六項までの規定を準用する。

八 法人が地元地区内に住所を有する

る場合であつても、その構成員のうち地元地区内に住所を有する者が議決権及び出資額において過半を占めていない場合は、第三項の規定の適用に関しては、その法人は、地元地区内に住所を有しないものとみなす。

第十八條 ひび、建養殖業、かき養殖業、内水面における漁類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業の免許の優先順位は、第十四條第二項の規定により適格性を有する者を第一順位とする。

二 前項に規定する者が申請しない場合においては、前條並びに第十六條第六項、第七項、第九項、第十一項及び第十三項の規定を準用する。この場合において、第十六條第六項中「前五項」とあるのは「第十八條第二項において準用する第十八條」と、同條第九項中「前八項」とあるのは「第十八條第二項において準用する第十七條及び第十六條第六項、第七項」と読み替へるものとする。

第十九條 真珠養殖業を内容とする区画漁業の免許の優先順位は、左の順序による。

一 漁業者又は漁業従事者
二 前号に掲げる者以外の者
三 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一 真珠養殖業を内容とする区画漁業に経験がある者
二 前号に掲げる者以外の者
三 第一項及び前項第二号の規定に

る場合であつても、その構成員のうち地元地区内に住所を有する者が議決権及び出資額において過半を占めていない場合は、第三項の規定の適用に関しては、その法人は、地元地区内に住所を有しないものとみなす。

第十八條 ひび、建養殖業、かき養殖業、内水面における漁類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業の免許の優先順位は、第十四條第二項の規定により適格性を有する者を第一順位とする。

二 前項に規定する者が申請しない場合においては、前條並びに第十六條第六項、第七項、第九項、第十一項及び第十三項の規定を準用する。この場合において、第十六條第六項中「前五項」とあるのは「第十八條第二項において準用する第十八條」と、同條第九項中「前八項」とあるのは「第十八條第二項において準用する第十七條及び第十六條第六項、第七項」と読み替へるものとする。

より同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一 地元地区内に住所を有する者

二 前号に掲げる者以外の者

4 前三項の規定により同順位の者がある場合においては、都道府県知事は、免許をするには、その申請に係る漁業について左に掲げる事項を勘案しなければならない。

一 労働条件

二 地元地区内に住所を有する漁民を使用する程度。大規模の経営の場合にあつては、特に当該漁業の操業により従前の生業を奪われる漁民を使用する程度

三 当該漁業についての経験の程度、資本その他経営能力。特に当該漁業に関する進歩的企画の程度

四 当該漁業にその者の経済が依存する程度

五 当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度

5 前四項の規定の適用に関しては、第十六條第十二項、第十四項、第十六項及び第十七條第八項の規定を準用する。

(共同漁業の免許の優先順位)

第二十條 第一種共同漁業の免許の優先順位は、左の順序による。

一 第十四條第六項の規定により適格性を有する者

二 同條第九項の規定により適格性を有する者

(漁業権の存続期間)

第二十一條 漁業権の存続期間は、

免許の日から起算して、定置漁業権又は区画漁業権にあつては五年、共同漁業権にあつては十年とする。

2 区画漁業権については、前項の期間は、その満了の際、漁業権者の申請により、延長することができ。

3 前項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきき、第三十七條から第四十條までの規定による漁業権又は免許の取消事由がある場合を除いて、期間延長の免許をしなければならない。

4 第二項の規定により延長する期間は五年とする。但し、再延長を妨げない。

5 都道府県知事は、漁業調整のため必要な限度において第一項又は前項の期間より短い期間を定めることができる。

(漁業権の分割又は変更)

第二十二條 漁業権を分割し、又は変更しようとするときは、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。

2 前項の場合においては、第十二條、海区漁業調整委員会（の諮問）及び第十三條（免許をしない場合）の規定を準用する。

(漁業権の性質)

第二十三條 漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用する。

2 民法（明治二十九年法律第八十九號）第二編第八章（先取特権）及び第九章（質権）の規定は、定置漁業

権及び区画漁業権（ひび、建築殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権であつて漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の有するものを除く。第二十四條から第二十八條までにおいて同じ。）に、第八章から第十章まで（先取特権、質権及び抵当権）の規定はひび、建築殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権であつて漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の有するもの及び共同漁業権にいずれも適用しない。

(抵当権の設定)

第二十四條 定置漁業権又は区画漁業権について抵当権を設定した場合においては、その漁場に定着した工作物は、民法第三百七十條（抵当権の効力の及ぶ目的物の範囲）の規定の準用に關しては、漁業権に附加してこれと一体を成す物とみなす。

2 定置漁業権は、都道府県知事の認可を受けた場合を除き、抵当権の目的となることができない。

3 前項の認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

(区画漁業権の譲渡により抵当権が消滅する場合)

第二十五條 ひび、建築殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権につ

て抵当権が設定されている場合において、これを漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に譲渡するに、漁業権者は、抵当権者の同意を得なければならない。

2 抵当権者は、正当な事由がなければ、前項の同意を拒むことができる。

3 第一項の譲渡があつたときは、抵当権は、消滅する。

(漁業権の移転の制限又は禁止)

第二十六條 区画漁業権は、都道府県知事の認可を受けた場合を除き、移転（譲渡、滞納処分、強制執行及び抵当権の実行による移転をいう。第二項、第二十七條第一項及び附則第五項において同じ。）の目的となることができない。

2 都道府県知事は、第十四條第一項又は第二項に規定する適格性を有する者に移転する場合でなければ、前項の認可をしてはならない。

3 前項の規定により認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

第二十七條 区画漁業権以外の漁業権は、移転の目的となることができない。但し、定置漁業権については、抵当権の実行による場合及び第二十八條第二項の譲渡の場合には、この限りでない。

2 前項但書の規定による定置漁業権の移転には、前條の規定を準用する。

(相続によつて取得した定置漁業権又は区画漁業権)

第二十八條 相続によつて定置漁業

権又は区画漁業権を取得した者は、取得の日から二箇月以内に都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきき、前項の者が第十四條第一項に規定する適格性を有する者でないと認めるときは、一定期間内に譲渡しなければその漁業権を取り消すべき旨をその者に通知しなければならない。

(水面使用の権利義務)

第二十九條 漁業権者の有する水面使用に関する権利義務は、漁業権の処分に従う。

(貸付の禁止)

第三十條 漁業権は、貸付の目的となることができない。

(登録した権利者の同意)

第三十一條 漁業権は、第五十條の規定により登録した権利者の同意を得なければ、分割し、変更し、又は放棄することができない。

2 第十三條第二項から第四項まで（同意が得られない場合等）の規定は、前項の同意に準用する。

(漁業権の共有)

第三十二條 漁業権の各共有者は、他の共有者の三分の二以上の同意を得なければ、その持分を処分することができない。

2 第十三條第二項から第四項まで（同意が得られない場合等）の規定は、前項の同意に準用する。

第三十三條 漁業権の各共有者がその共有に属する漁業権又は入漁権を変更するために他の共有者の同

意を得ようとする場合においては、第十三條第二項から第四項まで（同意が得られない場合等）の規定を準用する。

（漁業権の制限又は条件）

第三十四條 都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり、漁業権に制限又は条件を付けることができる。

2 前項の制限又は条件を付けようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、免許後、海区漁業調整委員会が漁業調整その他公益上必要があると認めて申請したときは、漁業権に制限又は条件を付けることができる。

（休業の届出）

第三十五條 漁業権者が一漁期以上にわたつて休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

（休業中の漁業許可）

第三十六條 前條の休業期間中は、第十四條第一項に規定する適格性を有する者は、第九條の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けて当該漁業権の内容たる漁業を営むことができる。

2 前項の許可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可を受けた者に対して、当該漁業権の免許料の全部又は一部を負担す

べきことを命ずることができる。

4 第一項の許可については、第十三條第一項第四号（免許をしない場合）、第三十四條（漁業権の制限又は条件）、第三十五條（休業の届出）、第三十七條、第三十八條第一項、第二項、第三十九條（漁業権の取消及び第四十條（錯誤によつてした免許の取消）の規定を準用する。この場合において、第三十八條第一項中「第十四條」とあるのは「第十四條第一項」と読み替へるものとする。

5 前四項の規定は、第三十九條第二項の規定に基く処分により漁業権の行使を停止された期間中他の者が当該漁業を営もうとする場合に準用する。

（休業による漁業権の取消）

第三十七條 免許を受けた日から一年間、又は引き続き二年間休業したときは、都道府県知事は、その漁業権を取り消すことができる。

2 漁業権者の責に帰すべき事由による場合を除き、第三十九條第一項の規定に基く処分、第六十五條第一項の規定に基く命令、第六十七條第一項の規定に基く指示又は同條第七項の規定に基く命令により漁業権の行使を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の規定により漁業権を取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

（適格性の喪失等による漁業権の取消）

第三十八條 漁業の免許を受けた後に漁業権者が第十四條に規定する

適格性を有する者でなくなつたときは、都道府県知事は、漁業権を取り消さなければならない。

2 前項の規定により漁業権を取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

3 漁業権者以外の者が実質上当該漁業権の内容たる漁業の経営を支配しており、且つ、その者には第十五條から第二十條まで（優先順位）の規定によれば当該漁業の免許をしないことが明らかであると認めて、海区漁業調整委員会が漁業権を取り消すべきことを申請したときは、都道府県知事は、漁業権を取り消すことができる。

（公益上の必要による漁業権の変更、取消又は行使の停止）

第三十九條 漁業調整、船舶の航行、てい泊、けい留、水底電線の敷設その他公益上必要があると認めるときは、都道府県知事は、漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

（漁業権者が漁業に関する法令の規定に違反したときもまた前項に同じである。）

2 漁業権者が漁業に関する法令の規定に違反したときもまた前項に同じである。

3 前二項の規定による処分をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

（錯誤によつてした免許の取消）

第四十條 錯誤により免許をした場合においてこれを取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

（抵当権者の保護）

第四十一條 漁業権を取り消したときは、都道府県知事は、直ちに、登録した抵当権者にその旨を通知しなければならない。

2 前項の権利者は、通知を受けた日から三十日以内に漁業権の競売を請求することができる。但し、第三十九條第一項の規定による取消の場合、この限りでない。

3 漁業権は、前項の期間内又は競売の手続完了の日まで、競売の目的の範囲内においては、なお存続するものとみなす。

4 競売による売得金は、競売の費用及び第一項の権利者に対する債務の弁済に充て、その残金は国庫に帰属する。

5 競売を許す決定が確定したときは、漁業権の取消はその効力を生じなかつたものとみなす。

（漁場に定着した工作物の買取）

第四十二條 漁場に定着した工作物を設置して漁業権の価値を増大せしめた漁業権者は、その漁業権が消滅したときは、当該工作物の利用によつて利益を受ける漁業の免許を受けた者に対し、時価をもつて当該工作物を買い取るべきことを請求することができる。但し、漁業に関する法令の違反、適格性の喪失その他その者の責に帰すべき事由によつて漁業権が消滅したときは、この限りでない。

（入漁権の性質）

第四十三條 入漁権は、物権となみなす。

2 入漁権は、相続及び譲渡の目的となる外、権利の目的となること

3 入漁権は、漁業権者の同意を得なければ、譲渡することができない。

（入漁権の内容の書面化）

第四十四條 入漁権については、書面により左に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 入漁すべき区域
二 入漁すべき漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業時期
三 存続期間の定めがあるときはその期間
四 入漁料の定めがあるときはその事項
五 漁業の方法について定めがあるときはその事項
六 漁船、漁具又は漁業者の数について定めがあるときはその事項
七 入漁者の資格について定めがあるときはその事項
八 その他入漁の内容

（裁定による入漁権の設定、変更及び消滅）

第四十五條 入漁権の設定を求めた場合において漁業権者が不当にその設定を拒み、又は入漁権の内容が適正でないとして認めてその変更若しくは消滅を求めた場合において相手方が不当にその変更若しくは消滅を拒んだときは、入漁権の設定、変更又は消滅を拒まれた者は、海区漁業調整委員会に対して、入漁権の設定、変更又は消滅に関する裁定を申請することができる。

2 前項の規定による裁定の申請があつたときは、海区漁業調整委員会は、相手方にその旨を通知し、且つ、命令の定めるところにより、これを公示しなければならない。

3 第一項の規定による裁定の申請の相手方は、前項の公示の日から二週間以内に海産物調整委員会に意見書を提出し出すことができる。

4 海産物調整委員会は、前項の期間を経過した後に審議を開始しなければならない。

5 裁定は、その申請の範囲をこえることができない。

6 裁定においては、左の事項を定めなければならない。

一 入漁権の設定に関する裁定の申請の場合にあつては、設定するかどうか、設定する場合はその内容及び設定の時期

二 入漁権の変更に関する裁定の申請の場合にあつては、変更するかどうか、変更する場合はその内容及び変更の時期

三 入漁権の消滅に関する裁定の申請の場合にあつては、消滅させるかどうか、消滅させる場合は消滅の時期

7 海産物調整委員会は、裁定をしたときは、遅滞なくその旨を裁定の申請の相手方に通知し、且つ、命令の定めるところにより、これを公示しなければならない。

8 前項の公示があつたときは、その時に、裁定の定めるところにより、当事者間に協議がととのつたものとみなす。

(入漁権の存続期間)

第四十六條 存続期間について別段の定めがない入漁権は、その目的たる漁業権の存続期間中存続するものとみなす。但し、入漁権者は、

何時でもその権利を放棄することができる。

(入漁権の共有)

第四十七條 第三十二條及び第三十三條(漁業権の共有)の規定は、入漁権を共有する場合に準用する。

(入漁料の不拂等)

第四十八條 入漁権者が入漁料の支拂を怠つたときは、漁業権者は、その入漁を拒むことができる。

2 入漁権者が引き続き二年以上入漁料の支拂を怠り、又は破産の宣告を受けたときは、漁業権者は、入漁権の消滅を請求することができる。

第四十九條 入漁料は、入漁しないときは、支拂わなくてもよい。

(登録)

第五十條 漁業権及びこれを目的とする抵当権並びに入漁権の設定、保存、移転、変更、消滅及び処分は、第二項の規定による漁業権の行使の停止及びその解除は、免許漁業権原簿に登録する。

2 前項の登録は、登記に代るものとする。

3 前二項に規定するものの外、登録に關して必要な規定は、命令で定める。

(裁判所の管轄)

第五十一條 裁判所の土地の管轄が不動産所在地によつて定まる場合には、漁場に最も近い沿岸の属する市町村を不動産所在地とみなす。

第三章 指定遠洋漁業

(指定遠洋漁業)

第五十二條 大型捕鯨業、以西ト

ロール漁業、以西機船及び網漁業又は遠洋かつおまぐろ漁業以下「指定遠洋漁業」と総称する。は、船舶ごとに、主務大臣の許可を受けなければ、営んではならない。

2 「大型捕鯨業」とは、スクリューを備える船舶により、つづつを使用して鯨をとる漁業であつてミンクを除くひげ鯨又はまつこう鯨を目的とするものをいい、「以西トロール漁業」とは、トロール漁業(スクリューを備える船舶によりオッターロール又はビームトロールを使用して営む漁業をいう。)であつて北緯二十五度以北、東経百三十度以西の海面(但し、北緯三十六度以北の日本海を除く。)

において営むものをいい、「以西機船及び網漁業」とは、トロール漁業及び主務大臣の指定する漁業を除く外、総トン数五十トン以上のスクリューを備える船舶により底びき網を使用して営む漁業であつて、北緯二十五度以北、東経百三十度以西の海面(但し、北緯三十六度以北の日本海を除く。)において営むものをいい、「遠洋かつおまぐろ漁業」とは、総トン数百トン以上のスクリューを備える船舶により釣又はうきはえなわを使用してかつお、まぐろ、かじき又はさめをとる漁業をいう。但し、母船式漁業(製造、冷蔵その他の処理設備を有する母船又はその附属漁船により営む漁業をいう。)を除く。

(許可の定数)

第五十三條 主務大臣は、指定遠洋漁業の種類ごとに、許可を受けてこれに従事することができる船舶の定数を定めなければならない。

2 前項の定数は、中央漁業調整審議会の意見をきき、資源量、当該漁業を現に営み、又は営もうとする者の数その他自然的及び社会経済的條件を総合的に考察して定めなければならない。その変更についてもまた同じである。

3 主務大臣は、第一項の定数を定め、又はこれを変更したときは、これを告示する。

(起業の認可)

第五十四條 指定遠洋漁業の許可を受けようとする者であつて現に船舶を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに、あらかじめ起業につき主務大臣の認可を受けなければならない。

第五十五條 起業の認可を受けた者が、その起業の認可に基いて指定遠洋漁業の許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、第五十六條各号の一に該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から主務大臣の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

(許可又は起業の認可をしない場合)

第五十六條 左の各号の一に該当する場合、主務大臣は、指定遠洋漁業の許可又は起業の認可をしない。

一 申請者が第五十七條に規定する適格性を有する者でない場合

二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至る虞がある場合

三 漁業調整その他公益上必要があるとき

(許可についての適格性)

第五十七條 指定遠洋漁業の許可又は起業の認可については適格性を有する者は、左の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 漁業に関する法令の悪質な違反者であること。

二 労働に関する法令の悪質な違反者であること。

三 許可を受けようとする船舶が主務大臣の定める条件をみたさないこと。

四 その申請に係る漁業を営むに足る資本を有しないこと。

五 第一号又は第二号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至る虞があること。

(新規許可)

第五十八條 主務大臣は、毎年、第五十三條第一項の定数と現に指定遠洋漁業の許可又は起業の認可を受けている数とを勘案し、当該指定遠洋漁業の現況を総合的に考察

して新たに許可又は起業の認可
(第五十五條第一項の規定による
許可及び第五十九條の規定による
許可又は起業の認可を除く。)を
すべき数を定め、その数及び許可
又は起業の認可を申請すべき期間
を公告しなければならない。

2 前項の申請期間は、六箇月を下
ることができない。

3 第一項の期間内に許可又は起業
の認可を申請した者に対しては、
第五十六條各号の一に該当する場
合を除き、許可又は起業の認可を
しなければならない。

4 前項の規定により許可又は起業
の認可をしなければならない数が
第一項の規定により定められた数に
達しない場合は、主務大臣
は、許可又は起業の認可をしない
けれども、二以上の組に分ける必要が
ないときは、これを分ける
に及びべきを行ふことができる。

5 前項の組を分け、及びこれに割
り当てるべき許可又は起業の認可
の数を定めるには、左に掲げる事
項を勘案しなければならない。

一 その申請に係る漁業を営んだ
経験があるかどうか。

二 前号の経験がある場合におい
ては、現に他に当該漁業の許可
又は起業の認可を受けているか
どうか及び受けていない場合は
その事由、受けている場合はそ
の致。

三 第一号の経験がない場合にお
いては、当該漁業に従事した経
験があるかどうか。

四 第一号及び前号の経験がない
場合においては、遠洋漁業、当
該漁業と同種の水産動物を目的
とする漁業その他当該漁業と類
似的な漁業を営み又はこれに従事
した経験があるかどうか。

五 第一号及び第二号の経験がない
場合においては、漁民である
かどうか。

六 漁民である場合においては、
漁業を営み又はこれに従事する
ことが本業であるか副業である
か。

七 漁民でない場合においては、
永続的に漁業を営もうとする者
であるかどうか。

6 前項の規定は、大型捕鯨業に
は、適用しない。

(継続許可)

第五十九條 左の各号の一に該当す
る場合は、その申請の内容が従前
の許可又は起業の認可を受けた内
容と同一であるときは、第五十六
條各号の一に該当する場合を除
き、指定遠洋漁業の許可又は起業
の認可をしなければならない。

一 指定遠洋漁業の許可を受けた
者が許可の期間の満了により更
に許可を申請した場合

二 指定遠洋漁業の許可を受けた
者がその許可を受けた船舶によ
る漁業を廃止し、他の船舶につ
いて許可又は起業の認可を申請
した場合

三 指定遠洋漁業の許可を受けた
者が、その許可を受けた船舶が
滅失し、又は沈没したため、
滅失又は沈没の日から六箇月以
内に他の船舶について許可又は
起業の認可を申請した場合

四 指定遠洋漁業の許可を受けた
者からその許可を受けた船舶を
相続によつて取得し、譲り受
け、借り受け、その返還を受
け、その他その船舶を使用する
権利を取得して当該漁業を営も
うとする者が、その船舶につ
いて許可又は起業の認可を申請し
た場合

五 指定遠洋漁業の起業の認可を
受けた者が死亡した場合におい
て、その相続人が起業の認可を
申請した場合。但し、相続人が
二人以上ある場合にはその全員
が共同して申請した場合又はそ
の全員が協議して指定遠洋漁業
を営むべき者を定めその者が申
請した場合に限る。

六 指定遠洋漁業の許可又は起業
の認可を受けた法人が合併した
場合においては、合併後存続する
法人又は合併によつて成立した
法人が許可又は起業の認可を申
請した場合

(許可の有効期間)

第六十條 指定遠洋漁業の許可の期
間は、五年とする。但し、前條第
四号又は第六号の規定によつて許
可をした場合は、従前の許可の残
存期間とする。

2 主務大臣は、漁業調整のため必
要な限度において前項の期間より

短い期間を定めることができる。

(許可の内容の変更)

第六十一條 指定遠洋漁業の許可又
は起業の認可を受けた者が船舶総
トン数若しくは機関の馬力を増加
し、又は漁獲物陸揚港、操業区域
その他命令で定める事項を変更し
ようとするときは、主務大臣の許
可を受けなければならない。

(許可又は起業の認可の失効)

第六十二條 指定遠洋漁業の許可又
は起業の認可を受けた者が死亡
し、又は解散したときは、その許
可又は起業の認可は、その効力を
失ふ。但し、その相続人又は合併
後存続する法人若しくは合併によ
つて成立した法人が第五十九條第
四号から第六号までの規定によつ
て指定遠洋漁業の許可又は起業の
認可を申請したときは、これに対
する許可若しくは起業の認可又は
申請の却下があるまでの間は、被
相続人又は合併によつて解散した
法人に対しては許可又は起業の
認可は、その者に對してしたもの
とみなす。

2 左の各号の一に該当する場合
は、指定遠洋漁業の許可は、その
効力を失ふ。

一 指定遠洋漁業の許可を受けた
船舶について指定遠洋漁業を廃
止したとき。

二 指定遠洋漁業の許可を受けた
船舶が滅失し、沈没し、解撤し、
又は国籍を失つたとき。

三 指定遠洋漁業の許可を受けた
船舶を譲渡し、貸し付け、返還
し、その他その船舶を使用する
権利を失つたとき。

(準用規定)

第六十三條 指定遠洋漁業の許可又
は起業の認可については、第三十
四條第一項(漁業権の制限又は條
件)、第三十五條(休業の届出)、
第三十七條第一項、第二項、第三
十八條第一項及び第三十九條第一
項、第二項(漁業権の取消)の規定
を準用する。この場合において
「都道府県知事」とあるのは「主務
大臣」と、第三十四條第一項中「公
益上必要があると認めるときは、
免許をするにあたり」とあるのは
「公益上必要があると認めるとき
は、一と、第三十八條第一項中
「第十四條」とあるのは「第五十七
條」と読み替へるものとする。

(許可の定数の減少)

第六十四條 第五十三條第一項の定
数を減少したため現に当該指定遠
洋漁業の許可又は起業の認可を受
けている数が定数をこえるに至つ
たときは、主務大臣は、そのこえ
る数の許可又は起業の認可を取り
消さなければならない。

2 前項の規定により許可又は起業
の認可を取り消すには、左に掲げ
る事項を勘案しなければならない。

一 現にその者が受けている当該
指定遠洋漁業の許可又は起業の
認可の数及びこれと他の者が当
該指定遠洋漁業について受けて
いる許可又は起業の認可の数と
の比較

二 当該指定遠洋漁業にその者の
経済が依存する程度

三 労働条件

四 経営状況

第四章 漁業調整

(漁業調整に関する命令)

第六十五條 主務大臣又は都道府県知事は、水産動植物の繁殖保護、漁業取締その他漁業調整のため、左に掲げる事項に関して必要な省令又は規則を定めることができる。

- 一 水産動植物の採捕に関する制限又は禁止
 - 二 水産動植物若しくはその製品の販売又は所持に関する制限又は禁止
 - 三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止
 - 四 漁業者の致又は資格に関する制限
 - 五 水産動植物に有害な物の遺棄又は漏れつに関する制限又は禁止
 - 六 水産動植物の繁殖保護に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止
 - 七 水産動植物の移植に関する制限又は禁止
- 二 前項の規定による省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。
- 三 前項の罰則に規定することができるときは、省令にあつては二年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留又は科料、規則にあつては六箇月以下の懲役、一万円以下の罰金、拘留又は科料とする。
- 四 第一項の規定による省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、製品、漁船、漁具及び同項第七号の水産動植物の没収並びに犯人が所有していたこれら

の物件の全部又は一部を没収することができない場合におけるその価額の追徴に関する規定を設けることができる。

- 五 都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。
 - 六 都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、当該都道府県内の海に設置された海区漁業調整委員会の委員をもつて組織する連合海区漁業調整委員会(第二百二十七條に規定する内水面については内水面漁場管理委員会)の意見をきかなければならない。(許可を受けない地びき網漁業等の禁止)
 - 第六十六條 第六條第五項第二号から第四号までに掲げる漁業は、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、共同漁業権の内容となつていゝ場合及び都道府県知事の定める場合は、この限りでない。
 - 二 前項の許可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。
- (海区漁業調整委員会の指示)
- 第六十七條 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるとき

は、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の致に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

- 二 前項の規定による海区漁業調整委員会の指示が同項の規定による連合海区漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。
- 三 第一項の場合において、都道府県知事(瀬戸内海連合海区漁業調整委員会)のした指示については主務大臣。以下本條中同じ。)は、その指示が妥当でないとき認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。
- 四 第一項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。
- 五 都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。
- 六 前項の期間は、十五日を下ることができない。
- 七 第五項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないときは、異議の申出に理由がないときは、都道府県知事は、第四項の申請に係る者に対し、第一項の指示に従うべきことを命ずることができる。

(漁法の制限)

第六十八條 爆発物を使用して水産動植物を採捕してはならない。但し、海獣捕獲のためにする場合、この限りでない。

第六十九條 水産動植物をまひさせ又は死なせる有毒物を使用して水産動植物を採捕してはならない。

第七十條 前二條の規定に違反して採捕した水産動植物は、所持し、又は販売してはならない。

(さく、河魚類の保護)

第七十一條 主務大臣は、さく、河魚類の通路を害する處があると認めるときは、水面の一定区域内における工作物の設置を制限し、又は禁止することができる。

二 工作物がさく、河魚類の通路を害すると認めるときは、主務大臣は、その所有者又は占有者に対して、除害工事を命ずることができる。

三 前項の規定により除害工事を命じたときは、主務大臣は、工作物について権利を有する者に対して、相当の補償をしなければならない。

四 前項の補償金額に不服がある者は、補償金額決定の通知を受けた日から九十日以内に訴をもつてその増減を請求することができる。

五 前項の訴においては、国を被告とする。但し、第三項但書の場合においては、申請者又は工作物について権利を有する者を被告とする。

(漁場又は漁具の標識)

第七十二條 都道府県知事は、漁業

者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対して、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命ずることができる。

(公共の用に供しない水面)

第七十三條 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面又は第四條の水面に通ずるものには、命令をもつて第六十五條、漁業調整に関する命令)及び第六十八條から第七十一條まで(漁法の制限及びさく、河魚類の保護)の規定並びにこれらに係る罰則を適用することができる。

(漁業監督公務員)

第七十四條 主務大臣又は都道府県知事は、所部の職員の中から漁業監督官又は漁業監督吏員を命じ、漁業に関する法令の施行に関する事務をつかさどらせる。

二 漁業監督官及び漁業監督吏員の資格について必要な事項は、命令で定める。

三 漁業監督官又は漁業監督吏員は、必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。

四 漁業監督官又は漁業監督吏員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを呈示しなければならない。

五 漁業監督官及び漁業監督吏員であつてその所属する官公署の長がその者の主たる勤務地を管轄する

海区内において漁業を営み又はこれに従事する者が相当数その区域内に住所又は事業場を有している等特別の事由によつて主務大臣が指定したものを含む。の区域内に住所又は事業場を有する者であつて、一年に九十日以上、漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行つた水産動植物の採捕又は養殖に従事するものは、海区漁業調整委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有する。

2 都道府県知事は、当該海区の特殊な事情により、当該海区漁業調整委員会の意見をきいて、特定の漁業につき、前項の漁業者又は漁業従事者の範囲を拡張し、又は限定することができる。

3 海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の役員であつてその委員又は役員に就任する際第一項又は前項の規定による海区漁業調整委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有してゐたものは、在任中行われる選挙又は退任後最初に行われる選挙については、前二項の規定により選挙権及び被選挙権を有しない場合であつても、選挙権及び被選挙権を有するものとみなす。(欠格者)

第八十七條 左の各号の一に該当する者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

- 一 二十年未満の者
- 二 禁治産者及び準禁治産者
- 三 懲役又は禁錮の刑に処せられてその刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者

行を受けることがなくなるまでの者

(選挙事務管理者)
第八十八條 海区漁業調整委員会の委員の選挙に関する事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十一條に規定する都道府県の選挙管理委員会(北海道の海区漁業調整委員会にあつては同法同條に規定する市町村の選挙管理委員会)が管理する。

(選挙人名簿)
第八十九條 第八十六條第一項の市町村の選挙管理委員会は、命令の定めるところにより、申請に基づいて、毎年二月一日現在で選挙人の選挙資格を調査し、海区漁業調整委員会選挙人名簿を調査しなければならない。

2 前項の場合において申請がないとき、又は申請に錯誤若しくは遺漏があるときは、選挙管理委員会は、職権で選挙人名簿に登載し、又は申請を補正することができるとする。

3 選挙人の年齢は、選挙人名簿確定の期日で算定する。

4 選挙人名簿には、選挙人の氏名及び生年月日(法人にあつては名称)並びに住所(当該地区内に住所がない場合には事業場)等を記載しなければならない。

5 衆議院議員選挙法(大正十四年法律第四十七号)第十三條から第十七條まで(選挙人名簿)の規定は、第一項の選挙人名簿に準用する。この場合において、同法第十三條中「十一月五日」とあるのは「三月二十日」と、第十七條第一項

中「十二月二十日」とあるのは「五月五日」と、同條第二項中「十二月十九日」とあるのは「五月四日」と読み替へるものとする。

(投票)

第九十條 選挙は、投票によつて行

2 投票は、一人一票に限る。

3 投票は、選挙人が自ら投票所に行き、投票用紙に候補者一人の氏名(法人にあつては名称以下同じ)を自書して行わなければならない。但し、法人にあつては、その指定する者が行うものとし、この場合において必要な事項は、政令で定める。

4 選挙用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

(投票の無効)

第九十一條 左に掲げる投票は、無効とする。

- 一 成規の用紙を用いないもの
 - 二 候補者でない者の氏名を記載したもの
 - 三 二人以上の候補者の氏名を記載したもの
 - 四 被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの
 - 五 候補者の氏名以外の事を記載したもの。但し、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
 - 六 候補者の氏名を自書しないもの
 - 七 どの候補者を記載したのか確認できないもの
- (当選人に不足を生じた場合)
第九十二條 左に掲げる事由の一が生じた場合において、第九十四條

生じた場合において、第九十四條において準用する地方自治法第五十五條第一項但書の得票者であつて当選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。但し、その者が選挙の期日以後において被選挙権を有しなくなつたときは、これを当選人と定めることができない。

一 当選人がないとき、又は当選人がその選挙における委員の定数に達しないとき。

二 当選人が当選を辞したとき、又は死亡者であるとき。

三 当選人が第九十四條において準用する地方自治法第五十七條の規定により当選を失つたとき。

四 第九十四條において準用する地方自治法第六十六條第一項又は第四項の規定による異議の申立又は訴訟の結果、当選人がなくなり、又は当選人がその選挙における委員の定数に達しなくなつたとき。

五 選挙運動を総括主宰した者が選挙に関する犯罪により刑に処せられ当選人の当選が無効となつたとき。

六 当選人が選挙に関する犯罪により刑に処せられ当選が無効となつたとき。

2 前項各号に掲げる事由の一が生じた場合において、前項の規定により当選人を定めることができないとき、又は前項の規定により当選人を定めてもおその数が不足

するときは、第八十五條第三項第一号の委員の任期満了前二箇月以内に当選人に不足を生じ、その不足数が委員の欠員の数とあわせて二人以下である場合を除く。は、都道府県の選挙管理委員会(北海道の海区漁業調整委員会にあつては市町村の選挙管理委員会。以下同じ)は、選挙の期日を定めてこれを告示し、更に選挙を行わなければならない。但し、同一人に関し、前項各号に掲げるその他の事由により、又は第九十三條第二項の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

3 第九十四條において準用する地方自治法第六十六條第一項又は第四項の規定による異議の申立期間、異議の決定が確定しない間又は訴訟が裁判にかかつている間は、前項の選挙は行ふことができない。

(委員に欠員を生じた場合)

第九十三條 第八十五條第三項第一号の委員に欠員を生じた場合において、第九十四條において準用する地方自治法第五十五條第一項但書の得票者であつて当選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。この場合においては、前條第一項但書の規定を準用する。

2 前項の委員に欠員を生じた場合において、前項の規定により当選人を定めることができないとき、又は前項の規定による当選人を定めてもおその数が不足するとき

(委員の任期満了前二箇月以内に委員に欠員を生じ、その数が当選人の不足数とあわせて二人以下である場合を除く。)は、都道府県の選挙管理委員会が、選挙の期日を定めてこれを告示し、選挙を行わなければならない。但し、同一人に関して前條第二項の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

3 前條第三項の規定は、前項の選挙に準用する。

(地方自治法の準用)

第九十四條 地方自治法第九條第四項(被選挙人の年齢の算定方法)、第二十一條(被選挙権を有しない者)、第二十四條第一項、第二項、第四項(選挙期日)、第二十八條(投票区)、第二十九條(投票管理)、第三十條第一項から第三項まで、第七項から第九項まで、第十項本文、第十一項(選挙立会人)、第三十一條第一項(投票用紙の様式)、第三十二條第三項(代理投票)、第三十三條(投票の拒否)、第三十四條(不在者投票)、第三十五條第一項(鳥等の投票箱送致の特例)、第三十六條第一項、第三項(再投票)、第三十七條(投票に関する衆議院議員選挙法の準用)、第三十八條本文(開票区)、第三十九條(開票管理)、第四十條(開票立会人)、第四十二條から第五十二條まで(開票及び選挙会)、第五十三條第一項から第三項まで、第十項、第十一項(候補者)、第五十五條(当選人の決定)、第五十七條(当選の失効)、第五十八條第一

項、第三項から第六項まで(候補者が定数をこえない場合)、第五十九條から第六十一條まで(当選人が定まった場合の措置等)、第六十四條(全委員又は全当選人が欠けた場合の総選挙)、第六十六條第一項、第三項、第四項、第七項、第六十七條、第六十八條第二項、第三項、第六十九條、第七十條(争訟)、第七十二條第一項、第二項(選挙運動に関する衆議院議員選挙法の準用)及び第七十三條(罰則)に関する衆議院議員選挙法の規定は、普通地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除く外、海区域調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、地方自治法第三十條第二項中「十人」とあるのは「六人」と、第三十二條第三項中「第四十一條」とあるのは「漁業法(昭和二十四年法律第九十一條)と、第四十條及び第四十七條中「第三十條」とあるのは「第三十條第一項から第三項まで、第七項から第九項まで、第十項本文及び第十一項」と、第六十條第三項中「第九十二條若しくは第四百四十一條」とあるのは「漁業法第九十五條」と、第六十四條中「第六十二條第二項」とあるのは「漁業法第九十二條第二項」と、「前條第一項」とあるのは「漁業法第九十三條第二項」と、「第五十六條第一項乃至第三項」とあるのは「漁業法第九十二條第一項」と、「前條第二項」とあるのは「漁業法第九十三條第一項」と、「第六十二條第二

項」とあるのは「漁業法第九十二條第三項」と、第七十二條第一項中「第十章及び第十一章並びに第四百四十條第二項」とあるのは「第十章及び第四百四十條第二項」と読み替えるものとする。

(兼職の禁止)

第九十五條 委員は、都道府県の議会の議員と兼ねることができない。

(委員の辞職の制限)

第九十六條 委員は、正当な事由がなければ、その職を辞することができない。

(被選挙権の喪失による委員の失職)

第九十七條 委員が被選挙権を有しない者であるときは、その職を失う。その被選挙権の有無は、委員が左の各号の一に該当するため被選挙権を有しない場合を除く外、委員会が決定する。この場合において、被選挙権を有しない旨の決定は、出席委員の三分の二以上の多数によらなければならない。

一 禁治産者又は準禁治産者となつたとき。

二 禁こ以上の刑に処せられたとき。

三 選挙に関する犯罪により罰金の刑に処せられたとき。

2 前項の場合においては、委員は、第二百二條の規定にかかわらず、その会議に出席して自己の資格は關して弁明することはできないが、決定に加わることとはできない。

3 第一項の規定による決定は、文書をもつてし、その理由をつけて本人に交付しなければならない。

4 第一項の規定による決定に不服がある者は、委員会を被告として裁判所に訴えることができる。

5 委員は、第九十四條において準用する地方自治法第六十六條第一項、第四項若しくは同法第六十八條第二項又は本條第一項若しくは第三項の規定による決定又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

(委員の任期)

第九十八條 委員の任期は、二年とする。

2 第八十五條第三項第一号の委員の任期は、総選挙の日から起算する。但し、委員の任期満了の前日に総選挙を行つた場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

4 委員は、その任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(委員の解職の請求)

第九十九條 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、都道府県の選挙管理委員会に対し、第八十五條第三項第一号の委員の解職を請求することができる。

2 前項の選挙権を有する者とは、選挙人名簿確定の日においてこれ

は登載された者とし、その総数の三分の一の数は、都道府県の選挙管理委員会において、選挙人名簿確定後直ちに告示しなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を公表し、これを選挙権を有する者の投票に付さなければならない。

4 委員は、前項の規定による解職の投票において過半数の同意があつたときは、その職を失う。

5 政令で特別の定をするものを除く外、委員の選挙に関する規定は、第三項の規定による解職の投票に準用する。

(委員の解任)

第一百條 都道府県知事は、特別の事由があるときは、第八十五條第三項第二号の委員を解任することができる。

(委員会の会議)

第一百一條 海区域調整委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければならない。会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 海区域調整委員会の会議は、公開する。

4 会長は、議事録を作成し、これを縦覧に供しなければならない。

第一百二條 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。但し、海区域調整委員会の承認があつたとき

は、会議に出席し、発言すること
ができる。

(議決の再議)

第百三條 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の議決が法令に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、理由を示してこれを再議に付することができる。但し、議決があつた日から一箇月を経過したときは、この限りでない。

(解散命令)

第百四條 主務大臣は、海区漁業調整委員会が議決を怠り、又はその議決が法令に違反し、若しくは著しく不当であると認めて中央漁業調整審議会が請求したときは、海区漁業調整委員会の解散を命ずることができる。

2 前項の規定による主務大臣の解散命令を違法であるとしてその取消を求める訴は、当事者がその処分があつたことを知つた日から一箇月以内に提起しなければならない。

第三節 連合海区漁業調整委員会

(設置)

第百五條 都道府県知事は、必要があるとき、特定目的のために、二以上の海区の区域を合した海区に連合海区漁業調整委員会を置くことができる。

2 主務大臣は、必要があるとき、連合海区漁業調整委員会を設置すべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事が第一項の規定により連合海区漁業調整委員会を置く場合において、その海

区の一部が他の都道府県知事の管轄に属するときは、当該都道府県知事と協議しなければならない。

4 海区漁業調整委員会は、必要があるとき、特定目的のために、他の海区漁業調整委員会と協議して、その区域と当該海区漁業調整委員会の区域とを合した海区に連合海区漁業調整委員会を置くことができる。

5 前項の協議がとれないときは、海区漁業調整委員会は、これを監督する都道府県知事に対して、これに代るべき定をすべきことを申請することができる。この場合において、各海区漁業調整委員会を監督する都道府県知事が異なるときは、その協議によつて定める。

6 第三項又は前項の協議がとれないときは、都道府県知事は、主務大臣に対して、これに代るべき定をすべきことを申請することができる。

7 前二項の規定により都道府県知事又は主務大臣が定をしたときは、その定めるところにより協議がとれたものとみなす。

(構成)

第百六條 連合海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、その海区の区域内に設置された各海区漁業調整委員会の委員の中からその定めるところにより選出された各同数の委員をもつて充てる。但し、海区漁業調整委員会の数が第三項の規定による委員の定数をこえる場合にあつては、

各海区漁業調整委員会の委員の中から一人を選出し、その者が互選した者をもつて充てる。

3 委員の定数は、前條第一項に規定する場合にあつては、同條第三項に規定する場合を除き、都道府県知事が、同條第三項に規定する場合にあつては各都道府県知事が協議して、同條第四項に規定する場合にあつては各海区漁業調整委員会が協議して定める。

4 前條第一項の規定により連合海区漁業調整委員会を設置した都道府県知事又は同條第四項の規定により連合海区漁業調整委員会を設置した海区漁業調整委員会を監督する都道府県知事は、必要があるとき、第二項の規定により選出される委員の外、学識経験がある者の中から、その半数以下の人数を限り、委員を選任することができる。

5 前項の委員の選任については、前條第三項に規定する場合及び同條第五項後段に規定する場合にあつては、当該都道府県知事と協議しなければならない。

6 第三項の海区漁業調整委員会の協議がとれないときは、前條第五項の規定を準用する。

7 第三項、第五項又は前項において準用する前條第五項の都道府県知事の協議がとれないときは、前條第六項の規定を準用する。

8 前三項の場合には、前條第七項の規定を準用する。

(委員の任期及び解任)

第百七條 前條第二項の規定により選出された委員の任期及び解任に關して必要な事項は、各委員の属する海区漁業調整委員会の定めるところによる。

(委員の失職)

第百八條 第百六條第二項の規定により選出された委員は、海区漁業調整委員会の委員でなくなつたときは、その職を失う。

(瀬戸内海連合海区漁業調整委員会)
第百九條 瀬戸内海に瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を置く。

2 前項の規定において「瀬戸内海」とは、左に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた海面をいう。

一 和歌山県紀伊の御岬燈台から徳島県伊予島及び前島を経て蒲生日御岬に至る直線

二 愛媛県佐田岬から大分県関崎燈台に至る直線

三 山口県火ノ山下船舶通航信号所から福岡県門司崎燈台に至る直線

3 瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一 瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者各一人

二 学識経験のある者の中から主務大臣が選任した者四人

4 海区漁業調整委員会の委員は、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の委員となつたときは、その職を失う。

5 委員の任期は、二年とする。

6 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

7 第百七條(連合海区漁業調整委員会の委員の任期及び解任)の規定は、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会には適用しない。

(瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の指示)

第百十條 瀬戸内海においては、その区域内において連合海区漁業調整委員会の指示が瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。

(準用規定)

第百十一條 第八十五條第二項、第四項から第六項まで(海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員)、第九十六條(委員の辞職の制限)、第九十八條(第四項(任期満了の場合)及び第百條から第百四條まで(解任、会議、議決の再議及び解散命令)の規定は、連合海区漁業調整委員会に準用する。この場合において、第八十五條第二項中「第三項第二号の委員」とあるのは「委員(瀬戸内海連合海区漁業調整委員会にあつては第百九條第三項第二号の委員)」と、同項及び第五項中「都道府県知事が」とあるのは「第百六條第四項の委員の選任方法に準じて(瀬戸内海連合海区漁業調整委員会にあつては主務大臣)」と、第百條中「都道府県知事」とあるのは「第百六條第四項に規定する都道府県知事(瀬戸内海連合海区漁業調整委員会に

あつては主務大臣」と、同條中委員を」とあるのは「委員をその選任方法に準じて（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会にあつては委員を」と読み替へるものとする。

第四節 中央漁業調整審議

會

(設置及び権限)

第百十二條 この法律の施行に関する重要事項を審議するために中央漁業調整審議會を置く。

2 中央漁業調整審議會は、主務大臣の監督に属し、この法律その他の法令によりその権限に属させた事項を処理する。

(構成)

第百十三條 中央漁業調整審議會は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、主務大臣をもつて充てる。

3 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一 漁業者及び漁業従事者の代表者十人

二 学識経験がある者五人

4 委員は、主務大臣の申出により、内閣総理大臣が命ずる。

(適用規定)

第百十四條 第八十五條第四項から第六項まで（海区漁業調整委員会の専門委員及び書記又は補助員）、第九十六條（委員の辞職の制限）、第九十八條第一項、第三項、第四項（任期）及び第九十九條第三項まで（解任、会議及び議決の再議）の規定は、中央漁業調整審議會に準用する。この場合において、第八十五條第四項及び第五項中「都

道府県知事」とあるのは「主務大臣」と、第百條中「都道府県知事は、」とあるのは「内閣総理大臣は、主務大臣の申出により、」と読み替へるものとする。

第五節 雜則

(選挙管理委員会の監督)

第百十五條 都道府県の選挙管理委員会は、この法律により市町村の選挙管理委員会の権限に属させた事項につき市町村の選挙管理委員会を指揮監督する。

2 農林大臣及び全国選挙管理委員会、この法律により都道府県の選挙管理委員会の権限に属させた事項につき都道府県の選挙管理委員会を指揮監督する。

3 地方自治法第五十一條第一項（都道府県知事の取消権）の規定は、前二項の場合に準用する。

(報告徴収等)

第百十六條 漁業調整委員会又は中央漁業調整審議會は、第八十三條又は第百十二條に規定する事項を処理するために必要があるときは、漁業者、漁業従事者その他関係者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員若しくは委員会若しくは審議會の事務に従事する者をして漁場、事業場又は事務所について所要の調査をさせることができる。

2 漁業調整委員会又は中央漁業調整審議會は、第八十三條又は第百十二條に規定する事項を処理するために必要があるときは、その委員又は委員会若しくは審議會の事務に従事する者をして他人の土地

に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害になる物を移転し、若しくは除去させることができる。但し、これによつて生じた損失は、補償しなければならぬ。

(漁業調整委員会等に対する行政庁の監督)

第百十七條 主務大臣は、漁業調整委員会及び中央漁業調整審議會に対し、都道府県知事は、漁業調整委員会に対し、監督上必要な命令又は処分をすることが出来る。

(漁業調整委員会の費用)

第百十八條 國は、漁業調整委員会（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を除く。以下本條中同じ。）に関する費用については、第七十五條第二項の規定による免許料及び許可料の額の決定の基礎とした当該費用の全額を負担する。

2 都道府県は、漁業調整委員会に関する費用については、前項の規定による負担金の額をこえてはこれを支出する義務を負わない。

3 漁業調整委員会に関する費用は、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会に關するものを除く外、都道府県が支出する。但し、その海区が二以上の都道府県の管轄に属するものについては、当該都道府県が等しい割合において支出する。

(委任規定)

第百十九條 本章に規定するものの外、漁業調整委員会及び中央漁業調整審議會に關して必要な事項は、政令で定める。

第七章 土地及び土地の定着物の使用

(在土地の使用及び立入等)

第百二十條 漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合會は、左に掲げる目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受け、他人の土地を使用し、又は立木竹若しくは土石の除去を制限することが出来る。

一 漁場の標識の建設

二 魚見若しくは漁業に関する信号又はこれに必要な設備の建設

三 漁業に必要な目標の保存又は建設

第百二十一條 漁業者は、必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、特別の用途のない他人の土地に立ち入つて漁業を営むことができる。

第百二十二條 漁業に関する測量、実地調査又は前二項の目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は支障となる木材を伐採し、その他障害物を除去することが出来る。

第百二十三條 前三條の行為をする者は、あらかじめその旨を土地の所有者又は占有者に通知し、且つこれによつて生じた損失を補償しなければならぬ。

(土地及び土地の定着物の使用)

第百二十四條 漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合會は、土地又は土地の定着物が海草乾場、船揚場、漁舎その他漁業上の施設として利用することが必要且つ適当であつて他のものをもつて代へることが著しく困難であるときは、

都道府県知事の認可を受けて、当該土地又は当該定着物の所有者その他のこれに關して権利を有する者に對し、これを使用する権利（以下「使用権」という。）の設定に關する協議を求めることが出来る。

2 前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、同項の土地又は土地の定着物の所有者その他これに關して権利を有する者、同項の認可を受けようとする者及び海区漁業調整委員会の意見をきかなければならぬ。

3 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨を土地又は土地の定着物の所有者その他これに關して権利を有する者に通知しなければならぬ。

4 前項の通知を受けた後は、土地又は土地の定着物のその他これに關して権利を有する者は、第一項の協議が整うまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼす虞がない場合を除き、都道府県知事の許可を受けなければ、当該土地の形質を変更し、又は当該定着物を損壊し、若しくは除去することが出来ない。但し、その協議がととのわない場合において、第百二十五條第一項但書の期間内に同項の裁決の申請がないときは、この限りでない。

5 前項の許可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならぬ。

(使用権設定の裁定)

第百二十五條 前條第一項の場合に

において、協議がととのわず、又は協議をすることができないときは、同項の認可を受けた者は、使用権の設定に関する海産物調整委員会の裁定を申請することができる。但し、同項の認可を受けた日から二箇月を経過したときは、この限りでない。

2 前項の規定による裁定の申請があつたときは、海産物調整委員会は、当該申請に係る土地又は土地の定着物の所有者その他これに關して権利を有する者にその旨を通知し、且つ、これを公示しなければならない。

3 第一項の規定による裁定の申請に係る土地又は土地の定着物の所有者その他これに關して権利を有する者は、前項の公示の日から二週間以内に海産物調整委員会に意見書を提出し出ることが出来る。

4 裁定の申請に係る土地又は土地の定着物の所有者は、前項の意見書において、海産物調整委員会に対し、当該土地若しくは当該定着物の使用が三箇年以上にわたり、又は当該土地若しくは当該定着物の形質の変更を来すような使用権の設定をすべき旨の裁定をしようとする場合には、これに代えて、当該土地又は当該定着物を買い取るべき旨の裁定をすべきことを申請することができる。

5 裁定の申請に係る土地の上に定着物を有する者は、第三項の意見書において、海産物調整委員会に対し、使用権を設定すべき旨の裁定をしようとする場合には当該

工作物の移転料に関する裁定をすべきことを申請することが出来る。但し、当該工作物が前條第三項の通知があつた後に設定されたものであるときは、この限りでない。

6 海産物調整委員会は、前項の期日を経過した後に審議を開始しなければならない。

7 裁定は、その申請の範囲をこえることが出来ない。

8 海産物調整委員会は、土地若しくは土地の定着物の使用が三箇年以上にわたり、又は土地若しくは土地の定着物の形質の変更を来すような使用権の設定をすべき旨の裁定をしようとする場合には、前項の裁定をしようとする場合において第四項の申請があつたときは、これに代えて、当該土地又は当該定着物を買い取るべき旨の裁定をしなければならない。

9 海産物調整委員会は、使用権を設定すべき旨の裁定をしようとする場合において第五項の申請があつたときは、当該工作物の移転料に関する裁定をしなければならない。

10 使用権を設定すべき旨の裁定又は買い取るべき旨の裁定においては、左の事項を定めなければならない。

一 使用権を設定すべき土地若しくは土地の定着物並びに設定すべき使用権の内容及び存続期間又は買い取るべき土地若しくは土地の定着物

二 対価並びにその支拂の方法及び時期

三 土地又は土地の定着物の引渡の時期

四 使用開始の時期

五 第五項の申請があつた場合においては移転料並びにその支拂方法及び時期

11 海産物調整委員会は、裁定をしたときは、遅滞なくその旨を当該土地又は当該定着物の所有者その他これに關して権利を有する者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

12 前項の公示があつたときは、裁定の定めるところにより当事者間に協議がととのつたものとみなす。

13 民法第六百十二條（賃借権の譲渡等の禁止）の規定は、前項の場合には適用しない。

（土地及び土地の定着物の貸付契約に関する裁定）

第二百二十六條 漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が第二百二十四條第一項に規定する土地又は土地の定着物を漁業に使用するため貸付を受けている場合において経済事情の変動その他事情の変更によりその契約の内容が適正でなくなつたと認めるときは、当事者は、海産物調整委員会に対して、当該貸付契約の内容の変更又は解除に関する裁定を申請することができる。

2 前項の申請があつた場合には、前條第二項、第三項、第六項及び第七項の規定を準用する。

3 第一項の裁定においては、左の事項を定めなければならない。

一 変更に関する裁定の申請の場合にあつては変更するかどうか、変更する場合はその内容及び変更の時期

二 解除に関する裁定の申請の場合にあつては解除するかどうか、解除する場合は解除の時期

前項の裁定があつた場合には、前條第十一項及び第十二項の規定を準用する。

第八章 内水面漁業

（内水面における漁業の免許）

第二百二十七條 内水面（第八十四條第一項の規定により主務大臣が指定する内水面を除く。以下同じ。）においては、区画漁業以外の漁業の免許はしない。但し、湖沼においては、共同漁業の免許をすることが出来る。

（料金）

第二百二十八條 内水面においては、主務大臣又は都道府県知事は、水産動植物の繁殖保護を図るため、魚種、漁法、漁場又は時期を指定して、命令の定めるところにより、料金を政府に納めなければ水産動植物の採捕又は養殖をすることができない旨の定をすることが出来る。

第二百二十九條 前條の料金の額は、その総額が左に掲げる費用の合計額とおおむね等しくなるように、毎年、定めなければならない。

一 漁業法施行法第九條の規定による補償金の交付に要する費用のうち内水面における漁業に関する分

二 政府の行う内水面における増殖事業に要する費用

三 内水面漁場管理委員会の費用

四 前三号に掲げる費用の外、この法律及び漁業法施行法の施行に伴う費用のうち内水面における漁業に関する分

2 第七十七條から第八十一條まで（免許料又は許可料の徴収）の規定は、前條の料金の徴収に準用する。

（内水面漁場管理委員）

第二百三十條 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。

2 内水面漁場管理委員会は、主務大臣及び都道府県知事の監督に属する。

3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。

4 この法律の規定による海産物調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

（構成）

第二百三十一條 内水面漁場管理委員会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、当該都道府県の区域内に存する内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者、当該水面において水産動植物の採捕をする者を代表すると認められる者及び学識経験がある者の中から都道府県知事が選任した者をもつて充てる。

3 前項の規定により選任される委員の定数は、十人とする。但し、主務大臣は、必要があると認める

ときは、特定の内水面漁場管理委員会について別段の定数を定めることができる。

(準用規定)

第三百三十二條 第八十五條第二項、第四項から第六項まで（海区漁業調整委員会、会長、専門委員及び書記又は補助員）、第九十六條（委員の辞職の制限）、第九十八條（第一項、第三項、第四項（任期）、第六條から第三十三條まで（解任、会議及び議決の再議）及び第九十六條から第九十九條まで（報告徴収等、監督、費用及び委任規定）の規定は、内水面漁場管理委員会に準用する。この場合において、第九十九條中「本章」とあるのは「第三百三十二條から第三十三條まで」と読み替へるものとする。

第九章 雑則

(漁業手致料)

第三百三十三條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により漁業に關して申請をする者は、命令の定めるところにより、手致料を納めなければならない。

(報告徴収等)

第三百三十四條 主務大臣又は都道府県知事は、漁業の免許又は許可をし、漁業調整をし、その他この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項があるときは、漁業に關して必要な報告を徴し、又は当該官吏員をして漁場、事業場又は事務所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣又は都道府県知事は、漁業の免許又は許可をし、漁業調整をし、その他この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があるときは、当該官吏員をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移転し、若しくは除去させることができる。但し、これによつて生じた損失は、補償しなければならない。

3 前二項の規定により当該官吏員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを呈示しなければならない。

(訴願)

第三百三十五條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による免許、許可又は認可の申請に対する許可その他行政庁の処分に対する許可若しくは、訴願を提起することができる。

(管轄の特例)

第三百三十六條 漁場が二以上の都道府県知事の管轄に屬し、又は漁場の管轄が明確でないときは、主務大臣は、これを管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行うことができる。

第三百三十七條 この法律中都道府県又は都道府県知事に關する規定は、特別市にあつては特別市又は特別市の長に、市町村に關する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自治法第五十五條第二項の市にあつては区に、特

別市にあつては行政区に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合に適用する。

第十章 罰則

第三百三十八條 左の各号の一に該當する者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に處する。

一 第九條の規定に違反した者

二 漁業権、第三十六條の規定による漁業の許可又は指定漁業の許可に付けた制限又は條件に違反して漁業を営んだ者

三 定置漁業権若しくは区画漁業権の行使の停止中その漁業を営み、共同漁業権の行使の停止中その漁場において行使を停止した漁業を営み、又は指定漁業若しくは第三十六條の規定により許可を受けた漁業の停止中その漁業を営んだ者

四 第五十二條第一項の規定に違反した者

五 指定遠洋漁業の許可を受けた者であつて第六十一條の規定に違反した者

六 第六十八條、第六十九條又は第七十條の規定に違反した者

第七十條 左の各号の一に該當する者は、一年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留又は科料に處する。

一 第六十六條第一項の規定に違反した者

二 第六十七條第七項の規定に基づく命令に違反した者

三 第七十一條第一項の規定による制限若しくは禁止又は同條第二項の規定に基づく命令に違反した者

第四百四十條 第三百三十八條又は前條の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、製品、漁船及び漁具は、沒收することができる。但し、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を沒收することができないときは、その価額を追徴することができる。

第四百四十一條 左の各号の一に該當する者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に處する。

一 第二十四條第二項の規定に違反して定置漁業権を抵当権の目的とした者

二 第二十六條第一項（第二十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して区画漁業権（第二十七條第二項において準用する場合）は定置漁業権を譲渡の目的とした者

三 第二十七條第一項の規定に違反して区画漁業権以外の漁業権を譲渡の目的とした者

四 第三十條の規定に違反して漁業権を貸付の目的とした者

五 第七十四條第三項の規定による漁業監督官又は漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に對し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

六 第二百二十四條第四項の規定に違反した者

七 第三百三十四條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の陳述をし、又は当該官吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

八 第三百三十四條第二項の規定による当該官吏員の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四百四十二條 第三百三十八條、第三百三十九條又は前條第一号から第四号までの罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第四百四十三條 漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害した者は、二万円以下の罰金に處する。

2 前項の罪は告訴を待つて論ずる。

第四百四十四條 左の各号の一に該當する者は、一万円以下の罰金に處する。

一 第三十五條（第三十六條第四項及び第六十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第七十二條の規定に基づく命令に違反した者

三 漁場若しくは漁具の標識を移転し、汚損、又はこわした者

第四百四十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、第三百三十八條、第三百三十九條、第四百四十一條、第四百四十三條第一項又は前條第一号若しくは第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金を科する。

附則

1 この法律施行の期日は、その公布の日から起算して三箇月をこえ

ない期間内において、政令で定め
る。

2 漁業法（明治四十三年法律第五
十八号）は、廃止する。

3 この法律施行後二年間は、漁業
の免許はしない。但し、漁業法施
行法第一條第二項の規定により期
日の指定があつたときは、当該地
区及び当該種類については、この
限りでない。

4 第二十一條第二項から第四項ま
で（区画漁業権の存続期間の延長）
の規定は、当分の間は適用しな
い。

5 この法律によつて免許された定
置漁業権又は区画漁業権は、当分
の間は、移転又は抵当権の目的と
なることができない。但し、第二
十八條第二項の譲渡の場合は、こ
の限りでない。

6 前項の規定に違反して定置漁業
権又は区画漁業権を譲渡又は抵当
権の目的とした者は、六箇月以下
の懲役又は三万円以下の罰金に処
する。

7 前項の罪を犯した者には、情状
により、懲役及び罰金を併科する
ことができる。

8 法人の代表者又は法人若しくは
人の代理人、使用人その他の従業
者が、その法人又は人の業務又は
財産に関して、第五項の違反行為
をしたときは、行為者を罰する
外、その法人又は人に対し、第六
項の罰金を科する。

9 第七十五條（免許料及び許可料）
の規定は、許可料に関しては、こ
の法律施行後二年以内において政

令で定める期日までの間は適用し
ない。

10 この法律の施行後最初に行う海
区漁業調整委員会の委員の選挙の
期日は、政令で定める。

11 前項の規定による選挙に必要な
選挙人名簿に関して第八十九條に
規定する期日又は期間によること
ができないときは、同條の規定に
かわらず、政令で定める期日又
は期間によることができる。

12 この法律施行後最初に選挙され
又は選任された海区漁業調整委員
会、瀬戸内海連合海区漁業調整委
員会、中央漁業調整審議会及び内
水面漁場管理委員会の委員の任期
は、第九十八條第一項（第四百十四
條及び第四百三十二條において準用
する場合を含む。）又は第九十九條第
五項の規定にかかわらず、政令で
定める期間とすることができる。

13 第二百二十八條（内水面漁業の料
金）の規定は、この法律施行後二
年以内において政令で定める期日
までの間は適用しない。

14 この法律施行後漁業調整委員会
が設置されるまでの間は、都道府
県知事は、第八十六條第二項（選
挙権及び被選挙権の範囲の拡張又
は限定）又は第二百二十四條第二
項若しくは第五項（土地及び土地の
定着物に関する認可又は許可）の
規定にかかわらず、海区漁業調
整委員会の意見をきくことを要
しない。

15 この法律施行後海区漁業調整委
員会が設置されるまでの間は、第
百二十五條（使用権設定の裁定）及

び第二百二十六條（土地及び土地の
定着物の貸付契約に関する裁定）
の規定による海区漁業調整委員会
の権限は、都道府県知事が行う。

漁業法案（内閣提出）に関する報告書
（都合により最終号の附録に掲載）

漁業法施行法案
漁業法の存続

第一條 漁業法（昭和二十四年法律
第一号以下「新法」という。）施
行の際現に存する漁業権（以下單
に「漁業権」という。）及びこれに
ついて現に存し又は新たに設定され
る入漁権については、同法施行後
二年間は、同法の規定にかかわら
ず、漁業法（明治四十三年法律第
五十八号以下「旧法」という。）
の規定は、なおその効力を有す
る。但し、新法第六十七條の規定
及び同條に係る罰則の適用を妨げ
ない。

2 漁業権について政令で地区及び
漁業権の種類を定めて期日を指定
したときは、その期日以後は、当
該漁業権については、前項の規定
は、適用しない。

3 漁業権は、新法施行後その存続
期間が満了するものであつても、
その存続期間は、満了しないもの
とする。

（漁業権の変更の不許可）
第二條 漁業権の変更は、許可しな
い。

（漁業権の譲渡等の制限）
第三條 漁業権は、都道府県知事の
認可（地先水面専用漁業権につ

いては、主務大臣の認可）を受け
た場合を除き、譲渡又は抵当権
（現に存する抵当権を除く。）の目
的となることができない。

2 前項の認可をしようとするとき
は、都道府県知事は、海区漁業調
整委員会の意見をきかなければな
らない。

（漁業権の貸付契約の解除等の制
限）
第四條 漁業権の貸付契約であつて
新法施行の際現に存するものにつ
いては、借受人が貸付料を滞納す
る等信義に反する行為がある場
合、一時的に貸し付けた場合、貸
付契約の内容が事情の変更によつ
て妥当でなくなつた場合その他正
当の事由がある場合を除き、その
解除若しくは解約（合意解約を含
む。）をし、又は更新を拒むこと
ができない。

2 前項の貸付契約の解除若しくは
解約（合意解約を含む。）をし、又
は更新を拒もうとするときは、都
道府県知事の認可を受けなければ
ならない。

3 前項の認可をしようとするとき
は、都道府県知事は、海区漁業調
整委員会の意見をきかなければな
らない。

4 前三項の規定は、新法施行の際
現に存する入漁権を消滅させ、又
はその更新を拒む場合に準用す
る。

（漁業協同組合による漁業権の取
得等）
第五條 漁業協同組合又は漁業協同
組合連合会は、河川における漁業

権を取得し、若しくはその貸付を
受け、又はこれについて現に存す
る入漁権を取得し、若しくは新た
に入漁権を設定することができ
る。

（旧法に基づく許可その他の処分
の効力）
第六條 漁業の免許を除き、旧法の
規定に基いてした許可その他の行
政上の処分であつて新法施行の際
現に効力を有するものは、当該行
政庁が新法の規定に基いてするこ
とができるものに限り、これに基
いてしたものとみなす。

2 前項の規定により新法に基いて
したものとみなされた処分の有効
期間については、別に命令で特別
の定をすることができ。

（旧法に基づく指定遠洋漁業の許可
又は起業の認可）
第七條 主務大臣は、その定める期
間内に、新法施行の際現に旧法第
三十四條第二項（主務大臣の取締
規則）の規定に基づく命令又は第
三十五條第一項（汽船トロール漁
業等の許可）の規定に基いて新法第
五十二條第一項に規定する特定遠
洋漁業について許可又は起業の認
可を受けている者につき、中央漁
業調整審議会の意見をきいて、そ
の者が新法第五十六條（許可又は
起業の認可をしない場合）各号の
一に該当するかどうかを審査し、
該当する場合にその者の受けて
いる許可又は起業の認可を取り消
さなければならぬ。

（旧法に基づく訴願）
第八條 新法施行前にした訴願につ

いは、なお従前の例による。

(漁業権者等に対する補償金の交付)

第九條 政府は、漁業権又はこれを目的とする入漁権、賃借権若しくは使用貸借による借主の権利(以下「漁業権等」と総称する。)を第一條の規定による漁業権の消滅の時、有している者に対して、この法律の定めるところにより補償金を交付する。

(漁業権等補償計画及び補償金額の算定)

第十條 補償金の交付は、漁業権補償委員会が補償すべき漁業権ごとに定める漁業権等補償計画に従つてしなければならない。

2 漁業権等補償計画においては、補償金額を定めなければならない。

3 前項の補償金額は、左の各号に掲げる額の範囲内において定めらる。

一 昭和二十二年七月一日から昭和二十三年六月三十日まで(以下「基準年度」という。)の全漁期間貸し付けられていた漁業権については、基準年度の貸賃料(使用貸の場合にあつては漁業権補償委員会が近傍類似的漁業権の貸賃料を参しやくして定める額)の、専用漁業権以外のものにあつては十一倍、専用漁業権にあつては十六倍に相当する額

二 基準年度の全漁期間貸し付けられていなかった漁業権であつて専用漁業権以外のものについては、漁業権補償委員会が基準年度につ

き近傍類似的漁業権の貸賃料を参しやくして定める推定貸賃料の十三倍に相当する額

三 専用漁業権であつて基準年度の全漁期間貸し付けられていなかったもの又は入漁権については、基準年度の当該権利による漁獲金額

四 基準年度において貸し付けられていた漁期と貸し付けられていなかった漁期とがある漁業権については、その各々の期間についての第一号に掲げる額と第二号又は前号に掲げる額の十三分の十一に相当する額とを平均した額の十一分の十三に相当する額。

五 賃借権又は使用貸借による借主の権利については、その目的たる漁業権の補償金額の二割に相当する額

六 特別の事由により前各号に掲げる額にすることができない場合又は著しく不相当であると認められる場合にあつては、主務大臣が定める基準によつて算出した額

4 前項の貸賃料及び漁獲金額は、漁業権調査規則(昭和二十三年農林省令第五十二号)に基いて報告した額による。但し、貸賃料については、漁業委員会がその会員に貸貸していたため貸賃料が著しく低い場合、事情の変更によつてその貸賃料によることが著しく不相当である場合その他特別の事由がある場合においては、その貸賃料によらず、漁業権補償委員会が近傍類似的漁業権の貸賃料を参しやくして定める額を貸賃料とし、漁獲金額については、基準年度の不漁、

天災等により漁獲金額が著しく少い場合その他特別の事由がある場合においては、その漁獲金額によらず、漁業権補償委員会が近傍類似的漁業権の漁獲金額を参しやくして定める額を漁獲金額とする。

5 漁業権補償委員会は、漁業権等補償計画を定めたときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ、公告の日から二十日間、補償すべき漁業権の漁場に最も近い沿岸の属する市町村の事務所において左の事項を記載した書類を縦覧に供するとともに、公告の日から十日以内に、前條に規定する者であつて知れているものに対して当該漁業権等補償計画について通知を發しななければならない。

一 補償すべき漁業権等を有する者の氏名又は名称及び住所

二 補償すべき漁業権等

三 補償金額

(異議の申立及び訴願)

第十一條 第九條に規定する者又はその承継人は、前條の規定による当該漁業権等補償計画について異議があるときは、漁業権補償委員会に対して異議を申し立てることができる。但し、同條第四項の縦覧期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

2 漁業権補償委員会は、前項の申立を受けたときは、同項の異議申立期間満了後一箇月以内に決定しなければならない。

3 前項の決定に対して不服がある申立人は、都道府県知事に訴願することができる。但し、同項の期

間満了後二十日を経過したときは、この限りでない。

4 都道府県知事は、前項の訴願を受理したときは、同項但書の期間満了後二箇月以内に裁決してなければならない。

(知事による補償計画の承認等)

第十二條 前條第一項の期間内に同項の規定による異議の申立がないとき、同項の規定による異議の申立があつた場合においてこれについて同條第二項の規定による決定があり、且つ、同條第三項但書の期間内に訴願の提起がなかつたとき、又は同項の規定による訴願の提起があつた場合においてこれについて同條第四項の規定による裁決があつたときは、漁業権補償委員会は、遅滞なく当該漁業権等補償計画について都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事が前項の承認をしようとする場合において、主務大臣は、当該漁業権等補償計画が他都道府県の漁業権補償計画と均衡を失し、その他不当であると認めるときは、都道府県知事に対して承認をしてはならないことを命ずることができる。

3 都道府県知事が第一項の承認を拒んだときは、漁業権補償委員会は、漁業権等補償計画を作成し直さなければならない。

4 漁業権補償委員会が前項の規定により漁業権等補償計画を作成し直さないときは、都道府県知事は、漁業権補償委員会に代つてこれを作成し直すことができる。

5 前項の場合においては、第十條第四項(漁業権等補償計画の公告等)及び前條の規定を準用する。

この場合において、前條第三項及び第四項中「都道府県知事」とあるのは「主務大臣」と読み替へるものとする。

6 第一項の規定による承認を受けたときは、漁業権補償委員会は、遅滞なくその旨を公告し、且つ、第九條に規定する者であつて知れているものに対して通知しなければならない。

7 前項の規定は、都道府県知事が第四項の規定による漁業権等補償計画を作成した場合においてこれについて前條第一項の期間内に同項の規定による異議の申立がないとき、同項の規定による異議の申立があつた場合においてこれについて同條第二項の規定による決定があり、且つ、同條第三項但書の期間内に訴願の提起がなかつたとき、又は同項の規定による訴願の提起があつた場合においてこれについて同條第四項の規定による裁決があつたときに準用する。

(承継人に対する効力)

第十三條 前三條の規定によりした手続その他の行為は、第九條に規定する者の承継人に対してもその効力を有する。

(補償金の供託)

第十四條 第九條の規定により補償金を交付すべき漁業権等(その属する漁業財団を含む。)について先取特権又は抵当権があるときは、当該権利を有する者から供託をし

なくともよい旨の申出がある場合を除き、政府は、その補償金を供託しなければならない。

2 前項の漁業権等（その属する漁業財団を含む。）について先取特権又は抵当権を有する者は、前項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

（補償金増額請求の訴）

第十五条 第九條の規定による漁業権等の補償金の額に不服がある者は、訴をもつてその増額を請求することができる。但し、第十二條第六項（同條第七項において準用する場合を含む。）の通知を受けた後一箇月を経過したときは、この限りでない。

2 前項の訴においては、国を被告とする。

（漁業権証券）

第十六条 第九條の規定による補償金は、三十年以内償還すべき証券で交付することができる。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な額を限度として証券を発行することができる。

3 前二項の規定により交付する証券の交付価額は、時価を参しやくして大蔵大臣が定める。

4 第二項の証券に関して必要な事項は、命令で定める。

（漁業権補償委員会）

第十七条 都道府県に漁業権補償委員会を置く。

2 漁業権補償委員会は、主務大臣及び都道府県知事の監督に属し、その設置された都道府県の区域内に存する漁業権等の補償に関する事項を処理する。

3 漁業権補償委員会は、委員をもつて組織する。

4 委員は、都道府県知事が漁業者及び漁業従事者の中から選任した者七人及び学識経験がある者の中から選任した者三人をもつて充てらる。

5 主務大臣は、必要があると認めるときは、特定の漁業権補償委員会について前項の委員の定数と異なる定数を定めることができる。

6 委員の任期は、第九條の規定による漁業権の補償金の交付の事務が終了するまでとする。

7 新法第八十五條第二項、第四項から第六項まで（海区漁業調整委員会、専門委員及び書記又は補助員）、第九十五條（兼職の禁止）、第九十六條（委員の辞職の制限）、第九十八條第三項（補欠委員の任期）、第九十九條から第一百零三條まで（解任、会議及び議決の再議）及び第一百零六條から第一百零九條まで（報告徴収等、監督、費用及び委任規定）の規定は、漁業権補償委員会に準用する。この場合において、第九十九條中「本章」とあるのは、「漁業法施行法第十七條」と読み替へるものとする。

（水産庁設置法の一部改正）

第十八條 水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七條の六を次のように改める。

（その他の附属機関）

第七條の六 左の上欄に掲げる機関は、水産庁の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類 目 的

水産物規格審議会
漁船保険審査会
中央漁業調整審議会
瀬戸内海連合海区漁業調整委員会

水産物の規格の審査その他指定農林物資検査法（昭和二十三年法律第二百十号）に規定する権限を行うこと。
漁船保険法（昭和二十二年法律第二十三号）により政府の行う再保険に関する事項を審査すること。
漁業法（昭和二十四年法律第 号）の施行に關する重要事項を審議すること。
瀬戸内海における漁業調整を行うこと。

2 水産物規格審議会については指定農林物資検査法、漁船保険審査会については漁船保険法、中央漁業調整審議会及び瀬戸内海連合海区漁業調整委員会については漁業法の定めるところによる。

第七條の六の次に次の一條を加える。

（瀬戸内海漁業調整事務局）

第七條の七 瀬戸内海における水産動植物の繁殖保護、漁業の許可、漁業取締その他漁業調整、漁業調整委員会の監督等漁業法の施行に關する事務の一部を分掌させるため、瀬戸内海漁業調整事務局を置く。

2 瀬戸内海漁業調整事務局は、神戸市に置く。

3 前二項に規定するものの外、瀬戸内海漁業調整事務局について必要な事項は、政令で定める。

（漁業財団抵当法の一部改正）

第十九條 漁業財団抵当法（大正十四年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

第五條 ヒビ建養殖業、カキ養殖業、漁業法第六條第五項第五号ノ規定ニヨリ主務大臣ノ指定スル湖沼以外ノ内水面ニ於ル魚類養殖業又ハ第三種区画漁業タル貝類養殖業ヲ内容トスル区画漁業権ニ付漁業財団ヲ設定シタル場合ニ於テ之ヲ漁業協同組合又ハ漁業協同組合連合会ニ譲渡セントスルトキハ漁業権者ハ抵当権者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
抵当権者ハ正当ノ事由ニ因ルニ非ザレバ前項ノ同意ヲ拒ムコトヲ得ズ
第一項ノ譲渡アリタルトキハ抵当権ハ消滅ス

2 新法施行後同法附則第五項の規定により設置漁業権又は区画漁業権が抵当権の目的となることのできない期間中は、設置漁業権又は区画漁業権を有する者は、これについて抵当権の目的とするため漁業財団を設けることができる。

3 第一項の規定施行の際に漁業権又はその登録した賃借権について抵当権の目的とするため設けられている漁業財団については、なお従前の例による。

（水産業協同組合法の一部改正）

第二十條 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一項の規定により組合員に出資させ、且つその営む漁業又はこれに附帶する事業

に常時従事する者の三分の二以上が組合員又は組合員と世帯を同じくする者である組合は、第十一條に規定する事業の外、漁業及びこれに附帯する事業を営むことができる。

第十七條第一項の次に次の一項を加え、第二項を第三項とし、同項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に改める。

2 前項の規定により漁業協同組合が漁業を営むには、組合員の三分の二以上の書面による同意を必要とする。

第十八條第一項に次の但書を加える。

但し、河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者を主たる構成員とする組合にあつては、組合の地区内に住所を有し、且つ水産動植物の採捕又は養殖をする者（遊漁者を除く。）であつて、採捕又は養殖に従事する日数が一年を通じて三十日から九十日までで定款で定める日数をこえるものも組合員たる資格を有する。

第十八條第二項に次の但書を加える。

但し、前項但書に規定する組合については、この限りでない。

第四十二條第二項中「、第十七條の規定による漁業及びこれに附帯する事業を営まない組合の組合員名簿には第五号の事項を」及び第五号を削る。

第八十條、第八十一條及び第八十二條第三項中「従事する者」を「常時従事する者」に改める。

第八十四條第二項第一号中「第

一号及び第三号から第五号まで」を「第一号、第三号及び第四号」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に常時従事する者でないときはその旨

（水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律の一部改正）

第二十一條 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第十三條第六項中「財産」を「財産（漁業権、これを使用する権利若しくは入漁権又はこれらの権利に基いて当該水産業団体の取得した財産を除く。以下本條中同じ。）」に改め、同條の次に次の一條を加える。

（漁業権管理委員会）

第十三條の二 漁業法施行法（昭和二十四年法律第 号）施行の際現に存する漁業会で漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権を有しているものは、

同法施行後二箇月以内に總會を招集しなければならない。

2 前項の總會には、第十二條第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において「会員」とあるのは「水産業協同組合法第十條第二項に規定する漁民（同法第十八條第一項但書に規定する者を含む。）たる会員」と読み替へるものとする。

3 第一項の總會においては、漁業権管理委員会の委員を選挙しなければならない。

4 前項の委員の選挙は、水産業協同組合法第十條第二項に規定する漁民（同法第十八條第一項但書に規定する者を含む。）たる会員の無記名投票によつて行ふ。

5 第三項の委員の定数は、五人から九人までとし、その全部が水産業協同組合法第十八條第一項に規定する漁民でなければならない。

6 漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に係る理事の権限は、漁業権管理委員会が行ふ。

7 第一項の漁業会の清算人は、漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に基いて当該漁業会が取得した財産の処分については、漁業権管理委員会の意見をきき、これに従わなければならない。但し、漁業権管理委員会の意見が總會の議決に反する場合、この限りでない。

（農林中央金庫法の一部改正）

第二十二條 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「漁業協同組合、」を「漁業協同組合、漁業生産組合、」に改める。

（旧法の罰則の適用）

第二十三條 新法施行前（この法律第一條に規定する漁業権及びこれについて現に存し又は新たに設定

される入漁権については、同條の規定により効力を有する旧法の失効前）にした行為の処罰については、新法附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。（罰則）

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項の規定に違反して漁業権を譲渡又は抵当権の目的とした者

二 第四條第二項（同條第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第二十五條 前條の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第二十四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對し、各本條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、新法施行の日から施行する。

2 この法律施行後海区漁業調整委員会が設置されるまでの間は、都道府県知事は、第三條第二項又は第四條第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、海区漁業調整委員会の意見をきくことを要しない。

漁業法施行法案（内閣提出）に関する報告書

（都台により最終号の附録に掲載）

〔石原圖吉君登壇〕

○石原圖吉君 たいま議題になりました漁業法案及び漁業法施行法案に關しまして、水産委員会の審査の経過並びに結果につき御報告を申し上げます。私は、この演壇に登るにあたりまして、熱涙をもつてその説明に當るものであります。

まず、両法案の提出されました政府の提案理由の内容を申し上げますと、終戦以来、漁業問題の全面的解決につき、去る第三国会において、漁業制度改革のため水産業協同組合に関する法律が成立し、すでに本年二月十五日より施行いたしておりますが、根本的には漁業生産に関する基本的制度、すなわち漁業制度の改革を断行することが不可欠なものでありまして、現行漁業制度は、明治三十四年の漁業法において初めて法制化され、同四十三年の全面的改正によつて確立されたものであります。これは旧來の慣行をそのままに固定したものであり、その後の諸般の情勢の変化、特に漁業生産力の著しき発展にもかかわらず、基本的部分については何ら改正を見ず、今日に至つたものであります。政府は、その内容の根本的欠陥をいたしましては、個々の漁業権を中心に漁場の秩序が組み立てられていたために、漁業生産力をあげるに不可欠な、相当広い水面を單位とした総合的な計画性を持ち得ないこと、また適当な調整機構を伴わず、漁業権を物權としたことの弊害面として、權利者に不当に強い力が與えられ、漁場の秩序が漁民の總意によつて民主的に起用されておらぬこと等をあげられていたのであります。これが

漁業生産力の発展を阻害し、また漁村の封建性の基盤をなしていると指摘しております。従つて、漁業生産力を発展させ、漁業の民主化をはかるためには、この行き詰まつた漁場関係を全面的に整理し、新たに漁業生産に關する基本的制度を定め、民主的な漁業調整機構の運用によつて水面の総合的高度利用をはかる必要を強調してあります。これが、漁業制度改革を実施するため必要な漁業法案及び漁業法施行法案を提出されました政府提案の理由であります。

以下、両法案の主要な内容について、両法案はその内容が一体をなすものでありますから、その概要を一括して御説明申し上げます。

第一は沿岸漁場の全面的整理であります。この法律施行の際現に存する漁業権は、二年以内には一齊に消滅させ、計画的に新漁業権の免許を行います。この漁場整理のため消滅する漁業権等には、漁業権補償委員会の計画に従ひまして補償することとし、この補償の財源は免許料及び内水面における料金に求めることにいたしてあります。

第二は新漁業権についてであります。が、漁業権は定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の三種とし、その内容は従来と多少違つております。存続期間は従来より幾分短縮し、期間の延長は区画漁業権以外には認めないこととし、漁場の固定化を防ぎ、事情の変化に應じて最も合理的に漁場を利用し得るようにならしてあります。漁業権の免許方法は、都道府県知事が漁業調整委員会の意見を聞いて、水面の総合的

高度利用の見地から、事前に免許の内容等を定め、法定の適格性及び優先順位に従つて免許することとし、従来のごとき行政庁の行政裁量のみによることを避け、法律の定める基準に従つて民主的に決定することになつております。免許する相手は原則としてみづから漁業を営む者であり、漁業権の貸付を禁止してあります。但し、漁業権の性質上その行使に団体的規制が必要なものは、自営でなくとも、一定の條件を備えた漁業協同組合またはその連合会が免許を受け、組合の定款の定めるところにより組合員が漁業を営み得るよう措置してあります。このよう

な漁業権及び独占排他性の弊害の強く現われる漁業権については、一定の民主的要件を備えた地元漁民団体に優先的に免許するようにならしてあります。漁業権を物權として第三者の侵害から保護する点は従来と同様であります。が、権利者の意欲的な行使を制限し、また貸付を禁止し、譲渡性及び担保性を制限して、單なる私權でなくて、水面の総合的高度利用のためという意味合いにおける公権的性格を強めてあります。入漁権は、慣行を廃止して、すべて設定行為によらしめることとし、漁業調整委員会の裁定によつて調整し得るようにならしてあります。

第三は指定遠洋漁業であります。これについては許可の定数を定め、また適格性の規定に反しない限り、船舶の使用権に実質上許可が伴うよう措置されてあります。

第四は免許料及び許可料であります。毎年、沿岸漁業に關する補償及び漁業制度改革費をまかなうため、沿岸漁業者から免許料または許可料を徴収し、沿岸漁業以外の漁業者からは、沿岸漁業者とはほゞひとしい負担額の許可料を徴収することになつてあります。

第五は漁業調整委員会であります。漁場の総合的高度利用及び漁業に關する紛争の調整をはかる民主的な機構として、新たに漁業調整委員会を設けることとし、行政庁で漁業の免許等重要な行政処分をする場合には、必ずこの委員会の意見を聞かなければならないこととし、さらにまた漁業調整上必要な指示をするという広汎な権限を有して、漁業制度改革の眼目をなすものであります。これには、主務大臣の指定する海区ごとに設置する海区漁業調整委員会と、二つ以上の海区にまたがる特定の問題を処理するために臨時に設けられる連合海区漁業調整委員会とがあります。また中央に、漁業法の施行に關する重要事項を審議するため中央漁業調整審議会を設置することにならしてあります。

第六は土地及び土地の定着物の使用についてであります。海草ほし場、船揚場等、漁業上の施設として利用することが必要かつ適當であつて、他のものをもつてかえることが著しく困難であるときは、一定の手続を経ることにより、これらの土地または定着物を漁業者が使用し得るよう措置してあります。

第七は内水面漁業であります。内水面の中でも、海に準ずるようなものは別といたしますが、通常の内水面については、その特殊性に即応し、増殖事業を積極的に展開するため、海面と異なる特殊規定を設けることにならしてあります。すなわち内水面においては、原則として料金を納めなければ水生動物の採捕または養殖をすることができないこととし、政府は、この料金を収入をもつて、補償及び漁業制度改革のうち内水面漁業に關する分をまかなうとともに、内水面における基本的増殖事業を行うのであります。この内水面における民主的な調整機構としては、都道府県に内水面漁場管理委員会を設置したこととなつてあります。

第八は瀬戸内海漁業についてであります。瀬戸内海における資源の維持と、複雑な入会関係の調整を期するため、特に瀬戸内海漁業調整事務局を設置し、漁業法の施行に關する事務の一部を分掌させることにならしてあります。これに対応して、連合海区漁業調整委員会も、普通は臨時のものでありませんが、瀬戸内海には常設のものを設置したとしてあります。

第九は漁業制度改革に伴う関係諸法律の改正であります。特に水産業協同組合法関係の規定を改正してあります。以上が両法案の内容であります。が、一千三百万漁民の既得の漁業権を一旦国家が取上げ、再分配するという、漁民にとつては死活問題に關する重大法案でありますから、われわれ水産常任委員は、その審議に慎重に慎重を重ねたのであります。すなわち、去る五月七日水産常任委員会に付託され、九日農林大臣より政府提案理由の説明を聴取、次いで十二日より三十一日までに八回にわたり委員会を開き、各委員は農林大臣及び政府委員に質疑をいた

し、漁業の生産確保と民主化をはかるため、慎重これを検討したのであります。が、遂に第五国会は終りとなり、本委員会は、両法案は全漁民を初め一般的に關心を有する重要な法案でありますから、五月三十一日、閉会中両法案は継続審査を行うことに決定されたのであります。

つきましては、六月一日、本委員会は、両法案の審査をなすため、全国を日本海班、班長川村善八郎委員、六月十七日より二十五日まで九日間、四国九州班、班長玉置信一委員、六月十八日より二十七日まで十日間、太平洋班、班長富永格五郎委員、七月一日より八月まで八日間、北海道班、班長鈴木善幸委員、七月二十日より八月五日まで十七日間、以上のように区分いたしまして、両法案に關する漁民の意見聴取のため、現地調査にそれらの委員が派遣されたのであります。

次いで九月五日、派遣委員の各班長より、両法案に關する調査報告があり、その詳細は会議録に譲ることになりました。が、これらの調査のため懇談会において、一都二府四十二県より出席した方々は、実に二千三百七十五名に達したのであります。そのおもなる調査意見をあげますと、漁業権免許の優先順位に關し、その大多数は、漁業協同組合へすべての漁業権を最優先に免許せよとの意見であり、一部の者からは、個人自営者に漁業権は最優先に免許せよとの意見もあり、その他免許期間の延長、免許料、許可料の徴收撤廃または軽減及び行政費並びに調整委員会費用は国庫負担とせよ、本法案はこれを撤回し、再草案せ

よ、等の反対意見がありました。
次いで、九月五日より十月十四日まで、本委員会は十回、漁業権制度に関する小委員会を五回それ／＼開会いたしました。政府委員より逐條的に兩法案の説明を聴取、各委員は政府委員に對し質疑を続行し、審査の継続をなしたのであります。

引続き第六国会におきましても、十月二十六日兩法案が再付託となりましたので、漁業法案及び漁業法施行法案に関する小委員会を十月二十九日に設置いたしました。十一月一日より十四日まで六回にわたり小委員会を開会し、審議したのであります。

次いで、本委員会は十一月十六日より十九日まで四日間、漁業法案及び漁業法施行法案について意見を聞く公聴会を開会し、公述人、三重漁業協同組合連合会事務理事里中政吉外二十三名、及び参事人、沿岸漁業者、新潟県漁業協同組合長外十九名を、全国各地より招集して、兩法案に対する意見をそれ／＼聴取したのであります。

次いで、十一月二十二日、二十五日、本委員会及び漁業法案に関する小委員会を開き、兩法案に関する検討をなし、二十七日慎重審議を重ねました。が、遂に十一月二十八日、本委員会は、ただいま上程されました漁業法案及び漁業法施行法案に対する一部修正をいたしまして、これらにつき討論を行い、採決の結果、多数をもつてこれを可決した次第であります。その詳細は會議録に譲ります。

以上御報告申し上げますが、最後に、漁民の憲法ともいふべきこの重要法案の審査報告にあたりまして一言述べさせていただきます。このたびの漁業法についての諸願及び陳情は、その政変に三百余件、人員は一万五百七十五名に上る多数でありまして、漁民の苦衷を察することができるのであります。

——漁民諸君が、さしあたる難局に屈せず、不撓不屈の精神をもつて御努力あらんことを祈つてやまない次第であります。

以上御報告申し上げます。適當の御審議を願います。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 討論の通告があります。これを許します。佐竹新市君。

(佐竹新市君登壇)

○佐竹新市君 ただいま議題となりました漁業法案並びに漁業法施行法案に對しまして、私は日本社会党を代表いたしまして反対の意見を述べたものでございます。

御承知のごとく、本漁業法案並びに漁業法施行法案は、さきに制定されました農地法に基く農地改革と同じものであります。漁村の民主化を促進し、漁業生産力の増大をはかるというこの法律の目的が、はたして今度の漁業法案に盛り込まれているであろうかどうかという点と、この法案を審議いたしますところの審議過程におきまして、委員会の一部民自党の委員諸君のこの法案に對するところの審議の態度というものに對して、私は遺憾ながら反対せざるを得ないのでござい

ます。(拍手)

まず、御承知のごとく、およそ漁村の民主化の促進をはかるというところ、この法の精神がなくてはならぬのであります。

(発言する者多し)

○議長(幣原喜重郎君) 靜肅に願います。

○佐竹新市君(続) ただいま委員長が報告申し上げましたように、五月の国会から継続審議となりまして、全国を各ブロックにわけて細密に漁村を調査して止き、さらに公述人が四日間にあつて公述をなした。そうして昨日、これがこの委員会において修正されたのでありますけれども、この長い間かかりまして修正されました小委員会の修正案なるものは、昨日突如として撤回されて、さらに委員長の修正案なるものが提出されたのでございます。その委員長長の修正案に對しては、昨日の委員会におきまして、わずか三分間の質疑しか許さなかつた。五月から昨日まで一休何を審議したのであるか。聞くところによりますと、参議院の修正案が……

(発言する者多し)

○議長(幣原喜重郎君) 靜肅に願います。

○佐竹新市君(続) 突如として委員長修正案として送りかえられて出され、この法案のいゝゆる進歩性を阻止して、あくまで漁村の資本家を残し、いわゆる封建性を打破するのと逆行的な態度をとつたといふことに、われわれは遺憾ながら反対せざるを得ないのであります。(拍手)

かくして、この法案の内容を検討いたしますときに、はたしてこれで働く漁民が救われるのでありましょうか。私は、今後の日本の輸出を促進する上におきましては、何といたしまして、天然資源物であるところの農産物、

水産物の輸出にその重点を置かなければならないと考えるのであります。この重点を置きますところの水産業の発展を促進し、民主化を促進して、漁業生産力の増大をはかるという法案が、一部の人の横やりによつて阻止されるというがごときことは、断じて許されぬところでありまして、

われ／＼は、この法案の内容を見ますときに、まだ／＼漁村の民主化をはばむ幾多のものがあるのでございませう。特に、働く零細漁民のこれらの立場を保護するというためには、この法案においては法的な根拠がない。こういう点が第一であります。

第二点におきましては、漁業権の免許、許可料をとるといふ点に對しては、われ／＼は反対せざるを得ないのであります。さらに漁業調整委員会の構成を見ますときに、單なる漁村の有力な人々のみが漁業調整委員に入つて行つて、ほんとうに働く漁民の意見が漁業調整委員の中に盛り込まれないという点、反対をする第二の理由であります。(拍手)

これらの点を総合して考えてみますと、この法案の中には、眞の漁村の民主化をはかるという点に多く欠けているところがあることを強く指摘して、日本社会党は、本案に對しまして絶対に反対をするものでござい

ます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 小高嘉郎君。

(小高嘉郎君登壇)

○小高嘉郎君 ただいま上程されております漁業法案及び漁業法施行法案の修正案に對し、私は民主自由党を代表して賛成意見を陳陳せんとするものであります。

あります。

世界経済への一環として、海国日本が漁業生産力を発展させ、同時に漁業の民主化をはかることは、けだし食糧問題、国民栄養に関する問題及び外貨獲得の見地からしても、当然のことと思われぬのであります。かくのごとき見地から、現在行き詰まりを感じつつあります現行漁業関係の整理を前提として、新たに漁業生産に関する基本制度を確立し、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用により水面の総合的高度利用をはかるため、漁業法案及び漁業法施行法案が立案され、政府提出として、本年五月七日、第五国会に上程されたのであります。

しかし、衆議院のわが水産委員会においては、第五国会中慎重審議をいたしましたのであります。が、会期余すところわずかに二十日はかりでありましたため継続審査となり、遂に今日まで委員会において審査し、あるいは全国各地への議員派遣による調査をなし、さらに本月十六日より十九日に至る四日間公聴会を開催して、広く漁業者の意見を聴取いたしましたのであります。その際各方面の意見には、原案と相当懸隔があるものがあつたのであります。たとえて申し上げますならば、一、莫大な補償金を支出して全面的に漁業権を一齊に消滅せしめることの可否、二として、漁業権の貸付を例外なく禁止するの可否、三として、漁業権存続期間の問題、四といたしましては、河川に共同漁業権を與える問題、五、免許料、許可料の可否、六、過去の封建制を拂拭して、資源保護政策に立脚した法文化をはかるべきであつたが、時

間的にこれを許さなかつた点等、幾多検討を要する事項が多く、今ただちに断定を下すことの困難があるのであります。しかし、この際本法案を遅延せしむることは、いがかと思われれるのであります。

ただいま上程されております漁業法案並びに漁業法施行法案の修正案を見ますと、一、定置漁業の範囲において水深二十メートルに満たないものを共同漁業権に入れたこと、二、河川に共同漁業権を認めたと、三、免許料、許可料の金額の決定の基礎に行政費を含ませないこと、四、漁業権者以外の者が当該漁業権の内容たる漁業の経営を事實上支配している認められる場合の漁業の免許取消しの運用については、漁業協同組合が他のものから全出資額の過半の出資を受けている事実のみをもつてその免許の取消しをすることのないうようにすること、なお漁業調整委員会が各種の審議をするにあたりまして、公聴会を開き、利害関係者の意見を開陳させる機会を得せしめた点等、従来の政府の提案から見ますと、今回のこの修正案はよほど進歩いたしたるものであります。これらの諸点から考えまして、私はこれに賛成するにやぶさかでないものでございます。

(拍手)

わが国の経済再建は、世界環境の一環としての経済再建でなければなりません。それには、総合施策に生きたところの政策を持たなければならぬのであります。さきに農地法が設定され、労働法に伴いまして、本漁業法が、三つの足としてわが国の民主化を確立する以上、講和條約も近しいわ

れるわが国において、必ず前途輝やかしきものあることを信じて疑わないのであります。(拍手)この意味におきまして、私は、以上の理由を明らかにいたしまして、本法案に民主自由党を代表して賛成の意思を表明するものであります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 砂間一良君。

〔砂間一良君登壇〕

○砂間一良君 私は、ただいま上程されております二つの法案に對しまして、日本共産党を代表して反対の意見を表明するものであります。

漁業権制度の改革は、漁村の最も遅れた封建的諸關係を清算し、日本の民主的再建の土台を築く意味におきまして、農地改革とともに、日本民主化の二つの土台であります。しかるに、この漁業権制度改革が、農地改革よりも数年も遅れて、今ようやく本院の議に上つたということは、歴代内閣がいかに怠慢であり、いかに日本の民主化に熱意を欠くかを示す一つの証左であると思ふのであります。ことに民主自由党内閣は、進んで漁村の民主的改革をやる意思がないばかりか、反対に民主化を妨害するがごとき反動的意図の看取されるのは、まことに遺憾であります。今回の漁業権制度の改革にいたしましても、法案が提出されてすでに半

歳、その間、制度改革の根本の趣旨を骨抜きにするような反動的修正案でつち上げることに日を暮らして、もつて法案成立を遅らし、漁業の民主的

改革の進行を阻もうとして来たのは、民主自由党であります。

私も、漁村の遅れた封建的諸關係を一掃し、真に民主化された漁業秩

序の上に水面の総合的利用をはかり、漁業生産力の一大発展をはかるという漁業権制度の根本的改革には、全面的に賛成であります。しかしながら、修正案を含めた政府原案におきましては、口に漁業の民主化、漁業生産力の発展を唱へながら、その内容におきましては、何らその目的が実現されておらないのであります。今回の漁業権改革は、一口にしてこれを言うならば、漁村の封建的諸關係はそのまま温存いたしまして、零細漁民から一切の漁業権を剝奪し、これを少数の大資本漁業に独占せよというものが、そのねらいであります。

まづ第一に、本法案には労働保護の規定が何も書いてありません。漁村はど封建的残滓の強いところはあります。労働條件の急速な改善をはかることなしに、漁業の民主化も、漁業生産力の発展も、とうてい期し得られないのであります。歩合賃金や、しろわけ制度、封建的な主従關係が、そのまま今日日本の漁村には残されておるのであります。労働組合をつくるだけでも多くの困難があります。組合を組織しただけで解雇する網元や船主がたくさんあるのであります。団体交渉は事実上認められておりません。解雇手当さえも支拂われていない。労働組合に加入した者は漁業協同組合に加入すること

を拒まれておるのが現状であります。漁船が難破したとしても、船員の家族の生活保障すらなされておらないのであります。労働配給物資は船主や親方に横領されておいて、税金は反対に労働者に転嫁されておるのが現状であります。

す。勤労漁民は漁村の下敷きであります。漁村ボスの思うままの搾取の對象となつております。このような労働條件の改善をはかることなくして、漁村の封建性の一掃も、民主的協同組合の組織も、断じて望むことはできないのであります。今日組織されつつあるところの漁業協同組合は、まづたたく漁業会の看板の塗りかえに終つておるやうな実情であります。

次に本法案は、従来の漁場關係を一切御破算にいたしまして、二箇年以内、新たに免許によつて漁業権を設定し、漁業調整機構の運用によつてこれを再分配して行こうというのであります。この際御破算になるのは零細漁民の漁業権だけでありまして、大型捕鯨業や以西トロール業、以西機船底びき網漁業、遠洋かつお、まぐろ漁業など、すでになわ張りができているところの巨大資本のものに對しましては、ほとんど手を触れないばかりか、その継続許可を認めておるのであります。以西底びきなど、三割四分減船問題さえ起つておる現在、新規企業はまづたたく手を出す余地はないのであります。これらの業者の犠牲的地位を安定化させ、さらに大資本への独占集中を進めようとしておるのであります。

ことに大型捕鯨業のごときは、その独占的特権がそのまま維持温存されておきます。その反対に、漁業民主化、沿岸漁民保護のため最も必要とされる許可制漁業の制限や、その取締り、漁区制限などには、まづたたく手をつけておけません。この許可漁業につきまして何らの規定が設けられていないということは、本法案の一大欠陥であり

ます。何となれば、今日海のギャングと呼ばれている機船底びき、トロール等が、官憲と結託いたしまして、いかに横暴に漁業取締規則を無視し、沿岸漁場を荒しまつておるかは、天下周知の事実であります。近年打ち続く沿岸漁業の不漁は、明らかにこの許可制漁業の濫獲の結果であります。ここでもまた、零細漁民は大漁業に圧迫され、その犠牲に供されておるのであります。しかも本法案は、漁業生産に對する基本制度を定めると称しながら、沖合漁業と沿岸漁業との間におけるこの深刻な相剋摩擦について、何らの調整的措置も講じておらないのであります。

次に本法案は、一応漁業権が第一順位として漁業協同組合に優先的に渡されるよう規定しておりますけれども、それはあくまで見せかけの、ごまかしであつて、協同組合が自営できない場合には、資力ある個人に渡されることになつておるのであります。定置一統新しく張るにも数千万円の費用を要する今日、資金・資材の国家的裏づけなくして自営できる協同組合は、事実上きわめて少いのであります。

また今回の修正案によりまして、資本家が協同組合に半額以上出資しておりましたも、この漁業権を取消すということは認めないという規定を新たに挿入いたしましたことによつて、資本家は協同組合を金融的に支配し、この支配を通じて、協同組合が持つておるところの漁業権すら自分が横領することができるような仕組みに改悪されておるのであります。されば、形の上では協同組合が第一優先順位になつて

二八三

おりまして、これに対する資材、資金の国家的保障が何らなされてないために、事実においては、漁業権は資力ある個人に独占されてしまうことになるのであります。

漁業協同組合に確保されている漁業権は、わずかに今度新しく設定された共同漁業権であり、しかもこの共同漁業権は、浮魚をはずされたために、ほとんどその内容は貧弱なものと

なつてしまつております。沿岸漁業民の専用漁業権として守られていた浮魚は、今後自由漁業として開放されてしまつたために、資本漁業と競争する力のない零細漁民は、まづたくその生活の資を奪われることになつたのであります。また区画漁業権の中でも特に重要な真珠養殖業のごときは、わざ／＼特例まで設けて個人にこれを與えることとし、資本漁業の独占を保護し、協同組合がやることのできないようになつております。

かように本法案は、見せかけの民主的装いにもかかわらず、重要な漁業権は、全部零細漁民から取上げ、資本漁業の発達と、その独占を強化するようになつておるものであります。

この漁業権制度改革の事業を實際に推し進めて行く推進機関であるところの漁業調整委員会は海部に設けられ、一般の選挙によるもの七名、知事の任命によるもの三名、都令十名で構成されることになつております。漁民代表の選挙には、何ら階層別に選挙するといふような特別な規定が設けられておりません。従つて、広い海部から一般選挙によつて出せば、そこに上つてくる委員は、必ずその地方の有力者、

顔のきいたボスで占められることは、推定にかたくないのであります。また知事任命の学識経験者あるいは公益代表にいたしましても、資本家に有利な人が選ばれるであらうことは、これまでの経験が示しておる通りであります。中央漁業調整審議会の会長は主務大臣であり、その委員は総理大臣の任命であります。

かようにして、旧漁業権の消滅、新漁業権の免許、これが再配分等、制度改革の要務を担当する漁業調整機関は、上から下まで資本漁業の代表と官僚によつて占められ、零細漁民を犠牲にして大資本のふところを肥やすような機構に仕組まれておるのであります。

さらに免許料、許可料と補償との関係について申しますと、新たに漁業権を得た者は、毎年水揚げの平均三・七%、定置漁業においては五%強、共同漁業においては二・八%に当る免許料や許可料を納めなければなりません。これは非常に重い、税金外の税金であります。この免許料、許可料をもつて旧漁業権の補償に充てることになつておるのであります。旧漁業権の補償は、府県知事が天くだりの任命した漁業権補償委員会が立案し、三十年以内に償還する漁業権証券で交付されることになつておりますが、その総額は、元本だけでも百六十億に達するのであります。証券は移転や質入れなどを禁じられておるために、資金・資材の融通には何ら役に立ちません。つまり零細漁民は、このから手形にひとしい紙きれ一枚をもらつて大事な漁業権を取上げられてしまい、その反対に、

ボスは素手でもうける仕組みになつておるのであります。すでに北海道では、七千の定置漁業権のうち、休業中の大多數の漁業権は、二年後の補償金を目当に、ボスが暗躍しておるような現状であります。また、今後資源枯渇防止の立場から取消される漁業権に対しても補償されるような道が開かれていて、資本漁業の連中は、ころんでもただ起きない、必ずもうけられるような措置が講ぜられておる。これがこの漁業法案のからくりであります。この法案は徹頭徹尾こまかしであり、羊頭を掲げて狗肉を売るものであります。

もしこの法案が、その第一條に掲げている目的に従つて、ただちに漁業の民主化、漁業生産力の発展を期せうとするものであるならば、本法案は少くとも次の諸規定を含まなければならぬと思ふのであります。一、労働に關する法令の規定をもつと具体的に挿入し、漁業労働組合や漁民組合の国家による保護育成をはかり、これによつて漁村の民主化、漁業協同組合の民主化を急速に達成すること、二、一切の漁業権を無償で國家に收用し、これを漁民の民主的管理に移すため、すべての漁業権を協同組合に與へること、許可料、免許料はとらないこと三、漁業協同組合に対する國家的資金、資材の保障、四、指定遠洋漁業の独占排他的な特權の排除、大規模漁業の國營人民管理、五、許可制漁業に対する制限規定、六、漁業調整委員会、中央漁業審議會を漁民の民主的選挙とし、これに決定権を與へること、調整委員会を市町村に設けること、七、漁業に対する一切の官僚支配の廢止、これら諸規定

の入らない漁業法案は、まづたくこまかしでありまして、制度改革にはならぬのであります。

われ／＼は、かくのごときこまかしの、そして零細漁民を犠牲にして資本漁業を擁護するこの漁業法案、同施行法案に対して絶対反対であります。(拍手)

しては大部分反対の意見を閉陳いたし、修正意見を申上つておるのであります。従ひまして、私といたしましては、本法案を真に全國漁民諸君に納得の行く法律にいたしたいと念願いたしました。先づ、同僚各位と協力を重ねて参つたのであります。この苦心の結晶が政府原案に対する修正意見として現われ、たび重なる審議の結果、一応の成案が得られ、今日の終局的段階に達したのであります。

○議長(幣原喜重郎君) 林好次君。

○林好次君(登壇) 林好次君。

「林好次君登壇」

私は、民主野党派を代表いたしまして、ただいま提案になつております本法案並びに同施行法案に對しまして、希望意見を付して賛成の意を表するものであります。(拍手)

思ふに本法案は、前第五回特別国会に提出されて以來、その事柄の重要性和会期の關係にかんがみまして、總統審議を前提といたしまして、今日に至るまで慎重なる審議をいたして参つたのであります。このことは、いかに本法案が重要な意義を含んでおるかといふことを如実に物語つておるのであります。われ／＼は、国会閉会中におきましても國政調査をいたし、あるいは全國にわたつて懇談会を開き、全國漁民諸君の忌憚ない意見を聴取いたしましたのであります。さらにまた、去る十六日から十九日に至る四日間にはわたりまして公聴會を開き、全國多數の漁民諸君の代表者並びに學識経験者の公正なる意見を拜聴し、かつまた今國會閉會中におきましても國政調査をいたしましたことは、皆様すでに御承知の通りでありまして、これらの各機會におけるわれ／＼の意見を綜合判斷いたしてみますに、そのいづれにおきましても、政府提案に對しま

思ふに、すべての基本的制度を改革するにあつては、早急に理想的な段階に達することのきわめて困難なことであることは、もちろんのことです。ありますが、本法案が、いまだ十分にその本来の目的に合致することになつていないのは、私としては衷心から遺憾に思ふものであります。すなわち、漁民諸君をして眞に日常の生産に安んじて従事することのできるような実体的裏づけがいまだ十分でなく、かつまた北海道の特殊事業に關しましては、従来種々なる角度から検討を加へ、特別な考慮を拂うべきであるとの意見もあつたのであります。この点につきましては考慮が拂われていないのであります。はなはだ残念に思ふものであります。

しかしながら、現段階におきましては、事を急を要する問題であり、その重要性和時間的制約の關係上、不本意ながら、私はやむを得ず一応賛成の意を表するものであります。政府におきましては、きわめて近い将来において、すみやかに適當なる機會をつかみ、本法案總則第一の目的であります漁業生産力の發展と漁業民主化の目的に眞に

の入れない漁業法案は、まづたくこまかしでありまして、制度改革にはならぬのであります。

われ／＼は、かくのごときこまかしの、そして零細漁民を犠牲にして資本漁業を擁護するこの漁業法案、同施行法案に対して絶対反対であります。(拍手)

思ふに、すべての基本的制度を改革するにあつては、早急に理想的な段階に達することのきわめて困難なことであることは、もちろんのことです。ありますが、本法案が、いまだ十分にその本来の目的に合致することになつていないのは、私としては衷心から遺憾に思ふものであります。すなわち、漁民諸君をして眞に日常の生産に安んじて従事することのできるような実体的裏づけがいまだ十分でなく、かつまた北海道の特殊事業に關しましては、従来種々なる角度から検討を加へ、特別な考慮を拂うべきであるとの意見もあつたのであります。この点につきましては考慮が拂われていないのであります。はなはだ残念に思ふものであります。

合致するよう、さらに改正方に最善の努力をすることを強く要望して、本案に賛成するものであります。(拍手)
○議長(幣原重信郎君) 奥村又十郎君。

〔奥村又十郎君登壇〕

○奥村又十郎君 私は、民主党を代表いたしまして、ただいま御提案になりました法律案に對しまして、委員長報告通り賛成をいたしまして、その意見を述べるものであります。(拍手)

わが日本の水産は、戦後次第に漁獲を増加いたしまして、ただいま世界第一位の漁獲高を示しております。アメリカの漁獲高の二倍であります。ところが、わが日本の漁業の漁種、漁法あるいは経営形態などは、地方により、漁種により種々様々でありまして、複雑多岐なること、これまた世界一なのであります。このように複雑多岐でありまして、従つて従来の漁業権のあり方も、複雑多岐なる事情のまゝに、自然発生的に漁業権が設定されて参りましたがために、これまた複雑多岐。

たとえて申せば、不在地的に漁業権を他に賃貸して暴利をむさぼる人もあります。あるいは漁業権が漁業権を持つておるものもあります。これは漁民の団体であります。あるいは個人が漁業権を持ち、それを自営している形態もあります。こうしたいろいろな漁業権を、今後二箇年以内に一齊に消滅せまして、日本民主化の一環として新たな漁業制度をつくらう、しかして生産力を向上させ、日本民主化をやらう、これがこの法律案の目的であります。(拍手)
何も漁業に限りませず、民主化と生産力向上は、わが日本に與えられまし

た至上命題であります。この二つの目的を同時に全うさせるといふことは、はなはだ困難な場合が多いのであります。特に日本の漁業のように複雑多岐なる場合において、普遍的な、妥当な法律をつくることは、はなはだ至難なりと申してさしつかえないのであります。ここに、われ／＼委員会が今日まで苦勞した根本の理由があるのであります。

そこで、法案について、いささか論じてみまするのに、この法案に規定いたしております漁業制度は、いかなる性格を持つておりましたか。すなわち、漁業権は漁業を営む権利であります。この漁業を営む権利は、漁民の総有にさるべきで、つまり沿岸漁民全体の者に持たせるべきものであるといふのが、この漁業制度改革の根本原因になつております。すでに日本は、農地改革において、土地は耕作農民に與えられねばなりません。しかし漁業権は、土地のように一反、二反と、一人一人に分割して與えるわけには行きません。そこで、漁民全体のいわゆる総有といふことを考えねばならぬことになるのであります。この総有の觀念を具体化するためには、零細漁民を團結した漁民団体をここに持つて参つたのであります。これがこの法案の性格の第一点であります。

次に、漁民の中からお互いに選び出した漁業調整委員会なるものをつくりまして、新たに水面の高度利用をいたしますような漁業計画を立てる、この計画に基いて漁業権を免許、許可する、あるいは漁業の取締りその他調整

をやる、こういう問題に、漁民の代表たる漁業調整委員会が深く関與することになつておるのであります。

第三番目に、この漁業権はいかなるものに與えられるか。区画漁業権及び共同漁業権は、地元漁民の団体である漁業協同組合のみに與えられるのであります。定置漁業権におきましては、適格性優先順位におきまして、まず漁民の団体である漁業協同組合、あるいは村漁民組合、あるいは漁業生産組合、この漁民の団体が自営を望む場合には、優先してこれに免許を與えるのであります。(拍手)この団体がもし希望がなければ、最後に個人の経営者に免許が與えられることになつておるのであります。従つて、あくまでも漁民の団体に漁業権を持つて行こうとしておるの、この制度の性格であります。

この漁業協同組合なるものは、すなわち零細漁民の団体である。(拍手)この零細漁民の団体に漁業権を持たせるという性格において、共産党は何かために反対なさるのであるか。実は私は、この案が最初われ／＼の手に参りましたときには、どうやらこの案は、農林省あたりにおられる共産党の方々が立案したのではないかとさへ思つたのであります。(拍手)ただいま砂間君の言葉によりますと、日本の漁村の制度では、労働制度がはなはだ封建的であると言われるのであります。が、長崎県に生月という村があります。この小さな村に、二十六のきんちやく網の生産組合なるものが、自然発生的にできております。これには資本家もない。労働者もない。海に働く漁夫が労力と金を出し合つて、利益は

平等にわけるといふ共同経営であります。板子一枚、底地獄、死なばもろとも漁業に對して、この共同経営は理想形態であります。(拍手)こういう理想形態が、長崎県にも、福岡県にも、京都府にも、たくさんできつたとあるというところを、一体共産党はお知りにならぬか。

いま一つ、砂間君の言葉によりますと、許可漁業が盛んになつて、沖合で漁獲するから、沿岸の零細漁民が困る、というお言葉であります。しかし、これは科学と技術の進歩によりますことと、一つは、おもにこの大漁は、若狭湾の沖合、北海道の沖合であります。これはなぜ漁獲がふえたかと申しますれば、北鮮において、あるいは露領沿海州において、終戦後われわれ日本漁民が引揚げて後、あの豊富な水産資源の漁獲がないから、そのふえた魚が次第に南下して来て漁獲がふえて来たのであります。どうか砂間君におかれましては、あの北鮮なり、あるいは露領沿海州に眠つておる水産資源を、世界一の優秀な日本漁民に開放すべく、御努力になつていただきたいのであります。(拍手)

しかし、現実の問題といたしましては、ただいま申しますごとく、この漁業制度は、まことに民主化の理念のみに走り過ぎまして、現実から、はなはだ飛躍していると私は考えるのであります。その重大なる一点を申し上げてみようと思ひます。沿岸漁業の五割を占めるのは定置漁業であります。いわゆる大謀網や大敷網であります。諸君が東海道線に乗られて、熱海あるいは湯河原辺をお通りになりました、汽車

の窓からごらんになると、竹のうきで大敷が敷設になつてゐる。あれが大謀の理想的なものであります。この国会の大ききと同じく、この中へ糸の網を海につけてある。この中へ糸の網を追い込んで、百名近くの漁夫が取上げるのが大謀網であります。定置網であります。この定置網は、一統敷設するにいたしました。最低八百万円から三千万円以上の資材がかかるのであります。しかも、デラ台風、ヘスター台風、あるいはもう台風が吹けば、こういう資材は一朝にしてけし飛んでしまふのであります。反対に大漁に恵れますと、昔から一獲千金と申しますが、今日なら一獲千円の漁獲を上げる事業であります。こういう漁、不漁の危険のある、しかも資金のたくさんいる漁業を、この零細漁民の団体である漁業協同組合に持たして行こうとするのが、はたしてよいかどうかといふことに、はなはだ問題があるのであります。

今日までの水産業の団体法によりますと、この協同組合の漁業の自営は、農林大臣の許可を得なければできないことになつております。すなわち、漁業の自営によつて、一朝大不漁、大しけを食つて大きな赤字の出た場合は破産してしまふ。組合の性格は何であるか、この水産団体法によりますと、漁村の中核体として、この漁業協同組合を育てて行こうとしております。この組合に對し、かかる危険な事業を與えて、はたしてこれがよいかどうか、これが問題になつて来るのであります。

そこで、われ／＼といたしましては、この漁業権も全部漁業協同組合に

持たせまして、組合が自然発生的共同経営をやるならばよろしい。しかし、やらなければ暫定的貸付を認めるという制度にすれば最も妥当なりと考えて、この考えを法案に盛り込むべく努力をして参つたのであります。これにつきましては、沿岸漁民の大多數、学識経験者の大多數が、先般もわれ／＼の考えに御賛成になつたのであります。しかし、この考えを実行いたしましたすについては、一つには水産団体の加入脱退自由という大原則と、一つには貸付禁止という原則と、この二つの原則を阻害するからいけないという有力な反対理由が明らかに成つて参りました。われ／＼は、やむなくこの希望を放棄せざるを得なかつたのであります。しかし、それがために日夜苦心した結果、委員長提出の修正案のごとく、漁業協同組合と一部資本家とが共同経営をなすことが大幅にできる道を明けたのであります。この点においては、われ／＼は賛成をいたすのであります。

なおそのほかに、ただいま申し上げましたように、不在地的な貸借の個人の漁業権は、この法実施によつて全部消滅いたしました。結局において漁民の団体、漁業協同組合に移ることに相なつたのであります。

ただ一つ私が残念に思いますのは、北海道についてであります。北海道は定置漁業の四割を占めておるのであります。その北海道は、日本内地とは相当事情が違つております。すなわち、北海道の漁業権は非常にあとから発達しまして、明治時代以後最近に至るまで、移住して開拓した人が漁業権を持つております。これを二筆に取上げるとは困難であります。いま一つは、北海道はさき、ますの漁獲をやる。さき、ますというものは、孵化事業と漁獲とが一体となつておるのであります。内地と同じ規定はできないのであります。いま一つ北海道の特徴は、漁業の労務の六割までは、内地からの出かせぎ漁民によつてまかなわれておるのであります。従つて、地元の漁民なるものは少いのであります。この意味で、この法案を北海道にそのまま適用するのは不当であります。この意味において、われ／＼は、北海道について特に適当な規定を設けたいと努力したのであります。これも残念ながら実現いたさなかつたのであります。いづれ将来の時期をもつて、この実現に邁進したいと考えるのであります。(拍手)

最後に、砂間君がお話になりました許可漁業の点であります。この許可漁業について規定が十分なされておらないということは、私も御同様遺憾に存じます。近時このきんちやく網、あるいはアメリカ式きんちやく網なるものが非常に発展して来まして、科学の進止とともに、あるいは電波探知機、あるいは電気集魚燈、これらをもつて漁獲がどん／＼ふえて参りました。こういうものが、おそらく近い将来には何十隻の船団を組んで世界の海に発展して行く可能性が、はなはだ多いと思うのであります。こういう発展性の許可漁業に対して十分な規定がなされておらぬということは、はなはだ遺憾であります。政府の答弁によれば、まだ調査が十分に行われておらない。発展途上でありますから、われわれとしても、なか／＼規定はつくれないかつたのであります。事情やむを得ないと思つておるのであります。従つて、一日も早くこの規定もわれ／＼は国会に提出して、法律といたしたいと考えているのであります。

最後に、この法律が実施になりますと、おそらく沿岸のいわゆる資本漁業家というものは、次第に存在の立場がなくなるだらうと思つておられます。先祖代々、この漁業権の開発に対して心血を注いで技術を研究して来られたこれら全国沿岸の網主の方々が、次第にその地位を失つて行かれるということを考えてみると、この法案通過に際して、私は心からこれらの方々に對して御同情にたえないのであります。(拍手)お許しを得まして私のことを申し上げます。ならば、私も親子三代定置漁業を個人経営しておりましたが、(発言する者あり)十年前に、私は自分の事業を組合に移しまして、この法律になる漁業協同組合の自営を実行いたしました。今日十年間努めて来たのであります。ただいまここに、私の組合の方々が傍聴に来ております。

(発言する者多く、議場騒然)

○議長(幣原喜重郎君) 静肅に願います。

○議長(幣原喜重郎君) 静肅に願います。

○奥村又十郎君(統) この歴史的な日本の漁村改革の漁業法案が通過する日に、私のきんちやく網の経験から討論に立てたことは、男子一生の名誉であると喜んでおる次第であります。これをもつて討論を終ります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。

両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも修正であります。両案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。(拍手)よつて両案とも委員長報告の通り決しました。

第一 薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出)

第二 大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出)

第三 未復員者給與法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第一、薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案、日程第二、大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律案、日程第三、未復員者給與法の一部を改正する法律案、右三案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事北沢直吉君。

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律

政府は、薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるため、昭和二十四年度において、一般会計から五十四億七千万円を限り、この会計に繰入金することができ。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律(昭和二十四年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一項中「八億五千六十八万八千円」を「十二億九千三百三十五万二千円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案内閣提出に關する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

未復員者給與法の一部を改正する法律案

未復員者給與法の一部を改正する法律

未復員者給與法（昭和二十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項に次の但書を加える。

但し、満十八歳未満の子のうち一人については、六百元とする。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年十一月一日から適用する。

未復員者給與法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十四年十一月二十一日

衆議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 幣原喜重郎殿

未復員者給與法の一部を改正する法律案内閣提出、參議院送付に關する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔北澤直吉君登壇〕

○北澤直吉君 たいだいま議題となりました薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

務の支拂財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、この法案が提出になりました趣旨について申し上げます。政府におきましては、薪炭の需給事情の好転に伴ひまして、その需給の統制及び薪炭需給調節特別会計を廃止することを前提として、本年七月三十一日以前以降、新たな薪炭の買入れを停止すること、及びすみやかに債務を整理してこの会計の收支を明らかにすることとしたのであります。しかしながら、この会計には昭和二十三年以前に生じた損失額が約三十四億四千万ありまして、これに債務の整理によつて生ずることが予想されます現物の不足並びに手持薪炭の値引減損を加えま

すと、大体五十五億円の赤字が、清算終了時において発生することが見込まれておる次第であります。従つて、この会計の債務の整理を促進せまふ必要上、今年度において、その債務の支拂財源に充てますために、五十四億七千万円を限り一般会計からこの会計に繰入金をすることが出来る道を開こうとしておるものであります。

この法案は、十一月十五日、本委員会に付託され、翌十六日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、審議に必要の資料の提出を求めまして、十一月二十四日、二十五日の両日にわたり慎重審議を行いました。その詳細につきましては速記録によつて御承知を願います。

次いで、十一月二十六日討論に入り、また、前尾委員は民主自由党

を代表しまして、この特別会計は永年

にわたり制度が悪く、内容も疑惑の目

をもつて見られたが、繰入金のみにつ

いて考へれば、生産者に対する未拂金は何としても支拂わねばならぬものであり、提案の限度の繰入れは、金融問題の早急解決にも必要である、損失に對する責任はもとより明らかにされなければならぬが、今後債権の取立ても徹底的に実行され、生産者に対する支拂いも優先的に行われたい旨を述べ、賛成の意を表せられ、田中委員は社会党を代表して、赤字の原因、内容については幾多の問題がある、これを究明しないで、このような多額の損失を国民の血税をもつて補填すべきではない、さらに赤字補填の計画が発表されてから、卸売業者からの回収率が著しく低下して、今後とも十億程度程度の赤字が見込まれる状態である、従つて、赤字内容をさらに徹底的に検討する見地から本案の撤回を要求し、あらためて生産者に対する未拂金を支拂うため約二十億円の繰入れを行う案を新たに提出するべきである旨を述べ、反対の意を表せられ、宮腰委員は民主野党派を代表して、二十四年一月より四月にわたり不始末がある、これを片づけないで繰入れをすることには賛成できない、赤字は一時的借入金をもつてまかなうべきである旨を述べて、反対の意を表せられ、林委員は共産党を代表して、赤字の原因の第一は、現物不足十四億四千万であつて、その内容は一つとして納得できるものがない、第二は、卸売業者より要求されている保管料、減耗料、手直し料十億四千万であつて、これは卸売業者のやりくりの

しりを持つて来たものである、第三は、赤字の計算について林野庁と会計検査院との間に相違のあることである、第四は、跡始末、未回収二十億四千万であるが、これは卸売業者が支拂すべきものである、このように不正の積つて出て来た赤字をこのままにしておいて、繰入金で補填せんとすることに賛成できない、政府は本案を撤回して赤字の原因を明らかにし、国民の血税を空しくしないようにすべきである旨を述べて、反対の意を表せられ、内藤委員は新政治協議会を代表して、本案は承認したいが、その理由は田中委員、宮腰委員の述べられたところと同様である、繰入れは清算完了後に初めて行うべきものであり、この法案が出たために薪炭需給状態が混乱しておつて遺憾である旨を述べて、反対の意を表せられました。

次いで採決に入りましたところ、起立多数をもつて、本案は原案の通り可決いたしました。以上御報告申し上げます。

次に、たいだいま議題となりました大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、この法案が提出になりました趣旨について申し上げます。この法案は、農業共済再保険特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補填のため一般会計から繰入金に關するものであります。この法案が提出になりました趣旨は、農業共済再保険特別

会計の農業勘定におきまして、異常災害発生のために本年度産麦の再保険金支拂いが増加し、これに對する支拂財源が四億四千六百六十四千円不足することとなりますので、これを一般会計から繰入金をもつて補填しようとするものであります。この趣旨に基づきまして、この法案では、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入不足補填のため、昭和二十四年度において一般会計から繰入金の限度が現在八億五千六百八十八千円となつておりますのを、四億四千六百六十四千円増加しまして十二億九千三百三十五千円に改めようとしたております。

この法案は、十一月二十四日、本委員会に付託されたものでありまして、翌二十五日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、二十六日質疑に入り、また、その詳細は速記録によつて御承知を願います。

次いで、討論を省略して採決に入りましたところ、起立総員をもつて原案の通り可決いたしました。以上御報告申し上げます。（拍手）

次に、たいだいま議題となりました未復員者給與法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、この改正法律案の要旨を申し上げます。未復員者にかかる給與につきましては、現在未復員者給與法によつて処理されているのでありますが、それによりまして、扶養手当は、配偶者は月額六百元、その他の扶養親族は一人につき月額四百円でありまして、政府職員の扶養手当が、配偶者及び十

二八七

八才未満の子のうち一人について月額六百円となつてゐるのと比較いたしましたら、物価事情にもかんがみまして、昨今の物価事情にもかんがみまして、未復員者に対しては政府職員と同額の扶養手当を支給するように、所要の改正を加へようとするものであります。

この法律案は、十一月二十一日大蔵委員会に付託せられ、まず政府委員より提案理由の説明を聴取して、二回にわたり質疑を行い、その間、林、田中、川島、河田の各委員より熱心な質疑が行われました。その詳細の内容につきましても速記録を参照願ひたいと存じます。

かくて、二十六日質疑を終り、ただちに討論を省略し、採決いたしましたところ、起立総員、これを可決いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(幣原喜重郎君) 討論の通告があります。これを許します。田中蔵之進君。

〔田中蔵之進君登壇〕

○田中蔵之進君 私は、ただいま上程に相なりました三案のうちで、まず薪炭需給特別会計の赤字補填のための一般会計からの繰入れに関する法律案に對しまして、日本社会党を代表いたしましたして反対の討論を行わんとするものであります。

まず、本法律案に規定いたしておりますところのいわゆる薪炭需給調節特別会計は、薪炭需給調節特別会計法に基いて運用されておるのであります。しかるにもかかわらず、政府は、この法律の効力を、国会の承認を経る

ことなく、行政府の一方的方針に基いて、本年の七月三十一日をもつて打ち切つたのは、これは法律違反の事項であるといわざるを得ないのであります。(拍手)ことに、これに先だちまして、実質的には三月三十一日をもつて薪炭の買入れを停止しておるといふこの不当なる事実も、われ／＼は指摘しなければならぬのであります。これが反対の第一点であります。

第二点は、薪炭会計の機能を停止いたしました理由は、薪炭の需給が円滑になりまして、需給会計を通じるところの一手買上げ、一手販売の必要がなくなつたといふのは断じてないものであります。この薪炭需給特別会計が、政府の統制の失敗のために莫大な赤字を生じて運用ができなくなつたことが、この特別会計の機能を停止いたしました理由になつておるのであります。

しかも、すでに八月一日以来約四箇月を経過いたしておるのであります。この間における本特別会計の清算事務は遅々として進まず、特に現物不足約十四億に對しますところの賠償、並びに卸売業者から未回収になつておりますところの売掛金の取立て、これは約二十二億でございます。こうしたことに對しましては、まことに手ぬるいのであります。一方約二十億に達しますところの零細なる製炭業者に對しますところの代金の未拂いは、八箇月を経過いたしました今日におきまして、ろく／＼利子すら拂われずに放置されておるのであります。

こういうように、零細なる製炭業者に對する二十億から上りますところ

の未拂金をそのまましておきまして、いわゆる金融独占資本の本案でありますところの日本銀行より借り入れた薪炭証券の五十四億七千万円を、国民の血税から補填しようとするのであります。われ／＼は、薪炭の予算案に對しまして、総額わずか三百六十数億の予算の中で、あるいは六・三割の十五億にいたしましたも、失業対策の八億にいたしましたも、ほんの涙ほどしか必要なる予算を計上しない半面におきまして、この赤字の内容がいまだ不明確であり、これにつきましても刑事問題すら発生することが今や必至の情勢にあるやさきにおきまして、国民の血税から五十四億七千万円をこの赤字補填のために費そうすることに對しては、われ／＼は断固として反對せざるを得ないのであります。

政府は、この薪炭特別会計の赤字の原因については、歴代内閣の責任にこれを転嫁しようとしており、これを昭和三十二年度までの本特別会計の決算は、いずれも薪炭特別会計法に基いて行われた決算報告で明らかになつて、その報告によりますると、二十二年度末には、その赤字はわずかに一億四千万円に過ぎません。しかるに、二十三年度末に至りまして、その赤字が三十三億五千万円という膨大な数字に達したのであります。これは現内閣の責任であることはいうまでもありません。(拍手)「でたらめだ」と呼ぶ者あり。これは決して、でたらめを申しておるのではございません。われ／＼の要求に基いて大蔵委員会に提出いたしましたところの会計検査院の資料が、有力に物語つておるのであります。(拍手)

ことに、この会計の赤字の内容を検討する上に重要な点は、薪炭証券五十四億七千万円のうちで、二十八億数千万円というものは、本会計の実質的な機能が停止されました本年の五月二十日に、一度に発行されておるといふ事実であります。政府はこれに對しまして、四月、五月、六月、七月も若干の買入れを行つておるといふことを申し出ておりますが、買入れとともに、政府の売上金の回収ができておるはずでございます。かゝるに、本会計の機能を實質的に停止いたしました本年の五月二十日に、薪炭証券の残りの二十八億数千万円というものを一度に発行いたしました。この金がどういふやうに使われておるかといふことに對して精細なる答弁を要求いたしましたにもかかわらず、政府当局は、本案の審議が完了するまでの間に、その資料を提出することができないのであります。生産者に拂つておると申しますならば、この法案をもつて約二十億の生産者に對する未拂金を拂わんとする政府のこの意図は、われ／＼国会を欺瞞するものである。

ことにわれ／＼は、この今回の特別会計からの繰入れは、現に清算事務が進行いたしておりますところの本会計に對し障害になるといふ事実を指摘せざるを得ないのであります。何となれば、これまた政府が大蔵委員会の要求に基いて提出した資料によりまして、一般会計から補填するといふ方針が示されて以来、卸売業者からの未回収金の取立てが月ごとに減つておるといふ事

実は、これをわれ／＼は否定することのできないのであります。(拍手)
われ／＼はさらに、最近における三重県木炭事務所を中心としたところの、十萬俵のいわゆる空気木炭の問題を初め、この赤字発生の原因につきましても徹底的に糾明をせざる限り、この一般会計からの繰入れに對しましては断じて承認ができないのであります。(拍手)

政府の説明によりまして、この五十四億七千万円の一般会計からの繰入れのうちで、二十億は、さしあたり生産者の未拂い代金に充てると申しております。そうするならば、残りの三十四億は薪炭証券の返還に充てるわけでありまして、われ／＼は、この会計の清算が終了するまでは、五十四億七千万円のこの赤字補填は、しばらく猶予いたしまして、この会計の赤字の原因を徹底的に糾明すべしといふことを主張するものであります。

現に政府は、この法律の提出にあたりまして、われ／＼から強く要求されて初めて、三浦林野庁長官は、ただ一般会計から法律的な手続を要せずしてこの赤字補填ができるようなことを申しておつたのであります。われ／＼がこれを追求したからこそ、水田大蔵政務次官なり、あるいは河野主計局長は、必ず法律的手続をとると言つて、われ／＼に指摘されて初めて出して参つたのであります。さらに、予算委員会における與党の池田正之輔君を委員長とする小委員会におきまして、本特別会計の赤字がさらに増加するであろうといふことを指摘しておるのであ

りまして、われ／＼は、この赤字の原因を糾明し、赤字に対する責任を追究した後でなければ、国民からの血税をもつてこの赤字を無批判的に補填するということには、断じて賛成できないということをお願いして、私の討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 村瀬宣親君。

〔村瀬宣親君登壇〕

○村瀬宣親君 私は、民主党野党派を代表して、ただいま上程せられました薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案に絶対反対の意を表明するものであります。(拍手)

薪炭需給調節特別会計の損失については、政府は、昭和二十二年年度までの損失十四億六千四百万円、昭和二十三年年度までの損失十九億七千万円、合計三十四億三千四百万円と発表しておりますが、会計検査院の調査によると二十九億五千七百円となつてゐるのである、兩者の金額は根本的に相違してゐるのであります。

この損失の原因について、農林省は、現品が未生産であるのに支拂証券を發行したためとか、支拂証券を二重に發行したためなど、二十一項目に及ぶ理由を掲げておるのでありますが、たとへば亡失による損失額十億円の、内容を見ても、はなはだ信憑性の乏しい、不可解しき金額であります。(拍手) また農林省は、二十四年度損失見込額を二十一億六千万円と推定しております。二十四年度に支拂つた過年度支出額及び今後支拂うべき過年度支出の金額も明らかにせず、また二十四

年度において會計法上許容せられる過年度支出の最高額すら判明しておらないのであります。

會計検査院は、薪炭特別会計の損失額の中に、昭和二十二年年度の支拂い未済を、二十三年年度分において一億八千万円を過年度支出として決済し、さらに二十三年年度の支拂い未済を、二十四年度において五億五千万円を過年度支出として決済してゐる事実を指摘しておりますが、二十三年年度においては、支拂い元受資金に余裕がなかつたのみならず、予算外残額もなかつたのでありますから、これは、薪炭特別会計が無軌道をもつて、めちやくちやの予算經理をしたその跡始末を、二十四年度において新規に発生した経費のごとく装い、これを支出して当面を糊塗せんとしたところを、會計検査院に摘発せられたのであります。(拍手)

かくのごとく、會計法第十一條及び第十二條の支出負担行為に關する規定や、同法第十四條の支出予算に關する規定並びに同法第二十七條の過年度支出の規定に違反した支出をなし、国の財政を紊亂した薪炭特別会計については、その責任の歸趨を明らかにすることが、繰入れ可否決定の先決問題であります。いわんや、数十億円に上る損失が何によつて起り、いかなるところにその原因があるかを明らかにせず、かつその金額についても、會計検査院との間に、はなはだしき不突合いを來しておる事実をきわめずして、漫然國費をこれに投入せんとするは、國みずから財政の紊亂を助長し、不正にくみする結果を招來するおそれがあるのであります。(拍手)

薪炭に關する不正問題は、國家警察において取調べられることでもありませんから、これらの關係が詳細に判明したる後に本案を提出すべきであります。従つて、生産者に支拂うべき債務は、政府において一時借入金により処理すべきであつて、国民より徴收せる血税をもつて支拂うべきものでは断じてないのであります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 深澤義守君。

〔深澤義守君登壇〕

○深澤義守君 ただいま上程されております薪炭需給調節特別会計に對する一般会計からの繰入れに關する問題につきまして、私は日本共産黨を代表いたしまして断固として反對するものであります。

五十四億七千万円の、一般会計から特別会計への繰入れであります。この赤字の原因を明確にせずして、国民の租税によつてこれを負担するということに對しましては、おそらく全國民の納得し得ざるところであります。

〔発言する者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 靜肅に。

○深澤義守君(續) まず第一に、この赤字の第一の案件は現物不足十四億であります。この内容を検討いたしましたれば、木炭五百十五万九千俵、これが不足してゐるのであります。まきに置きまして二千三百八十二万五千把であります。ガスまきが二十七万五千俵であります。しかも、その現物不足の原因といふものは十七項目にわたつてゐるのであります。この十七項目

が、いずれも徹底的に糾明するならば、すべて刑事上の犯罪を構成するといふような事情によつて、この現物不足が行われてゐるのであります。國營當局も、この問題は重視いたしまして、全国的な調査をやつてゐるということが言明されてゐるのであります。

われ／＼は、かかる不正に満ちた原因によつて現物不足が行われてゐるものを、そのままこれを隠蔽いたしまして、國民の負担にすることによつて、國民の負担にすることによつて、断固として承服せざることをございします。かかる歴大な現物が不足してゐるのに、いまだかつて何人も政治上及び行政上の責任を明らかにしてゐないといふことは、今日の政治がまつたく國民を無視した政治であると言わざるを得ないのであります。

〔拍手〕

さらに赤字の第二の原因は、予定外経費の支出の問題であります。これが十五億三千五百万円あるのでございします。この経費は、生産者価格と消費者価格との間にあるところの中間経費百円によつて、すべてまかなはるべき性質のものであります。しかるに、それにもかかわらず、備蓄保管料七億六千四百万円、これは備蓄保管と申しますのが、卸売業者が道の端に雨ざらしにして積んでおつたあの薪炭に對してすら保管料を拂つてゐるのであります。さらに卸売業者の横持料も、すでに卸売業者がまつたく処分してしまつたものに對しても、なおかつ横持料を拂つておるといふ実情があるのであります。

集荷業者に對する手数料、あるいは早期築窯、特別小出し賃等は、いずれも生産者と消費者の中間にある業者を利益したところの負担でございまして、一般國民の断じて納得し得ざるところであります。さらに會計検査院は、この支出に對しまして、いずれも適當でないといふ断定を下してゐるのでございします。こういうことを隠蔽いたしまして、われ／＼國民の負担によつてこの赤字を埋めるといふことに對しましては、断じて賛成し得ない。

さらに政府當局は、生産者に對する支拂いがあるからと申しますが、卸売業者が政府にまだ支拂つていないところの金額が二十二億以上あるのでございします。これを何ゆゑに政府は回収することに怠慢であるか。政府は、一般國民に對して見當のつかない税金を押しつけて、それをとることに對しましては権力をもつてやつておるけれども、この現物を拂ひ下げた代金の支拂に對しては何ら強行の手段をとつていないといふこの事實は何ごとであるか。(拍手) 卸売業者が政府の支拂いを遅延いたしまして、現金に困難しておるところの生産者が、炭を持つて困つておるものを、安くたき買ひしておる事實があるのであります。この事實を無視いたしまして、われ／＼國民の負担によつてこの赤字を埋めるといふことに對しましては、断じて賛成し得ざるところであります。

この意味において、日本共産黨は、この赤字補填に對しましては断固として反對せざるを得ないのでございします。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 松谷天光君。

〔松谷天光君登壇〕

○松谷天光君 私は、労働者農民黨

を代表いたしました。ただいま上程になつております三法案のうち、薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計から繰入金に充てる法律案に對しまして……

〔發言する者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 靜肅に願います。

○松谷天光光君(統) 絶対反対の意を表するものであります。

本年の五月以降、夏の汗の出る時分におきまして、われ／＼消費者は薪炭の押売りを受けたのであります。しかるに、われ／＼勤労大衆の財政からいたしまして、冬を見越しての買いだめは不可能でありました。今日すでに冬に向い始めました折においても、今年一ぱいに一俵の配給がいかがであらうかという報道を受取りまして、啞然たらざるを得ないのであります。(何の「俵」だ、言つて見ろ」と呼ぶ者あり)木炭一俵であります。われ／＼が、こうして不安におののき、しかも東京都の例から見ますならば、都内に、炭はまさに二十一万俵が山積されておるのであります。これが、今回問題になつております薪炭特別会計の清算によりまして、業者はこれを安く買いたたこうとしたします。農林省は高く売らんとするところのこの行き違いから、いまだ手がつけられずして、この山積する炭にはベン／＼草がはえながら、われ／＼消費者のところには、一俵の配給もいまだ実行できないという状態に追い込まれておるのであります。(拍手)

われ／＼国民は、この現政府のいわゆる無能または無責任なる状態に對し

て不満を持つておりましたるやさき、今日ここにまた上程されて参りました本法案を見まして、われ／＼は、またこの不満を一層憤怒にまで移さなければならぬのであります。なぜならば、私どもがこの炭を買わんといたしまする際には、掛売りは断じて許されないのであります。あらゆるくめんをしなから、現金を持たねば、われ／＼は現品を受取れないのであります。こうして、われ／＼が苦勞をして支拂いまして、その貴重な代金が、一体どこに委を隠したのであるまいか。すでに野党各派が追究いたしておりましたるうちに、その行き場の責任すらも完全に追究されることなくして、今われ／＼は、また二重に、われ／＼の納めた税金の中からこの赤字を補填するといふ、この法案を受取らざるを得なかつたのであります。(拍手)

先ごろ、十月三十一日の本議場におきまして、社会党井上議員よりの薪炭特別会計に對する緊急質問に對しまして、森農林大臣は、「一般会計からの五十数億の繰入れは、赤字補填という意味ではありません。」と言われておるのであります。しかし、これが赤字でなくして、いかなるものをもつて赤字補填とわれ／＼は解釈するのであります。〔拍手〕解釈に苦しむところでありま。

あるいはまた、われ／＼野党が、ただいままで各派から説明をいたしておりましたように、この五十四億、その中には零細なる生産者に対するところの支拂いも含まれておるのであると政府は答弁されるのであります。が、また同日の本議場における水田大蔵政府

委員のその答弁によりますると……(政務次官だ、直せと呼ぶ者あり)政府委員でありますから、政務次官も同じことでありま。いわゆる未収金をもちまして、この零細なる生産者に対する未拂いはこれを必ず返すのである、かように申されております。

従つて、いわゆる薪炭証券の五十億七千万円と、繰入金金の五十四億七千万円が同額であつても、未収金を必ず回収するのであるから心配するな、という意味のことを申されておるのであります。しかし、すでにこの回収が、もはやそのパーセンテージを下させておるといふ今日の状態から参りまして、あるいはまた、今後においてこの回収が完全にはたしてなされるやいなやといふことは、まことに不明であるのであります。ことに、このように、まことに不明確なるその財源をもつて零細なる生産者には充て、一方金融資本に對しましては、国民の血税をもつてこれに充てるといふところ、に、われ／＼の憤怒はまた一段と燃えざるを得ないのであります。(拍手)

また、この赤字の内容につきましては、すでに野党各派から出ておりますので詳細は省きますが、いわゆる予算項目の項目外の支出、横持料であるとか、あるいはまた手数料の値上げであるとか、あるいは備蓄経費の予算外の支出でありますとか、こうしたいわゆる項目外の支出、あるいはまた、本特別会計が特に卸業者に完全に今日まで利用されておつたというようなその内容から、これは木炭事務所といふものが、その仕組みにおきまして、どうしても業者者に依存しなければならぬ

というやうなそのあり方から参りました。い、いわゆる卸業者たちが薪炭の目減りを不当に評価いたしまして、買いたたきをいたしたり、あるいはまた未拂金を転用して高利を得ておりましたり、あるいはまた備蓄用の薪炭を流用いたしたり、あるいはまた、表面上調定未済で政府の所有に属しておりますところの薪炭を、実際上は配給にまわしてみたりしておりながら、国庫に對する収入は未済の状態を續けておる。

また、先ごろ説明されておりましたように、現物自体が不足しておる。いわゆるから供出であるとか、あるいは行方不明であるとか、あるいは盗難であるとかいふ理由のもとに、これは従来の慣例と申しましようか、手落ちと申しましようか、未だに一度のたなおろしさえもなかつたというルーズな状態において、この莫大なる損失が出て来ておるといふことに對しまして、われわれは、これをただ見のがすことはできないのであります。あるいはまた、特に關係官僚の無能と腐敗によりまして、この特別会計に寄生するところの腐敗官僚が根強く跋扈いたしておるのにかかわらず、林野当局は、これを押える能力がない始末であります。

たとえば、三重県におけるあの空気木炭の例であるとか、あるいは高知県における、からすまきの例であるとか、これらの金が政治資金にまで流用されておるといふことをうわさに聞き、問題になりつゝあるといふやうな点から考えてみましても、われ／＼は、まずこれらの責任がどこにあるか、この赤字がいかなる内容を持つつかといふこと

につきまして、徹底的に糾明をまず第一にさせなければならぬといふことを強く要求するものであります。

今日、補正予算の中におきまして、その組み入れられた内容の一、二を拾つてみますと、皆さまの最もかわいなお子さんたちの教室には、わずかに一つ当り二千円の補助費より組んでございせん。あるいはまた、一千万と予想されるところの失業者の対策に對しましては、わずかに八億五千万円より計上しておらないのであります。が、それにもかかわらず、このやうな行方知れず消えましたところの、しかもわれ／＼がすでに苦勞して現金を出して買ひましたはずのその行きどろにつきましても、先ほども申し述べたやうに追究をせずして、ここに五十億七千万円という莫大なるわれ／＼の血税を注ぎ込もうといふ、このやり方につきましては、まさにわれ／＼勤労国民を犠牲にすることにによりまして、悪徳官僚と悪徳ボスのしりぬぐいをせんとする対策であると断言しなければならぬのであります。(拍手)まさに、いかなる角度から考えてみましても、本法案は、いわゆる政界のボス、官界のボス、業界のボスに對するところの、いわゆる私腹擁護対策であるといふことを断ぜざるを得ないのであります。か、かかる観点からいたしまして、私ども労働者農民党は断固として反対をいたす次第であります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。まず、日程第一、薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般

會計からする繰入金に関する法律案につき採決いたします。この採決は記名投票をもつて行います。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

これより氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(幣原喜重郎君) 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。開鎖。

投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(幣原喜重郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長朗読〕

投票総数 二百八十六

可とする者(白票) 百八十八

〔拍手〕

否とする者(青票) 九十八

〔拍手〕

○議長(幣原喜重郎君) ただいまの投票の結果、薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

〔参照〕
本案を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名
阿左美廣治君 足立 篤郎君

安部 俊吾君	青柳 一郎君	庄司 一郎君	周東 英雄君	船越 弘君	古島 義英君	佐竹 新市君	坂本 泰良君
淺香 忠雄君	麻生太賀吉君	鈴木 仙八君	瀬戸山三男君	降旗 徳弥君	星島 二郎君	田中鐵之進君	戸叶 里子君
井手 光治君	飯塚 定輔君	關内 正一君	千賀 康治君	細田 榮藏君	眞鍋 勝君	土井 直作君	中崎 敏君
池見 茂隆君	石田 博英君	田口長治郎君	田中 啓一君	前尾繁三郎君	前田 郁君	成田 知巳君	前田榮之助君
今泉 貞雄君	岩本 信行君	田中 元君	田中 萬逸君	前田 正男君	松井 豊吉君	松井 政吉君	松岡 駒吉君
宇野秀次郎君	内海 安吉君	田淵 光一君	多田 勇君	松本 弘君	松田 鐵藏君	松澤 兼人君	松本 七郎君
江田斗米吉君	江花 靜君	多武良哲三君	高木 章君	松野 頼三君	松本 善壽君	三宅 正一君	門司 亮君
小川原政信君	小高 薫郎君	高木吉之助君	高木 松吉君	丸山 直友君	三池 信君	八百板 正君	山口シヅエ君
小野瀬忠兵衛君	小淵 光平君	高塩 三郎君	高橋 英吉君	三浦寅之助君	三宅 則義君	米窪 滿亮君	荒木萬壽夫君
尾崎 末吉君	尾関 義一君	高橋 權六君	高橋 等君	水田三喜男君	水谷 昇君	有田 喜一君	稻葉 修君
越智 茂君	大石 武一君	高間 松吉君	竹尾 式君	南 好雄君	宮崎 靖君	小野 孝君	川崎 秀二君
大泉 寛三君	大上 司君	玉置 信一君	中馬 辰猪君	武藤 嘉一君	村上 勇君	北村徳太郎君	小林 運美君
大澤嘉平治君	大橋 武夫君	塚田十一郎君	塚原 俊郎君	村上 清治君	守島 伍郎君	河本 敏夫君	坂口 主税君
大和田義榮君	岡延右エ門君	土倉 宗明君	辻 寛一君	森 曉君	藥師神岩太郎君	笹山茂太郎君	志賀健次郎君
岡崎 勝男君	岡野 清豪君	圓谷 光衛君	坪内 八郎君	山口喜久一郎君	山口 好一君	椎熊 三郎君	清藤 唯七君
押谷 富三君	鍛冶 良作君	苦米地英俊君	富永格五郎君	山崎 猛君	山本 久雄君	園田 直君	千葉 三郎君
風間 啓吉君	柏原 義則君	奈良 治二君	内藤 隆君	吉田 省三君	吉田 吉太郎君	床次 徳二君	中島 茂喜君
甲木 保君	上林山榮吉君	中川 俊思君	中野 武雄君	吉武 惠市君	龍野喜一郎君	中曾根康弘君	長谷川四郎君
川野 芳満君	川端 佳夫君	中村 清君	中村 幸八君	若林 義孝君	渡邊 良夫君	畠山 重男君	林 好次君
川村善八郎君	川本 末治君	中村 純二君	仲内 憲治君	亘 四郎君	天野 久君	福田 繁芳君	藤田 義光君
菅家 喜六君	木村 公平君	永井 英修君	永田 節君	犬養 健君	奥村又十郎君	増田 連也君	宮腰 喜助君
北川 定務君	北澤 直吉君	夏堀源三郎君	二階堂 進君	金光 義邦君	小坂善太郎君	村瀬 宜親君	柳原 三郎君
金原 舜二君	倉石 忠雄君	丹羽 彪吉君	西村 英一君	小松 勇次君	田中伊三次君	井之口政雄君	伊藤 憲一君
栗山長次郎君	黒澤富次郎君	西村 直巳君	西村 久之君	坪川 信三君	橋 直治君	池田 峯雄君	春日 正一君
小金 義照君	小平 久雄君	根本龍太郎君	野原 正勝君	長野 長廣君	原 彪君	加藤 充君	神山 茂夫君
小玉 治行君	小西 英雄君	野村孝太郎君	橋本登美三郎君	保利 茂君	山本 利壽君	上村 進君	川上 貫一君
小峯 柳多君	小山 長規君	橋本 龍佐君	幡谷仙次郎君	足鹿 覺君	青野 武一君	河田 賢治君	菊田アサノ君
五島 秀次君	河野 謙三君	島山 鶴吉君	花村 四郎君	淺沼稻次郎君	井上 良二君	木村 榮君	今野 武雄君
近藤 鶴代君	佐久間 徹君	原田 雪松君	樋貝 詮三君	猪俣 浩三君	石川金次郎君	田島 ひで君	田代 文久君
佐々木秀世君	佐藤 榮作君	平島 良一君	平野 三郎君	大矢 省三君	岡 良一君	田中 堯平君	高田 富之君
坂田 道太君	志田 義信君	廣川 弘輝君	福田 喜東君	加藤 鎌造君	上林與市郎君	竹村奈良一君	谷口善太郎君
塩田賀四郎君	篠田 弘作君	福永 健司君	藤井 平治君			土橋 一吉君	梨木作次郎君
島村 一郎君	白井 佐吉君	藤枝 泉介君	淵上房太郎君				

林 百郎君 深澤 義守君
山口 武秀君 米原 昶君
渡部 義通君 石田 一松君
金子與重郎君 吉川 久衛君
河野 金昇君 竹山祐太郎君
寺崎 覺君 内藤 友明君
羽田野次郎君 松本 瀧藏君
山手 満男君 石野 久男君
岡田 春夫君 黒田 壽男君
玉井 祐吉君 中原 健次君
松谷天光君 佐竹 晴記君

○議長(幣原喜重郎君) 次に、日程第二及び第三につき採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第四 日本通運株式会社法を廃止する法律案(内閣提出)

第五 通運事業法案(内閣提出)

第六 日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律案(内閣提出)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第四、日本通運株式会社法を廃止する法律案、日程第五、通運事業法案、日程第六、日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律案、右三案は同一の委員に付託された議案でありますから、一括して議題

といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員理事前田郁君。

日本通運株式会社法を廃止する法律案

日本通運株式会社法を廃止する法律

1 日本通運株式会社法(昭和十二年法律第四十六号)は、廃止する。
2 経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

別表乙号中第六号を次のように改める。

六 削除

附則

1 この法律は、通運事業法(昭和二十四年法律第 号)施行の日から施行する。

2 日本通運株式会社がこの法律施行の日以前において商法(明治三十二年法律第四十八号)に適合してない事項を同法に適合させるため同法第三百四十三條の規定による株主総会の決議をした場合において、その時以後日本通運株式会社が及び経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律は適用されないものとする。

3 前項の規定により日本通運株式会社法及び経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律が適用されなくなるまでの間にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

適用については、なお従前の例による。

日本通運株式会社法を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

通信事業法案
通運事業法

目次

第一章 総則(第一條—第三條)

第二章 通運事業(第四條—第二十七條)

第三章 通運計算事業(第二十八條—第三十二條)

第四章 雜則(第三十三條—第三十七條)

第五章 罰則(第三十八條—第四十一條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、通運に関する秩序の確立、通運事業における公正な競争の確保及び通運事業の健全な発達並びに鉄道による物品運送の効率的向上を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で、「通運」とは、他人の需用に応じてする左に掲げる行為をいう。

一 自己の名をもつてする鉄道

(軌道及び日本国有鉄道の経営する航路を含む。以下同じ。)

による物品運送の取次又は運送物品の鉄道からの受取

二 鉄道により運送される物品の他人の名をもつてする鉄道への託送又は鉄道からの受取

三 鉄道により運送される物品の集貨又は配達(海上におけるものを除く。)

四 鉄道により運送される物品の鉄道の車両(日本国有鉄道の経営する航路の船舶を含む。への積込又は取卸

五 鉄道を利用してする物品の運送

2 この法律で、「通運事業」とは、営利を目的とするしなないとを問わず、通運を行う事業(国の行う郵便の事業を除く。)をいう。

第三條 この法律で、「通運計算」とは、通運事業者の需用に応じて、通運から生ずる通運事業者間の債権債務の決済又は債権の取立をするをいう。

2 この法律で、「通運計算事業」とは、営利を目的とするしなないとを問わず、通運計算を行う事業をいう。

第二章 通運事業

(免許)

第四條 通運事業を経営しようとする者は、運輸大臣の免許を受けなければならない。

(軌道及び日本国有鉄道の経営する航路を含む。以下同じ。)

による物品運送の取次又は運送物品の鉄道からの受取

二 鉄道により運送される物品の他人の名をもつてする鉄道への託送又は鉄道からの受取

三 鉄道により運送される物品の集貨又は配達(海上におけるものを除く。)

四 鉄道により運送される物品の鉄道の車両(日本国有鉄道の経営する航路の船舶を含む。への積込又は取卸

五 鉄道を利用してする物品の運送

2 この法律で、「通運事業」とは、営利を目的とするしなないとを問わず、通運を行う事業(国の行う郵便の事業を除く。)をいう。

第三條 この法律で、「通運計算」とは、通運事業者の需用に応じて、通運から生ずる通運事業者間の債権債務の決済又は債権の取立をするをいう。

2 この法律で、「通運計算事業」とは、営利を目的とするしなないとを問わず、通運計算を行う事業をいう。

第二章 通運事業

(免許)

第四條 通運事業を経営しようとする者は、運輸大臣の免許を受けなければならない。

2 通運事業の免許は、取扱駅及び第二條第一項各号の種別について行う。

3 通運事業の免許は、荷主、取扱物品の種類又は作業場所を指定し、その他業務の範囲を限定して行うことができる。

(免許申請)

第五條 通運事業の免許を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 事業の経営上使用する記号

三 取扱駅

四 第二條第一項各号の種別

2 業務の範囲を限定する免許を受けようとする者は、申請書に前項に掲げる事項の外、荷主、取扱物品の種類又は作業場所その他業務の範囲をあわせて記載しなければならない。

3 申請書には、事業の施設、事業收支見積その他省令で定める事項を記載した事業計画を添附しなければならない。

4 運輸大臣は、通運事業の免許を申請した者に対し、前各項に規定するものの外、商業登記簿の謄本その他必要な書類の提出を求めることができる。

(免許基準)

第六條 運輸大臣は、前條に規定する申請書を受領したときは、左の基準によつて、これを審査しなければならない。

一 当該事業の開始が一般の需要に適合するものであること。

二 当該事業の開始が公衆の利便を増進するものであること。

三 当該申請に係る事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

四 当該事業の開始が鉄道による物品運送の効率の向上に資するものであること。

2 運輸大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が、同項の基準に適合していると認めるときは、左の場合を除いて、通運事業の免許をしなければならない。

一 免許を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

二 免許を受けようとする者が免許の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。

三 免許を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員が前二号の一に該当する者であるとき。

(事業の譲渡及び譲受の認可等)

第七條 通運事業の譲渡及び譲受は、運輸大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

2 通運事業を行う法人の合併は、運輸大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。但し、通運事業を経営する法人と通運事業を

経営しない法人が合併する場合において、通運事業を経営する法人が存続するときは、この限りでない。

3 通運事業を経営する法人の合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、免許に基く権利義務を承継する。

4 前條の規定は、第一項又は第二項の認可について準用する。

(相続)

第八條 通運事業の免許を受けた者が死亡した場合において、相続人が被相続人の経営していた通運事業を引き継ぎ経営しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に前項の認可の申請をした場合においては、その認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受けるまでは、第四條第一項の規定にかかわらず通運事業を

経営することができる。

3 第六條の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた者及び第二項の規定により通運事業を経営する者は、通運事業の免許を受けた者とみなす。

(名義の利用及び事業の貸借等)

第九條 通運事業の免許を受けた者(以下「通運事業者」という。)は、その名義を他人に通運事業のために利用させてはならない。

2 通運事業者は、事業の貸借その他如何なる方法をもつてするかを問はず、通運事業を他人に経営させてはならない。

(事業の管理)

第十條 通運事業者の通運事業の管理の委託及び受託については、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の許可の申請を受領した場合において、当該申請が左の基準に適合していると認めるときは、これを許可しなければならない。

一 当該事業を継続して運営するために必要であること。

二 受託者が当該事業を管理するのに適している者であること。

(事業の休止及び廃止)

第十一條 通運事業者は、通運事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、運輸大臣の

許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の許可の申請があつたときは、その休止又は廃止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除く外、これを許可しなければならない。

(事業計画の変更)

第十二條 通運事業者は、事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。但し、次條の規定による運輸大臣の認可を受けた場合その他省令で定める場合は、この限りでない。

2 運輸大臣は、前項の認可の申請を受領した場合において、当該申請が左の基準に適合していると認めるときは、これを認可しなければならない。

一 事業計画の変更が公衆の利便を害するおそれがないものであること。

二 事業計画の変更によつて通運が一般の需要と著しく不均衡となるおそれがないものであること。

三 事業計画の変更が鉄道による物品運送の効率を著しく低下させるおそれがないものであること。

(自動車の新規使用)

第十三條 通運事業のために自動車

を使用していない通運事業者が、通運事業のために新たに自動車を

使用しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の認可の申請を受領した場合において、当該申請が左の基準に適合していると認めるときは、これを認可しなければならない。

一 使用しようとする自動車の供給輸送力が、当該事業に対する物品の集貨配達の需要と均衡のとれたものであること。

二 自動車をすることが当該事業の能率的な運営を図るため必要であること。

(事業の停止及び免許の取消)

第十四條 運輸大臣は、通運事業者が左の各号の一に該当するとき、期間を定めて事業の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分、第四條第三項の規定による業務の範囲の限定又は免許、許可若しくは認可に附した條件に違反したとき。

二 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実地しないとき。

(貨物自動車運送事業者の特則)

第十五條 道路運送法(昭和二十二年法律第九十一号)第十條に規定する貨物自動車運送事業者の免許を有する者は、運輸大臣が取扱駅を指定したときは、第四條第一項、第九條、第十條、第十四條、第十六條、第十七條、第二十條から第二十二條まで、第二十六條及び第二十七條の規定の適用については、第二條第一項第三号の行為を行う事業について通運事業の免許を受けた者とみなす。

(免許の失効)

第十六條 左の場合には、通運事業の免許は、当該範囲について、その効力を失う。

- 一 取扱駅が物品運送の営業を廃止したとき。
- 二 取扱物品の種類を限定した通運事業の免許を受けた場合において、取扱駅がその物品の運送の営業を廃止したとき。
- 三 事業の廃止の許可を受けたとき。

(通運引受義務)

第十七條 通運事業者は、左の場合を除いては、通運の引受を拒絶してはならない。

- 一 当該通運の申込が第二十一條の規定により認可を受けた通運約款によらないものであるとき。
- 二 委託者が第十九條第一項の規

定による明告をせず、又は同條第二項の規定による点検の同意を與えないとき。

三 当該通運に関し委託者から特別の負担を求められたとき。

四 当該通運が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するものであるとき。

五 天災その他やむを得ない事由があるとき。

(通運順序)

第十八條 通運事業者は、通運の申込を受けた順序により、物品を鉄道に託送しなければならない。但し、鉄道の輸送上の事由その他正当な事由があるときは、この限りでない。

(物品の種類及び性質の確認)

第十九條 通運事業者は、通運の申込があつたときは、その物品の種類及び性質を明告することを委託者に求めることができる。

2 通運事業者は、前項の場合において、物品の種類及び性質につき委託者が告げたことに疑があるときは、委託者の同意を得て、その立会の上で、これを点検することができる。

3 通運事業者は、前項の規定により点検をした場合において、物品の種類及び性質が委託者の明告したところと異なるるときは、これがため生じた損害の賠償をしなければならない。

4 通運事業者が第二項の規定により点検をした場合において、物品の種類及び性質が委託者の明告したところと異なるときは、委託者は、点検に要した費用を負担しなければならない。

(運賃及び料金)

第二十條 通運事業者は、通運事業の運賃及び料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

一 能率的な経営の下における適正な原価を償ひ、且つ、適正な利潤を含むものであること。

二 特定の荷主に對し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 運賃及び料金は、集貨、配達、取扱、積込、取卸その他業務の種類について定額をもつて明確に定めなければならない。

(通運約款)

第二十一條 通運事業者は、通運約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

一 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 少くとも物品の受取及び引渡、運賃及び料金の收受並びに通運事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

(運賃、料金及び通運約款の揭示)

第二十二條 通運事業者は、運賃、料金及び通運約款を事務所その他の事業場において公衆の見易い箇所に揭示しなければならない。

(引渡不能の物品の寄託)

第二十三條 通運事業者は、その實に歸すべき事由により物品の引渡をすることができないときは、荷主の費用をもつて、これを倉庫営業者に寄託することができる。

2 通運事業者は、前項の規定により物品を寄託したときは、遅滞なくその旨を荷主に通知しなければならない。

3 通運事業者は、第一項の規定により物品を寄託した場合において倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもつて物品の引渡に代えることができる。

4 通運事業者は、第一項の費用の弁済を受けるまで、倉庫証券を留置することができる。

(引渡不能の物品の競売)

第二十四條 通運事業者は、委託者

及び物品の引渡を受くべき者が知れない場合において、省令で定める手続により公告をした後三箇月を経過してもなおその権利者を知ることができないときは、その物品を競売することができる。但し、損取し易い物品は、公告をした後三箇月以内でも競売することができる。

2 通運事業者は、物品の引渡を受くべき者が知れない場合において、委託者に対し相当の期間を定めその物品の処分につき指図をすべきことを催告しても委託者がその指図をしないときは、その物品を競売することができる。但し、損取し易い物品は、催告しなくても競売することができる。

3 通運事業者は、物品の引渡を受くべき者が物品の受取を拒み、又はこれを受け取ることができない場合において、相当の期間を定めて物品の受取を催告し、その期間経過後更に委託者に対し相当の期間を定めてその物品の処分につき指図をすべきことを催告しても委託者がその指図をしないときは、その物品を競売することができる。但し、損取し易い物品は、催告しなくても競売することができる。

4 通運事業者は、第二項の規定により競売をしたときは委託者に、

前項の規定により競売をしたときは委託者及び物品の引渡を受くべき者に、遅滞なくその旨の通知を發しなければならない。

5 通運事業者は、第一項から第三項までの規定により競売をしたときは、その代価を供託しなければならない。但し、その全部又は一部を運賃、料金、立替金又は保管、公告、催告若しくは競売に要した費用に充当することができ

(会計)

第二十五條 通運事業者は、省令で定める様式の帳簿書類によりその会計を処理しなければならない。

(事業改善の命令)

第二十六條 運輸大臣は、通運事業者の事業について公衆の利便を阻害している事実があると認めるときは、通運事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることができる。

一 事業計画を変更すること。

二 運賃、料金又は通運約款を変更すること。

(附帯業務)

第二十七條 第二十條から第二十二條まで及び前條の規定は、通運事業者が通運事業に附帯して行う物品の荷造、保管及び仕分、代金の取立及び立替その他通常通運事業に附帯する業務について準用する。

第三章 通運計算事業

(認可)

第二十八條 通運計算事業を経営しようとする者は、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 第五條第一項第一号及び第二号、第三項並びに第四項の規定は、前項の認可を申請する場合に、第六條の規定は、運輸大臣が前項の認可をする場合に準用する。

(通運計算事業の運営)

第二十九條 第七條から第十二條まで、第十四條、第十六條第三号、第二十條、第二十五條及び第二十六條の規定は、通運計算事業に準用する。

(通運計算規程)

第三十條 通運計算事業の認可を受けた者(以下「通運計算事業者」という。)は、通運計算規程を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をし

るとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

一 公正且つ迅速な通運計算を確保し得るものであること。

二 通運事業者に不当な負担を課するものでないものであること。

三 少くとも通運計算に関する契約の締結及び解除、通運計算の方式、通運計算の停止、計算料

の收受並びに通運計算事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

(通運計算に関する契約の締結)

第三十一條 通運計算事業者は、通運事業者が通運計算に関する契約の申込をした場合には、その申込が前條の規定により認可を受けた通運計算規程によらない場合を除き、これを承諾しなければならない。

(通運計算に関する契約の強制の禁止等)

第三十二條 通運計算事業者は、通運事業者に対し、如何なる方法によるかを問わず、通運計算に関する契約を締結することを強制してはならない。

2 通運計算事業者は、通運事業者が通運計算に関する契約の解除を申し出た場合には、通運計算規程による場合の外、これを拒絶してはならない。

第四章 雑則

(運輸審議会への諮問)

第三十三條 運輸大臣は、この法律の規定に基づき、免許、許可、認可その他の処分をしようとするときは、運輸審議会に諮問し、その決定を尊重してこれをしなければならない。但し、運輸審議会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

(免許等の条件)

第三十四條 免許、許可又は認可には条件を附し、及びこれを変更することができ

2 前項の条件は、公衆の利益を増進し、又は免許、許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、且つ、当該通運事業者又は通運計算事業者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(訴願)

第三十五條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により行政官庁のした処分に不服のある者は、訴願をすることができる。

(職権の委任)

第三十六條 この法律に規定する運輸大臣の職権の一部であつて政令で定めるものは、陸運局長が行う。

(報告及び検査)

第三十七條 運輸大臣は、第一條の目的を達成するために必要があると認めるときは、通運事業者又は通運計算事業者は、事業に関し報告をさせることができる。

2 運輸大臣は、第一條の目的を達成するため必要があると認めるときは、通運事業者又は通運計算事業者の事務所その他の事業場にその職員を派遣して、帳簿書類その

他の物件を検査させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第二項の検査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五章 罰則

第三十八條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項の規定に違反して通運事業を経営した者

二 第八條の規定に違反して通運事業を経営した者

三 第九條の規定に違反した者

第三十九條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第四條第三項の規定による業務の範囲の限定に違反した者

二 第十四條の規定による通運事業の停止の命令に違反した者

三 第二十條の規定による認可を受けないで運賃又は料金を收受した者

四 第二十八條第一項の規定に違反して通運計算事業を経営した者

五 第二十九條において準用する第八條の規定に違反して通運計

算事業を経営した者

六 第二十九條において準用する

第九條の規定に違反した者

第四十條 左の各号の一に該当する者は、これを三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十條第一項、第十一條第一項若しくは第十二條第一項（第二十九條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十一條第一項（第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十七條及び第二十九條において準用する第二十條又は第三十條第一項の規定により許可又は認可を受けてしなければならない事項を許可又は認可を受けないうでした者
- 二 第二十二條（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による揭示をせず、又は虚偽の揭示をした者
- 三 第二十九條において準用する第十四條の規定による通運計算事業の停止の命令又は第二十六條（第二十七條及び第二十九條において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- 四 第十七條、第十八條、第三十一條又は第三十二條第二項の規定に違反した者
- 五 第三十七條第一項の規定によ

る報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第三十七條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十一條 法人の代表者又は人若しくは法人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第三十八條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても、各本條の罰金刑を科する。

附則

- 1 この法律は、昭和二十五年二月一日から施行する。
- 2 小運送業法（昭和十二年法律第四十五号以下「旧法」という。）は、廃止する。
- 3 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、旧法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。
- 4 旧法又は旧法に基づく命令によりした処分、手続その他の行為は、この法律中これに相當する規定がある場合には、この法律によりしたものとみなす。
- 5 この法律施行の際現に通運計算事業を経営している者は、この法律施行の日から三箇月以内に限り、第二十八條の規定による認可を受けなくても通運計算事業を経営することができる。この期間内に認可の申請をした場合においてその申請に對する認可又は認可の拒否のある日まで同様とする。
- 6 この法律施行前にした道路運送法第十一條の規定による小運送業の免許は、この法律第十三條の規定による認可とみなす。
- 7 道路運送法の一部を次のように改正する。
第十一條の次に次の一條を加える。
（通運事業者の特則）
第十一條の二 自動車を使用して通運事業を経営することの免許を受けた者又は通運事業法（昭和二十四年法律第 号）第十三條の規定により新たに自動車を使用することの認可を受けた者は、主務大臣が第十條に掲げる種類を指定したときは、第十一條第一項、第二十三條、第二十四條第一項第二号、第二十七條、第三十條、第三十一條第四号及び第三十二條の規定の適用については、その種類について通運事業のためにする貨物自動車運送事業の免許を受けた者とみなす。
- 8 第二十三條、第二十四條第一項第二号及び第二十五條中「小運送業者」を「通運事業者」に改める。
事業者団体法（昭和二十三年法

律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「小運送業者」を「通運事業者」に改める。

9 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第四十二号を次のように改める。

四十二 通運事業を免許し、及び通運事業の業務（附帶業務を含む。）に関し、許可し、又は認可すること。

第四條第四十二号の次に次の一号を加える。

四十二の二 通運計算事業を認可し、及び通運計算事業の業務に関し、許可し、又は認可すること。

第四條第四十四号中「及び小運送業者」と、通運事業及び通運計算事業に改める。

第六條第一項第二号中「及び小運送業者」を「通運事業及び通運計算事業」に、同項第八号中「小運送業者」を「通運事業」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八の二 通運計算事業の認可若しくはその取消又は事業の停止

第六條第一項第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 第二号、第八号及び

第八号の二に規定するものを除く外、通運事業法（昭和二十四年法律第 号）の規定に基き許可、認可その他の処分

第二十八條第一項第三号を次のように改める。

三 通運事業（附帶業務を含む。以下同じ。）及び通運計算事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

第二十八條第一項第八号中「及び小運送業者」を「通運事業及び通運計算事業」に改める。

第二十八條第二項第六号中「小運送業者」を「通運事業」に改める。

第五十一條第一項第七号を次のように改める。

七 通運事業及び通運計算事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

第八号の二に規定するものを除く外、通運事業法（昭和二十四年法律第 号）の規定に基き許可、認可その他の処分

第二十八條第一項第三号を次のように改める。

三 通運事業（附帶業務を含む。以下同じ。）及び通運計算事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

第二十八條第一項第八号中「及び小運送業者」を「通運事業及び通運計算事業」に改める。

第二十八條第二項第六号中「小運送業者」を「通運事業」に改める。

第五十一條第一項第七号を次のように改める。

七 通運事業及び通運計算事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

第五十一條第一項第二十一号中「小運送業者」を「通運事業、通運計算事業」に改める。

第五十二條第二項中「小運送業者」を「通運事業」に改める。

通運事業法案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律案

日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社施設の処理等に関する法律

第一條 この法律は、日本国有鉄道がその所有地内にある通運事業者の所有する荷役機械等の施設を譲り受けること等により、これらの施設の公正且つ有効な利用と通運事業における公正な競争の確保とに資することを目的とする。

第二條 日本国有鉄道は、この法律施行の際現にその所有地内にある日本通運株式会社の所有する左に掲げる施設のうち、日本国有鉄道がその事業の運営上荷主又は通運事業者に対してその有効な利用を確保し、共通の利便を與えるために必要なものを、第四條第二項の規定による交換により、及び予算のうち工事勘定で定められた額の範囲内で譲り受けなければならない。

一 荷役機械
二 貨車の入換に使用する動力車
三 倉庫、上屋、労働員詰所、荷扱所その他作業用の建物
四 貨物の積卸及び保管に使用する構築物

第三條 日本国有鉄道が前條の規定により譲り受けるべき物件は、日本国有鉄道が指定する。

2 前項の規定により日本国有鉄道が指定する施設の価格、第四條の規定により日本国有鉄道が日本通

運株式会社に譲渡すべき株式の価格その他施設の譲受及び株式の譲渡に関する事項は、日本国有鉄道、日本通運株式会社及びこれらの者が協議して定めた候補者のうちから運輸大臣が選定する第三者の協議によつて定める。この場合において、施設及び株式の価格については、運輸大臣の承認を受けなければならない。

3 前項の協議が整わないとき又は協議することができないと認めるときは、運輸大臣が裁定する。
4 前項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところにより、第二項前段の協議が整い、且つ、同項後段の承認があつたものとみなす。

5 運輸大臣は、第二項前段の選定、同項後段の承認又は第三項の裁定をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第四條 日本国有鉄道は、この法律施行の際現に所有する日本通運株式会社の株式を他に譲渡しなければならない。

2 日本国有鉄道及び日本通運株式会社は、第二條の施設と前項の株式とをその対等額の範囲内で前條の規定により交換するものとする。
3 前項の場合において、施設の価

額が株式の価額をこえるときは、日本国有鉄道は、金銭でその差額を支拂わなければならない。

4 第一項の株式の価額が第二條の施設の価額をこえるときは、日本国有鉄道は、遅滞なくそのこえる額の株式を他に譲渡するものとする。

5 第二項の規定による株式の譲渡については、有価証券の処分の調整等に関する法律（昭和二十二年法律第八号）は、適用しない。

6 第四項の規定による株式の譲渡については、有価証券の処分の調整等に関する法律は、適用があるものとする。

第五條 日本国有鉄道は、その所有地内にある日本通運株式会社以外の通運事業者がこの法律施行の際現に所有する施設であつて第二條の施設に準ずるものを、予算の範囲内で譲り受け、又は賃借しなければならない。

2 前項の通運事業者は、同項の施設を日本国有鉄道に譲渡し、又は賃貸しなければならない。

3 第三條の規定は、前二項の場合に準用する。

第六條 日本通運株式会社がその所有する施設であつてこの法律施行の際現に地方鉄道業者又は軌道経営者の所有地内にあるものについて、これらの者の要求

によりこれを譲渡し、又は賃貸しなければならない場合における譲渡又は賃貸すべき物件、その譲渡価格又は賃貸料その他譲渡又は賃貸に関する事項は、日本通運株式会社及び当該地方鉄道業者又は軌道経営者の協議によつて定める。

2 第三條第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律中「通運事業」又は「通運事業者」とあるのは、通運事業に関する法律が制定施行されるまでは、それぞれ「小運送業」又は「小運送業者」と読み替へるものとする。

日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書（都合により最終号の附録に掲載）

〔前田郁君登壇〕

○前田郁君 ただいま一議題となりました日本通運株式会社法を廃止する法律案、通運事業法案、日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。右三法案は、いずれも十一月二十三

日、本委員会に付託され、二十四日、政府から提案理由の説明を聴取して以来、委員会を開くこと三回、慎重審議いたしましたのであります。

〔議長退席、副議長着席〕

まず法案の趣旨を簡単に申し上げますれば、日本通運株式会社法を廃止する法律案は、通運事業の公正な競争を保障するためには、現在の特許会社としての日本通運株式会社の性格は適当でないで、通常の商社会社とするために日本通運株式会社法を廃止せんとするものであります。

次に通運事業法案は、小運送業の現状には独占的な弊害が見受けられ、荷主、公衆に対するサービスの低下の傾向も生じておるのでありますから、この際すみやかにその弊害を排除し、通運事業の公正な競争を保障し、その健全な発達並びに鉄道による物品運送の効率の向上をはかり、公共の福祉を増進せんとするものであります。

次に、日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律案は、日本国有鉄道の所有地内にある通運事業者の施設を公平に利用せしめ、通運事業の公正な競争の確保に資するために、日本国有鉄道にこれらの施設を譲り受け、または賃借させ、なお日本国有鉄道が所有する日本通運株式会社の株式を同会社に譲渡させること等を目的としたものであります。

次に質疑応答は、本法案によつても日本通運株式会社の独占的性格はまつたく排除されたと認めがたく、日通の網が全国的に張りめぐらされている現状において、新たに免許を受けた業者が、はたして日通と自由公正な競争をなし得るかどうか、免許基準は抽象的であるが、将来どの程度に新規事業を免許するつもりであるか、通運計算事業を認可制にしたのはどういう理由であるか、新たに免許せられた通運事業者が計算事業を営むことができるように事業者団体の適用除外を規定する必要があるのではないか、等の点に集中されたのであります。特に最後の点については、政府において法律改正を用意せられたいとの強い要望がありました、これに対しては、政府といたしましては、次期国会において要望に沿うべく極力努力いたす旨の答弁がありました。なお質疑応答の詳細につきましては會議録に譲りたいと思ひます。

かくて、一昨二十六日質疑を打ち切り、三法案を一括議題として討論に入り、日本社会党米澤満亮君から反対の意見を、民主自由党關谷勝利君から賛成の意見を、日本共産党柄澤孝子君から反対の意見を、民主党第九控室清藤唯七君から賛成の意見を、労働者農民党石野久男君から反対の意見を、それぞれその党を代表して述べられたのであります。

かくて討論を終局して、ただちに三法案を一括採決の結果、三法案とも原案通り可決した次第であります。以上、簡単ながら御報告を終ります。

○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。これを許します。松井政吉君。

(松井政吉君登壇)

○松井政吉君 私は、ただいま議題となつております日本通運株式会社法を廃止する法律案、通運事業法案、日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社施設の処理等に関する法律案、これら三法案を、特に通運事業法案を中心として、日本社会党を代表して、反対の意見をきわめて簡単に申し述べる次第であります。

日本通運株式会社法によつて小運送業及び通運関係事業が独占されておるというところにつきましても、弊害は、あえてわれ／＼も認めないわけには参らないのであります。従ひまして、日本通運株式会社法を廃止するという法律案について強く反対する意思はないのであります。日本通運株式会社法を廃止いたしました、小運送業及び通運事業を公共の福祉と社会化のためにつくらなければならない通運事業法の内容が、きわめて社会化されておらない、さらに公共の福祉に沿うような形において立法化されていまいという点が、われ／＼の反対しなければならぬ内容であります。

たとえば、第六條におきます免許基準の規定におきましても、この法律によりまして六條を適用する場合に、免許基準の方式を中心とする濫立と混乱を排除することが、この條文からは不可能であります。もし濫立と混乱を排除することが不可能だということになりますならば、鉄道施設の利用に對しまして大きな妨げが生ずることは御承知の通りであります。従ひまして、こういう事柄につきましても、妥協的な基準を採用するために、あるいは公共の福祉、鉄道施設の高等的効用等の見地から、免許基準の改正、免許基準の實質的な條項というものが法の内容に盛り込まれていなければならないということでありま。

さらに十二條におきます事業計画の変更につきましても、輸送秩序の確保が不完全であります。さらに十三條の自動車の場合におきましても、あるいは二十六條の事業改善の命令の問題にいたしましても、運輸大臣の命令だけで決定することは、きわめて妥協を欠いておるのであります。審議会の諮問を経たならば、いかなる事柄でありましても、事業改善の命令を発する前には、審議会の諮問いたしまして、その権限を非常に尊重する建前から取扱わなければならないのであります。が、この條文にも、かなりこの点に對する不備があるのであります。

さらに、二十八條の認可規定のところに、おきます通運計算事業の面におきましては、弊害と混乱を生ずる内容が、かなり立法の内容の中にうたわれているのであります。従ひまして、その結果惹起いたします問題は、保証金積立等による減価償却が荷主への運賃過重の結果となるので、勢必要以上の競争が起りまして、業界に不明朗な事態を惹起するおそれ、この法律からいふと看取されるのであります。さらに三十三條におきます運輸審議会の諮問規定であります。特に免許、許可、認可、あるいはその他の処分に関する事項につきましても、運輸審議会のきめられた、あるいは運輸審議会が提出した意見を中心にして、民主的に行なわなければならないのであります。が、この法律からいいますと、民主的に行なわれるよりも、むしろ運輸大臣の権限が大幅に拡大されている感を抱かざるを得ないのであります。

さらに三十七條におきます報告、検査の條項であります。これは通運計算事業者及び事務所、事業場に、いわゆるその計算の検査及び報告等のために、書類、会計、物件の調査に運輸省の官吏が出かけることに相なつているのであります。もし、この事柄が必要以上に許されますれば、これは過去において通運事業が濫立、混乱を起した時代におきます弊害が再び

起る原因をつくるものでありまして、こういう内容につきましても、われわれは了承できかねるのであります。従ひまして、この法律の内容を全部通してながめまして、場合におきまして、われ／＼が日本通運株式会社法を廃止いたしました、通運事業の社会化、民主化、計画化の中に、きわめて秩序あるところの通運行政、通運事業、通運の運営をやらなければならないというわれ／＼の考えからは、内容において、はるかに遠いものがあるということと指摘せざるを得ないのであります。こういう角度から、わが党として、修正案を作成いたしました、修正をいたす予定でありました、これは時間の関係その他で、委員会において取上げることが不可能な状況に相なつたのであります。従ひまして、ただいま申し上げた社会化の方向が明確になつていない、さらに計画性が乏しい、特に官僚独善の傾向が内容を占めておる、さらに混乱時代の再現が来るおそれがある、こういうような形におきまして、立法の内容における不備を指摘いたしました、この点から本法案に反対の意見を申し述べた次第であります。

○副議長(岩本信行君) 柄澤孝子君。

(柄澤孝子君登壇)

○柄澤孝子君 ただいま一括上程されました通運事業法案、日本通運株式

会社法を廃止する法律案、日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社施設の処理等に関する法律案、この三案に對しまして、日本共産党の立場から反對の意思を表明するものでございます。

この法案は、昭和十二年に小運送事業法を制定いたしました、日本通運株式会社によつて独占せられて参りました日本の小運送事業というものを、この独占の形態から解放して、公共の利益に合うべく自由競争をここで確立して行くというところにあるのでござい

すけれども、私どももいたしましては、むしろこの三法案が実施されますことによりまして、實質的には日本通運株式会社のこの独占的な性格がむしろ強化されるのではないかと、この点、こういう点につきまして、反對の理由を申し上げたいのであります。

大体、この法案の立法化されますところの順序が非常に非民主的なものでございす。小運送事業法案から、当通運事業法案がでます間に、すでに政府は、昨年の十一月二日、閣議をもちまして、運送事業の複數制ということを実施してあるのでございす。これ

につきましては、何ら国会に諮ることもなく、広汎な民衆の意思を聞くところの公聴会その他を開かずに行われたのでございまして、この複數制が、現実にこの法案の出す前に、すでに既成の事実となつて現われておるの

でありまして、この既成の事実をつくつた上におきまして、政府はこの法案を出したのであります。これは、最近の吉田内閣のとつておりますあらゆる法案に對しますところの国会無視の現われでございまして、私どもは、今後かかる政府のやり方に対しては断固反對せざるを得ないのであります。

しかも、この小運送事業の複數制ということは、今度この法案におきまして免許制という形で取扱われておるのであります。その免許制が運輸大臣の認可によるということになつております。そうして、運輸大臣は運輸審議会にこれを諮問するということになつておるのでございす。法律の建前は別といたしまして、具體的な事実をもつて、この昨年以來実施されておりますところの政府の方針について、今多くの運送業者あるいは荷主の間から起きておる、さういふ非難が、この法案の不備を明らかに物語つておるのであります。

それは、一駅二店制ということを中心しながら、情実その他によりまして、地方ボスと結託いたしまして、いろいろな巷間伝わる、ところのかけひきが行われ、これに対する一般人民の不満が高まつて来ておるのであります。これは交通新聞などにすでに明らかになつておりまして、九月十一日の交通新聞と、十月二日の交通新聞には、吉

田内閣のこの小運送事業に對する方針に對する輿論というものが、明らかに反映されておるのであります。

具體的に申し上げますならば、現在複數制が実施されましたのは函館、仙台、新潟でございす。この新潟は、一駅二店制ということが、すでにその範圍を越えております。また現に、岡山におきますところの認可についての申請が、運輸審議会でも許可が出ないで、おるかというところにつきましては、地方ボスと政党との間におけるいろいろな好ましからざるうわさが、われわれの耳にも伝わつておるのであります。まして、地方ボスが、むしろ今後この認可制によつてはびこり、それを政党が利用する方面で、われわれは十分警戒しなければならぬものと考へられておるのであります。

さらに、非民主的な運輸大臣の認可、運輸審議会の現在の諮問ということに對しまして、われわれが反對するだけではなく、日本通運株式会社の廃止することによりまして、一応日本通運株式会社が、いわゆる集排法の適用を除外することができるともいふのであります。しかし、シャウプ勸告案によりまして、現在日本通運株式会社は、國に對する税金の負担を大きく任務づけられておるのであります。この法案によりまして、日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律案におきま

して、この持つておりますところの諸施設は、日本国有鉄道に肩がわりするのであります。そのことによりまして、日本通運株式会社は、いわゆる固定資産の再評価によるところの膨大な税金をまづ免れることができるのであります。のみならず、そのことによりまして、日本通運株式会社にござい

ます、日本国有鉄道の持つておりますた九十九万株に上りますところの、今までは日本通運株式会社の株式といふものは、日本通運株式会社のものになるのでございす。このことは、つまり日本通運株式会社の株式を強化することになるのでございまして、むしろこの独占性を強化するということにはかならないのであります。そのことによりまして、かりに小さな店を複數制によつて許可いたしましたとしても、大きなうわばみが、小さなうわばみをのみ込むように、依然として日本通運の独占性というものは、日本の通運、小運送事業におきましては、嚴然としてこれが存在するということになるのでございす。

さらに、この通運計算事業というものが、やはりこの事業の生命を制することになるのであります。これは日本通運が……

○副議長(岩本信行君) 柄澤君、結論をお急ぎください。

○柄澤(佐子君) 続) この事業を握つておるのでございまして、この点から

も、依然として日本通運の独占性というものは、何ら微動だもしないのであります。でありますから、結論から申しますれば、この法案は、シャウプ勸告案によるところの税制改革に際して、日本通運が大いに利益を得ること、そのことによりまして、同時に日本国有鉄道の膨大な赤字を前にいたしまして、運賃値上げを前にいたしまして、日本国有鉄道の現時的な財産でありました株式は、全部通運に移管されて強化されるということでありす。

また自由競争を建前としておりますところの複數制にいたしまして、免許制にいたしまして、これは非常に非民主的な方法で定められますので、むしろ地方ボスと政党との悪因縁を強化して、弊害をもたらす以外の何物でもないという点を指摘いたしまして、日本共産党といたしましては、この法案に絶対に反對するものであります。

(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

三案を一括して採決いたします。三案の委員長報告はいずれも可決であります。三案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多數、よつて三案とも委員長報告の通り可決いたしました。

地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事岩本喜六君。

地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律案

地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律案

地方配付税法の特例に関する法律(昭和二十四年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

「百分の三十三・一四」を「徴収額の百分の三十三・一四」に、「百分の十六・二九」を「徴収額のうち六百六十六億八千七百五十一万八千円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都台により最終号の附録に掲載〕

〔岩本喜六君登壇〕

○岩本喜六君 たいま議題となりました地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のごとく、今年度の地方財政は、国・地方を通ずる総合予算の均衡を期するため、極度の緊縮を余儀なくされたのでありますが、特に地方配付税につきましては、その法定率三三・一四を、地方配付税法の特例に関する法律によつて一六・二九に切下げるといふ、思い切つた削減を行ななければならなかつたのでありまして、このために、地方財政の運営は、困難の域を越えて、まさに破綻に瀕する事態に立ち至つたのであります。当時本委員会といたしましては、地方自治擁護の立場から、極力その削減を阻止すべく努力をいたしたのでありますが、諸般の情勢から見まして、一応これを承認せざるを得なかつたのでありまして、委員会としては、政府に対して、国税の徴収額が減少した場合にも配付税額五百七十七億円を確保するよう措置すること、並びに本年度において歳入に余剰を生じた場合には、これを優先的に地方配付税額の増加に充当すること、その他一、二の点を強く要望して、右特例法を可決すべきものと決定した次第であります。その後地方団体は、やむを得ず経費の支出に極度の切詰めを行つて来たのでありますが、各種災害が相次いで起り、これに伴う財政支出をも余儀なくされるに及んで、とうてい地方財政の均衡を保持することができなくなつたので、政府も地方配付税の増額の必要を認め、今回補正予算において九十億円の増額を決定し、これに伴い本法律案を提出するに至つたのであります。

改正案の内容は、昭和二十四年度に限り配付税の額が所得税及び法人税の徴収額の一六・二九にあつたのを、当該徴収額の六百六十六億八千七百五十一万八千円に改めたこととであり、この額は、一六・二九で算定した本年度の地方配付税額が五百七十六億八千七百五十一万八千円、これに補正予算計上分の九十億を加えた額であります。なおこれを定率によらずして定額としたのは、御存じのごとく、明年度以降、地方配付税を廃止して新たに地方財政平衡交付金制度を創設することとなりましたので、全面的にこれを切りかえる必要があり、かつ定率制をとる結果、地方配付税の額に増減を来すことは適當でないという考へに基くものであると、説明をしているのであります。

以上、本法律案の趣旨、内容並びに政府の提案理由の概要を申し上げたのでありますが、本法案は、去る十一月十六日、本委員会付託となり、同月十七日、十九日、二十四日、二十六日、二十八日の五回にわたり委員会を開き、慎重審議をいたしましたのでございまして、委員会における質疑応答の内容は会議録においてごらんを願ひたいのであります。

かくて討論に入りまして、民主自由党の龍野委員、民主党の藤田委員、民主党的の鈴木委員から賛成の討論があり、社会党的の門司委員及び共産党的の谷口委員から反対の討論があり、続いて採決の結果、先ほど述べましたごとく、起立多数をもつて可決と決定いたしました次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。これを許します。門司亮君。

〔門司亮君登壇〕

○門司亮君 私は、たいま議題になつております地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、日本社会党を代表いたしまして反対の意思表示をするものであります。

さきの国会において、委員長報告の中にもありました通り、私どもは、地方の財政がきわめて窮乏いたしてありますときに、当然地方配付税法によつて定められた所得税、法人税の三・一四をぜひ配付税として支給しなければならぬということ、強く主張して参つたのであります。しかるにもかかわらず、政府は、その配付率を變更いたしました。一六・二九にいたしました。その当時における政府の答弁を考へますならば、これによつて大体地方財政がまかない得るものであるという見通しのもとに、私は、あえてあの暴案を強行されたと思つたのであります。しかるにもかかわらず、それよりわずかに半歳にして、ここに地方配付税の増額をしなけねばならないという政府の無定見さに對して、まず一矢を報いなければならぬと思つたのであります。(拍手)

さらにわれ／＼は、その内容を検討いたしましたときに、九十億増額と申しておるのでありますが、そのうちの約三十億というものは、当然支拂わなければならない固定されたものであり、さらに本日われ／＼が審議いたしました内容の中に含まれておりますものは、十八億という多額のものが、二十四年度の当初予算において当然記載さるべきものが記載されず、これは地方から返還するものを、地方財政の見地から、おそらく政府は当初予算に見積りなかつたと思つたのであります。今地方財政がきわめて窮乏しておると言つて、ここに九十億を増額しながら、その反面に、十八億という返

つて定められた所得税、法人税の三・一四をぜひ配付税として支給しなければならぬということ、強く主張して参つたのであります。しかるにもかかわらず、政府は、その配付率を變更いたしました。一六・二九にいたしました。その当時における政府の答弁を考へますならば、これによつて大体地方財政がまかない得るものであるという見通しのもとに、私は、あえてあの暴案を強行されたと思つたのであります。しかるにもかかわらず、それよりわずかに半歳にして、ここに地方配付税の増額をしなけねばならないという政府の無定見さに對して、まず一矢を報いなければならぬと思つたのであります。(拍手)

還すべきものを、この補正予算において要求しておるという事実であります。一方において窮乏せる地方財政を救済すると言つて、一方において当初予算に見積りなかつたものを補正予算に見積つて、それを政府に引上げようとする法案提出の矛盾さを指摘しなければならぬのであります。さらに政府の説明によりますならば、これによつて地方財政が必ずしも完全に行われるのではないが、その不足額については、歳入をできるだけ圧縮することによつて相殺せんとするというような意図を、はつきりと大臣の説明の中に加へられておるのであります。

さらにわれ／＼が見のがすことのできないものは、そうした地方の歳入を積極的に抑圧するの指導を行うということであります。今日の地方財政は、すでに御存じのように、きわめて窮乏いたしておりまして、いづれの公共団体といへども、むだな出費をしておる

ところは、日本全国に一つもないと考へられるのであります。その際に、政府は、その窮乏せる実情を知りながら、きわめて少額の配付税を配付しておいて、そうしてなお不足額について、地方公共団体の歳入に対して政府がこれを指導するということは、一体何事であるかといふのであります。われ／＼は、さなきだに官僚中央集権に苦しんで参りました経験と、さらに日本の真の民主化のために、地方の自治体

が自立的自主性をもつて完全なる発達を遂げることこそが日本民主化の第一要素でなければならぬと考えておりますときに、地方財政を極度に圧迫いたしまして、その財政の運用に対して政府がこれを指導するということ

は、明らかに自治権の干犯であるといふことを、また考えなければならぬと思ふのであります。政府は今日地方自治権に極度の強圧を加えて、どこに一体地方の自治体の真の自立的自主性があり得ようか。われ／＼は、かくのごとき政府の意図に対しても強く反対するものであります。

以上三点を申し上げまして、日本社会党は、本案に対して反対の意思表示をいたすものであります。(拍手)
○副議長(岩本信行君) 谷口善太郎君。

〔谷口善太郎君登壇〕
○谷口善太郎君 簡単に日本共産党の反対意見を申し述べます。

地方配付税の減額を第五国会でやりましたときに、秋の臨時国会に必ずこれを補正する、この配付税の減額によつて受けた地方財政の圧迫を補正して行くということを政府が約束いたしました。このことは、第五国会での配付税の減額が、地方の財政にとつてそれ自身非常な大きな圧迫になり、窮乏を意味することを、当時政府も認めておつたのでありまして、今度の臨時国会で補正される意味は、当時減額いたし

ました地方配付税を大幅に元へ返すという意味でなければならぬのであります。

ところが、今委員会の報告にございました通り、今度の九十億の増額は、その後の地方の状況の中に、災害その他の最初思ひなかつた費用がふえた、このうちの緊急やむを得ないものとして九十億を出すと、こう言つていふのであります。従つて、根本的には九十億の増額をいたしますが、最初の約束である五百七十七億に減額したそのことから来る地方財政の窮乏を救うという意味は、まづたくなないのであります。

て、そういう意味では、政府は、当時の第五国会における言質を、ここにまづたく捨ててしまつて、いわゆる約束を踏みにつつたものであると言わざるを得ないのであります。そういう点で、私もまづこの案に反対したい。

第二の問題は、それでは九十億をふやしただけで、その後の地方団体におぼさつて来たところの災害その他の思ひなかつた費用がまかなえるか、その支出がまかなえるかという点であります。これが、これまで委員会における審議の間で私も明らかにいたしましたところによりまして、全然十分の一にもならないほどの額にしか当たらぬ。これによつて地方財政は決してよくならないばかりか、若干の増額をしたというところによつて、先ほど門司君も申しました通り、今後の地方財政の運営

について政府当局が指導して、そして收支のバランスをとらずに、非常に窮乏していることは知つてゐるが、その上に、政府の指導によつてこの收支のバランスをとらせるようにする、こう言つていふのであります。こういう結果で、地方財政は、今の内閣のもとで、まづ／＼ひどく圧迫されて行くことは見えすいていふのであります。こういう意味からも、私も本案に賛成できないのであります。

第三の問題であります。この九十億の増額を決定するに至ります間の、政府部外の地方団体及び地方財政に対する態度に、私も納得行かないものがあるものであります。この九十億という額を決定するに至ります前に、政府部内では、地方団体の財政上の窮乏の状態を何ら考慮することなく、打明けた話をいたしますならば、補正予算ができて、それが決定される間がたつた致時間しかないほどの状態で、地方に対しては、この九十億をきめたことを示さなかつた。これを論議する余地を與えない。こういう形で、一方的に九十億というものをきめておるのであります。この間に、大蔵当局と地方行政を担当する地方自治庁との間に、仄聞するところによりまして、相当の対立すらあつた。こういう状態で、一方的にこの案をきめておるのであります。このやり方は、今この場合、私もまづ

まんするといつたとしても、現在当面しております問題の中には、今後地方財政の豊富化のために、新しい制度の樹立をシャウブ勧告の中に示されておる。今後これをきめて行く。つまり、地方財政を豊富化し、地方財政を有力にするという新しい案をきめなければならぬ。こういう重大なときに、今日この問題で、これほどひどく圧迫する、こういう政府のやり方に対しましては、私も、これをただのみにするといふ態度であつては、まづ／＼なめられる。こういう点で、今の政府のやり方、特に地方行政、地方財政に対する政府の無理解と一方的な支配、こういう問題で断固として反対する意味でも、この法案に賛成しがたいのであります。

以上簡単にありますが、共産党の意見を述べまして反対の意思を表明いたします。

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決せられました。

國際觀光ホテル整備法案（觀光事業振興方策樹立特別委員長提出）

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、觀光事業振興方策樹立特別委員長提出、國際觀光ホテル整備法案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長（岩本信行君） 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

國際觀光ホテル整備法案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。觀光事業振興方策樹立特別委員長 栗山長次郎君。

國際觀光ホテル整備法案

國際觀光ホテル整備法

（この法律の目的）

第一條 この法律は、ホテルその他の外客宿泊施設の整備を図り、外客接遇の充実に資することを目的とする。

（ホテル及びホテル業の定義）

第二條 この法律で「ホテル」とは、外客の宿泊に適するように、洋式の構造及び設備をもつて、造られた施設をいう。

2 この法律で「ホテル」業とは、ホテルにより人を宿泊及び飲食させる營業をいう。

（登録）

第三條 ホテル業を営んでいる者又は営もうとする者は、ホテルごとに、主務大臣の登録を受けることができる。

（登録義務）

第四條 主務大臣は、前條の登録の申請があつたときは、左の場合を除いて登録をしなければならない。

一 当該ホテルの施設が別表第一に掲げる基準に適合しないものであるとき。

二 申請者が禁治産者若しくは準禁治産者又は破産の宣告を受け復権を得ない者であるとき。

三 申請者が法人である場合において、その法人の役員に前号に掲げる事由のあるとき。

四 申請者の資力信用が不十分なため、ホテル業の確実な経営が著しく困難であると認められるとき。

2 申請者が第十一條の規定により登録の取消を受けた者でその取消の日から一年を経過しないものであるときは、主務大臣は、前條の登録をしないことができる。

第五條 第三條の登録を受けたホテル業（以下「登録ホテル」業という。）を営む者でなければ、「登録ホテル」又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（料金の公示）

第六條 登録ホテル業を営む者は、省令の定めるところにより、その收受する料金を公示しなければならない。

（家屋税の減額）

第七條 登録ホテル業の用に供する建物であつてこの法律施行後ホテル業の用に供するために建築されたものについては、当該建物によるホテル業開始の年及びその翌年から五年間は、家屋税及び家屋税附加税（以下「家屋税」と総称する。）をそれぞれ二分の一に減額する。但し、ホテル業開始の後登録を受けた場合には、その軽減期間内において、当該登録を受けた年から減額する。

2 前項の規定は、ホテル業の譲受又はホテル業を営む会社の合併により取得した建物については、適用しない。但し、前項の家屋税の軽減期間の残存する場合において、その残存期間内に限り、同項の規定による家屋税の減額をする。

3 第一項の規定は、ホテル業又は登録ホテル業を営む者が、登録ホテル業の用に供するために、当該ホテルに改築又は増築をした部分に關し、準用する。この場合において、同項中「当該建物によるホテル業開始の年」とあるのは「当該改築又は増築した部分によるホテル業開始の年」と読み替へるものとする。

「登録の取消」

第十一條 登録ホテル業を営み、又は営もうとする者が、左の各号の一に該当する場合においては、主務大臣は、当該ホテルについて登録を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基く命令又は第九條の規定により認可に附けた條件に違反したとき。

二 第三條の登録を受けた者が、正当の理由がないのに、登録後六箇月以内に營業を開始しないとき。

三 第四條第一項各号の一（第十條第二項において準用する場合を含む。）の場合に該当するに至つたとき。

第十二條 登録ホテル業の全部若しくは一部の譲渡、賃貸若しくはその経営の委任又は登録ホテル業を営む会社の合併をする場合において、これらの行為について主務大臣の認可を受けなかつたときは、登録の取消があつたものとみなす。

2 前項の認可については、第四條（登録ホテル業の全部の譲渡、賃貸若しくはその経営の委任又は登録ホテル業を営む会社の合併の場合）の規定を準用する。この場合において、同條中「前條の登録」とあるのは「前項の認可」と、「登録をしなければならぬ」とあるのは「認可をしなければならぬ」と読み替へるものとする。

第十三條 左の各号の一に該当する場合を除いて、主務大臣の認可を

受けないで、登録ホテル業を営む者がその事業の全部若しくは一部の廃止若しくは休止をし、又は登録ホテル業を営む会社が解散した場合には、登録の取消があつたものとみなす。

一 主務大臣に届出をして、季節的に休止する場合

二 主務大臣に届出をして、改築、増築又は災害復旧のため臨時に休止する場合

(税の追徴)

第十四條 主務大臣は、第十一條の規定による登録の取消があつたとき、又は前二條の規定により登録の取消があつたものとみなされたときは、第七條及び第八條の規定は適用がなかつたものとみなすことができる。但し、特にやうじよすべき事情があると認める場合には、この限りでない。

2 前項の規定により第七條及び第八條の規定の適用がなかつたものとみなされた場合においては、家屋税又は法人税を追徴する。

3 前二項の規定の施行に關し必要な事項は、法人税に關しては政令で、家屋税に關しては條例で定める。

(登録ホテル業の相続)

第十五條 登録ホテル業を営む者が死亡した場合においては、その相続人は、被相続人の死亡の日から

一箇月以内に、相続によつて被相続人の営んでいた登録ホテル業を承継した旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

(報告)

第十六條 主務大臣は、登録ホテル業の用に供されている施設の状態に変更があつたとき、その他必要があると認めるときは、当該登録ホテル業を営む者その他の関係者から、報告を求めることができる。

(ホテル審議会)

第十七條 この法律の適正な運用を図るため、運輸省にホテル審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第十八條 主務大臣は、左に掲げる事項について必要な措置をしようとするときは、審議会にはからなければならぬ。但し、第四條第一項第二号又は第三号(第十二條第二項において準用する場合を含む。)の場合に該当することを理由として、登録若しくは認可をせず、又は登録の取消をしようとするときは、審議会にはからることを要しない。

一 この法律の規定による登録又は認可
二 第十一條(第二十八條において準用する場合を含む。)の規定による登録の取消
三 第十四條第一項(第二十八條

において準用する場合を含む。)の規定による処分
四 前三号に掲げる処分に関する訴願の裁決

2 前項各号に掲げる事項のうち審議会が軽微なものと認めるものについては、主務大臣は、審議会にはからぬで、これを行うことができる。

3 審議会は、ホテル業及び旅館業の振興に關し、関係行政庁に建議をすることができる。

第十九條 審議会は、委員十人をもつて組織する。

第二十條 審議会の委員は、左に掲げる者につき、主務大臣が任命する。

一 ホテル業に關し学識経験のある者 四人
二 観光事業機關を代表すると認められる者 三人
三 運輸省、厚生省及び建設省の官吏 各一人

第二十一條 前條第一号及び第二号に掲げる審議会の委員の任期は、三年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ
3 前條第一号及び第二号に掲げる委員であつて審議会の設置後最初に任命される者の任期は、任命の際において主務大臣の定めるところにより、任命の日から、二人については一年、二人については二年、三人については三年とする。

4 委員は、非常勤とする。

第二十二條 主務大臣は、審議会の委員が心身の故障のため職務をすることができず、又はその職務を怠り、若しくはその職務に關し不正の行為をしたと認められる場合においては、審議会の同意を得て、これを解任することができる。

第二十三條 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を總理する。

3 審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならぬ。

第二十四條 主務大臣は、この法律の規定による登録又は認可の申請があつたときは、遅滞なく、第十八條第一項及び第二項の規定により、審議会にはからなければならぬ。

2 審議会は、前項の規定により意見を聞かれた事項について、意見を聞かれた日から七日以内に審議を開始し、六十日以内にその意見を決定しなければならない。

第二十五條 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 特定の事案につき特別の利害關係を有する委員は、審議会の議決があつたときは、当該事案に係る議決に参加することができない。

第二十六條 審議会は、第十一條(第二十八條において準用する場合を含む。)の規定による登録の取消又は第十四條第一項(第二十八條において準用する場合を含む。)

の規定による処分に関し意見を決定しようとするときは、当該登録ホテル業を営み、又は営もうとする者に対し、あらかじめ、期日及び場所を通知して、公開による聴聞をしなければならぬ。当該登録ホテル業を営み、若しくは営もうとする者又はその代理人は、公開による聴聞の場所において、審議会に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することができる。

第二十七條 この法律に規定するものの外、審議会に關し必要な事項は、省令で定める。

(登録旅館業)

第二十八條 外客の宿泊に適するよう造られた施設であつてホテル以外のもの(以下「旅館」という。)

に關しては、第二條第二項(ホテル業の定義)、第三條(登録)、第四

條第一項第一号及び第二項（登録義務）、第五條（登録ホテル等の名称）、第六條（料金の公示）、第八條から第十一條まで（固定資産の耐用年数、認可の条件、施設及び経営の改善の報告並びに資金のあつ旋、登録の取消）、第十四條（税の追徴）及び第十六條（報告の規定）を準用する。この場合において「ホテル業」とあるのは「旅館業」と、「登録ホテル業」とあるのは「登録旅館業」と、「登録ホテル」とあるのは「登録旅館」と、第四條第一項第一号中「別表第一」とあるのは「別表第三」と、第十一條第三号中「第四條第一項各号の一（第十二條第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第四條第一項第一号」と読み替へるものとする。

定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十二條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金又は料

料に処する。

一 第六條（第二十八條において準用する場合を含む。）の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をした者

二 第九條（第二十八條において準用する場合を含む。）の規定により附けた条件に違反した者

三 第十五條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第十六條（第二十八條において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても、各本條の罰金刑又は料料刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三十八條中造船技術審議會の項の次に次の一項を加える。

（罰則）

第三十一條 第五條（第二十八條において準用する場合を含む。）の規

定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十二條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金又は料

料に処する。

ホテル審議會

國際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第 号）に定めるホテルその他の外客宿泊施設の整備に關する重要事項を調査審議すること。

別表第一

一 洋式の構造及び設備をもつて造られた客室（以下「洋式客室」という。）の数が、東京都の区のある区域並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市において、三十室以上で、且つ、客室総数の二分の一以上、その他の地においては、十五室以上で、且つ、客室総数の三分の一以上であること。

二 客その他の関係者が、営業時間中、自由に出入することのできる玄関及び玄関広間があること。

三 客に應接し、及び宿泊者名簿に記入する等の用に供される玄関帳場があること。

四 洋式客室は、次の条件をみたすものであること。

イ 床面積が十三平方メートル以上であること。

ロ 冷暖流水設備及び寝台を備え、且つ、その入口は、かぎをかけることのできるものであること。

ハ 卓上電話又は呼鈴があること。

ニ 換気設備があること。

五 使用するたびごとに用水を取り替へる洋式浴室があり、その入口には、かぎをかけることのできるものであること。

六 食堂があること。

七 客室がある階ごとに、二以上の避難に有効な階段その他の設備があること。但し、その階段が三階以上にある客室から連絡するものである場合は、その適当な箇所に踊場がなければならぬ。

八 各非常口の見易い所に、電気照明を施した出口標示があること。但し、その出口標示は、適当な大きさの文字でなければならぬ。

廊下の適当な箇所に、矢印をもつてする、非常口への道順を示す標示があること。

九 各階ごとに、床面積百八十平方メートルにつき、少くとも一台の消火器の備付があること。

十 階段裏の空間は、可燃物の置場又は倉庫として使用しないこと。

十一 暖房の設備があること。但し、夏期に限り営業をするものについては、この限りでない。

十二 開口部には、防虫用の金網が張つてあること。

十三 便所は水洗式であり、且つ、座便式のものがあり、共用のもの、男女に区別して設けられてあること。

別表第二

建 物

イ 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（鉄骨れんが造及び鉄骨石造を含む。）

ロ れんが造又は石造 三十年

ハ 木造（木骨れんが造及び木骨造家を含む。） 十五年

暖房設備、冷房設備その他建物に附屬する設備 十五年

機械及び装置

イ 主として金属製のもの 十二年

ロ その他 六年

構 築 物

イ 木 造 十年

ロ その他 三十年

工具、器具及び備品

イ 工 具 八年

ロ 器具及び備品

1 主として金属製のもの 十年

2 その他 五年

別表第三

一 環境、建築、外観及び庭園が優秀で、外客を喜ばせるに足るものであること。

二 外客の宿泊に適する客室（以下「客室」という。）の数が、東京都の区のある区域並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市においては十室以上、その他の地においては五室以上であること。

三 客室は、次の条件をみたすものであること。

イ 設備、調度品等が、日本趣味豊かなものであつて、外客を喜ばせるに足るものであること。

ロ イす及びテーブルの備付があること。

ハ 入口は、かぎをかけることのできるものであること。

ニ 隣室との間を壁仕切とし、次の間又は階段があること。

ホ 開口部には、防虫用の金網が張つてあること。

ヘ 卓上電話又は呼鈴があること。

ト 換気設備があること。

チ 適当な採暖設備があること。

四 浴室は、タイル張又は上質の板張とし、脱衣室は、かぎをかけることのできるものであること。

五 客室がある階ごとに、二以上の避難に有効な階段その他の設備があること。但し、その階段が三階以上にある客室から連絡するものである場合は、その適当な箇所に踊場がなければならぬ。

六 各非常口の見易い所に、電気照明を施した出口標示があること。但し、その出口標示は、適当な大きさの文字でなければならぬ。

廊下の適当な箇所に、矢印をもつてする、非常口への道順を示す標示があること。

七 各階ごとに、床面積百八十平方メートルにつき、少くとも一台の消火器の備付があること。

八 階段裏の空間は、可燃物の置場又は倉庫として使用しないこと。

九 水洗式で座便式の便所があり、且つ、その共用のもののは、男女に区別して設けられてあること。

便所の開口部には防虫用の金網が張つてあること。

〔栗山長次郎君登壇〕

○栗山長次郎君 観光事業振興方策樹立特別委員会は、国際観光によるわが国の国際收支の改善、国際親善、文化の交流を三大目標といたしまして、わが国の観光事業をいかに振興すべきかにつき調査審議をいたしておりますが、その結果、

一、わが国の観光事業は戦争により荒廃し、現状は再発足の努力を傾倒すべき段階にあること。

一、英、仏、伊、瑞等の諸観光国は、この事業を国策として取上げ、国の助成を強化し、競うて外客の誘致に万全を期していること。

一、観光事業は国際競争場裡においてなされる外貨獲得のルートであるから、わが国の観光施設を漸次国際水準に引上げなければならぬこと。

一、観光施設中、基本的な条件として外客の宿泊施設、すなわちホテル、道路、輸送機関、接遇方法等の改善が急務なること。

などが明らかになつたのであります。さきに本院の決議をもつて、観光に

関する基本条件の急速な改善が要請されたのでありまして、あの決議は、いわば総論的なものでありまして、観光特別委員会は、各論としての必須条件を具体的に推進しようとするものであります。ここに、目下最大の隘路となつております宿泊施設、すなわちホテルの充実をまず取上げ、法的措置によるこれが助成策を達成するために、ただいま議題となりました国際観光ホテル整備法案を起草したのであります。

当該委員会の起草いたしました法案につき、関係のあります五つの常任委員会と連合審査を遂げましたほか、広くこれに関し意見を徴し、審議には万遺憾なきを期した次第であります。当該特別委員会は、本日の委員会におきまして、共産党及び社会党の代表を除く多数決によつて法案を採択して、これを委員会提出することに決したのであります。すなわち本案は、委員会の起草にかかりました委員会提出の法律案でございます。

本法は、ホテルを初め外客宿泊施設の最低基準をまず定め、これに達するものは自由意思によつて主務大臣に登録することができるとし、登録したものについては、それが新設のものでありますならば、五箇年間の家屋税及び同附加税を二分の一に減じて、採算がきわめて困難な創業期を支持せん

とするものであり、同様の趣旨に基いて、基準に合致させるための改装、増築部分についても、この減税を適用することといたしております。しかし、登録条件を備え、かつ登録したものは、既設のものであると新設のものであるとを問わず新しい耐用年数制度を採用して、これによつて若干の助成をなさんとするものであります。この種の助成の方法として、軽微ながらこの減税によつたのであります。補助金の支給によつて助成するのが妥当であろうという議論もありましたが、周知のごとく、補助金によりますことは、きわめて弊害が多いのであります。委員会としては減税による助成を採択したのであります。減税によつて助成をすることは課税の公正に反しはしないかという御意見があるものであります。これは現在、国が、重要産業の振興もしくは国策遂行の上もしくは創業当初において支拂い能力のきわめて微弱なものに對しては実際にとつておる方途でありまして、その実例は多々あるものであります。また、現在地方が徴収しておる家屋税を減額した結果にはならないのでありまして、その地域に新たに建てられるか、もしくは増築される部分のみについて家屋税を五箇年間で半減しようとするのであります。その後はむしろ全額徴収となるのでありますから、地方財政としては、まつたぐのプラスになるのであります。

す。しかも、この財政的プラスは、ただいま御審議を願つておりますような助成措置を講じてこそ初めてホテル建築の採算がとれるようになるので、新築の機運がそこに出て来ようとするものでありますから、地方財政の圧迫になるということはないのであります。

次に、委員会における審議に際して反対の御意見がありますので、それを御報告申し上げます。共産党を代表された柄澤委員の反対の御意見は、主としてかくのごとき措置は時期尚早である、さらに一層国内を整えてから外客を迎えるようにした方がよろしいという御見解でありました。社会党代表の門司委員の反対の御意見は、地方財政の犠牲において国策を進めることは安当ではないという点と、助成をするからには、他面において利潤の制約をなすべきものであるが、その規定がないという御指摘でございました。これに對しまして民自党代表の淵上委員が反駁的討論を行い、本案を支持なさいましたほか、民主野党派の代表藤田委員ほか他党派の委員の方々から賛成の討論がございまして、委員会いたしましたのは、多数をもつて、前に申しましたように国際観光ホテル整備法案を可決し、同時にこれを委員会提出いたしましたことにきめたわけであります。何とぞ御審議の上、原案の御可決をお願いいたします次第でございます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。これを許します。門司亮君。

〔門司亮君登壇〕

○門司亮君 私、ただいま議題になつております國際觀光ホテル整備法案の委員長の報告に對して、日本社会党を代表いたしまして反対の意思表示をするものであります。

先ほど委員長は、委員会において決定されたと申されておりますが、委員会では話をいたしましたものは、どこまでも法律案の提案前における審査であつたのであります。この法案は、ただいま私どもの目の前に正式に提案された法案であるということを、御了承を願つておきたいと思つております。

私どもが反対をいたします第一の理由といたしましては、委員会における法案をいかに処置するかということ、を、委員会において私どもが発言いたしました。本案は、一部少数の利益を得ることを目的とする営利会社に対する資金、資材の融資を優先的に行おうとするものであります。しかもその上に、地方の税金を――五箇年間にわたつて家屋税を免除しようとする法案であります。これが大体本案の骨子となつておるかと思はれるのであります。

地方財政法の第二條の二項におきましては、「国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、

いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならない。」ということとを明記いたしておるのであります。

かくいたしまして、国が行います施策において、地方公共団体が財政的に被害を受けることを、われ／＼は極度にこの法案によつて防いで参つたのであります。しかるに、この觀光ホテル整備法案は、その理由の中にあります通り、日本の国が、今外貨の獲得と、さらに觀光施設を置くことのために充

実しなければならぬという国家的見地よりこれを行うということが、この提出法案の主要な理由になつてゐるのであります。従ひまして、この法案は、あくまでも國策に基づく一つの法案であるということには間違ひはないのであります。そう考へて参りますならば、この国が行う施策によつて地方の公共団体に財政的の迷惑をかけてはならないというこの地方財政法二條の二項に明らかに抵触し、違反するものであるということ、われ／＼は考へなければならぬのであります。

地方財政は、今日きわめて窮乏の極に達しております。地方財政が今日の状態にありますならば、地方の公共団体は破産する以外にないということ、皆さんの御承知の通りであります。その上に、一つの営利会社の利益を擁護することのために、国の法律によつて地方の財源を少くするようなこ

とは、断じてわれ／＼の許せないところでありまして。私どもは、かくのごとき見地と、さらに先ほど委員長におきまして、そういう意見はあつたが、しかし法律の中には幾多それに類したものがあるということを申し述べられましたが、誤解を招くといけませんので、私は念のために、その内容をはつきりいたしておきたいと思つてあります。

すなわち、地方税法の第十四條において「公益上その他の事由に因り必要があるときは、不均一の課税をなすことができる。」という條文のあることは、御存じの通りであります。しかしながら、これは公益に係属した問題でありまして、決して一箇の会社の利益を主張するために不均一の課税をしてよいという法律では断じてないのであります。さらに次にありますものは、「天災その他特別の事情のある場合又は貧困に因り生活のため公私の救助を受け若しくは扶助を受ける者その他特別の事情ある者に限り、道府県又は市町村の議会の議決を経て、地方税を減免することができる。」という法律のあることも、御存じの通りであります。さらに、災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律にも同様なことが書いてあるのでござ

います。これは特別の場合によつてその納税の負担義務を果すことのできない特別の人に対するものでありま

す。今日觀光ホテル業を営もうというような人たちは、この條文に当てはまるとは断じて考へられない。かくのごとき法律を引用いたしました、地方税が減免することのできる規定があるではないかということ、詭弁もはなはだしきと、私はここにはつきり追究いたすのであります。

さらに、先ほど委員長報告にもありました通り、法律によつて保護することの営利会社が、その会計の面において、利潤に對して何らの制限を加えず、これを野放しにしておくということとは、いかなる魂胆があるかということでありまして。一方において、地方税の半減を法律によつてはつきり規定し、その間にもし利潤があつたら、その被害は一体だれがこうむり、その利潤は一体だれが得をするかということでありまして。もしこのままの姿においてこの法案が通過いたしました、五箇年以内において、営利業を営みますホテル業者に利潤があらば、この法案によつて、ホテル業者の利潤はホテル業者自身が受け、地方公共団体は減免された税金だけを損ずるといふことに相なつて参るのであります。しかも、規定は何ら設けていないといふことである。われ／＼は、かくのごとき地方財政の今日の窮乏を知らざる、まづたく暴案にひとしいこの法案に對しましては、日本社会党といたしまして徹底的に反対の意思を表明する

ものであります。(拍手)
○副議長(岩本信行君) 柄澤やま子君。

〔柄澤やま子君登壇〕

○柄澤やま子君 ただいま上程されました國際觀光ホテル整備法案に對しまして、日本共産党を代表して反対の意見を申し述べるものでございまして。

この法案は、大体觀光事業振興特別委員会におきまして審議されました当初から、幽霊的な法案であつたのであります。すなわち、私ども反対委員のありますことを考慮せずに、これがどこから出たのかわからない形で審議されたのであります。連合審査の委員会には、この醜態が暴露されたのであります。こまかな点につきましての反対は門司委員からございましたが、民自党内にも相當の反対がございました。今日までこの法案が延びて来た。

その影に隠れてゐる理由については、この法案の提案の形が、そも／＼そういう形で行われていたということにあるのであります。きょうも、緊急勸議という形で、突然、運営委員会にかけられずにこの議場にかけられましたのは、門司委員から御指摘がありましたこと、奈辺にその理由があつたかということ、明らかにしたのでござい

ます。二、三の有力な地方の業者を保護いたしますために、国の法律をもつて援助し、国の財政の困難を考へずに、地方税の収入を少くするといふよう

なことを法律的にきめ、しかも、あの多数の行政整理を行いましたところの各省設置法案までもこれを切りかえて、運輸省の中にホテル審議会というようなものまでつくらせるべく、これが準備されておつたのであります。しかも、そのでる根拠をいましては、これが特別法であるということと言われたのであります。そういう根拠は何らないということが、連合審査会によつて明らかになつたのであります。

講和のための特別の委員会を設立することに對しまして、私も野党は努力したにもかかわらず、外務委員会の拡大という形で、これがすりかへられておるのであります。そも／＼この委員会ができましたのは、各省の利害が對立するので、その調整をするための委員会でございます。一部の業者の利益をはかるための、かくのごとき法案を提出するための委員会ではなかつたのであります。私も、現在國際的な講和會議を前にいたしまして、全面的講和の見通しもまだできません。際に、單に國際親善を名とし、外貨獲得を名といたしまして、かかる法案が上程されることに對しましては、反對せざるを得ないのであります。何を觀光にしても、何であらうか。災害費の不足のために、川があふれ、災害が続き、われ／＼の同胞があの苦しみをなめておりますのを見てもうろたひでありますか。學校は建たない、未亡人が多

い、パン／＼が多い、性病がふえて、結核が何ら手をつけずにほうつてあるのに、何を觀光してもうろたひでありますか。(拍手)

われ／＼の民族産業というものは、政府の方針のために、現実に音を立てて崩壊しているのに、われ／＼は、こんなやり方で外貨の獲得をすることは、恥さらしだと思つてあります。(拍手) われわれは、日本の産業を健全に回復して、正当な手段でもつて外貨の獲得をはからなければならぬし、平和な産業を再開することこそが、その方面に融資をすることこそが、初めて全面的講和の道を開きますところの、國際親善の基本的な條件だと思つてあります。そういう基本的なものを捨てて、そして遊興飲食税が多くなるとか、接客婦をふやすとか、突にモナコに日本を落すような、こういうはずかしい法案には、われ／＼は断じて賛成することはできないのであります。

こまかな法律的な反對は、社会党の門司委員の反對意見に譲りまして、私も共産党の建前からは、この法案に反對する理由を簡單に申し述べまして、美しい山、美しい川、日本の自然を、私も、全面的な講和ができましたならば、どこの国の人にも堂々と平等に見てもらいたいと思つて、そのために、現在吉田内閣のもとで、このホテル整備法案が、このような形で

出されますことは、吉田内閣の性格が、この法案を出す方法において、突にはつきりとファシシヨ的な、独裁的な形で現われていることを指摘いたしました。私どもの反對討論を申し上げる次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は結局いたしました。

採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

國際觀光事業の助成に関する法律案(内閣提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、國際觀光事業の助成に関する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議に御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

國際觀光事業の助成に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員会理事大澤嘉平治君。

國際觀光事業の助成に関する法律案

國際觀光事業の助成に関する法律

(國際觀光事業の助成)

第一條 政府は、國際觀光事業(外国人旅客の觀光に関する事業をいう)を振興するため特に必要があるとき、観光宣伝を實施し、その他觀光に関する事業を行ふ法人であつて営利を目的としないものうち政令で定めるもの(以下「法人」という。)に對し、予算の範囲内で、その事業の遂行に要する経費の一部を補助することができる。

(助成の申請)

第二條 補助金の交付を受けようとする法人は、補助金の交付申請書に、事業計画書及び收支見積書の案並びに過去一年間における事業実績書を添付して運輸大臣に提出しなければならない。

(助成の通知)

第三條 運輸大臣は、前條の申請に基いて補助金の交付を決定したときは、これを当該法人に通知する。

2 前項の決定の通知を受けた法人は、左に掲げる書類を遅滞なく運輸大臣に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 收支見積書(計画等の変更)

第四條 法人は、前條第二項各号の書類に記載した事項について変更をしようとするときは、あらかじめ運輸大臣の承認を受けなければならない。但し、運輸大臣が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

(補助金の流用禁止)

第五條 法人は、この法律の規定により交付される補助金を國際觀光事業の振興に役立たない用途に使用してはならない。

(補助金の還付及び交付の停止)

第六條 運輸大臣は、この法律の規定により補助金の交付を受けた法人が、左の各号の一に該当するときは、補助金の全部又は一部の還付を命ずるものとする。

一 前二條の規定に違反したとき。

二 法人の支出額が第三條第二項第二号の收支見積書(第四條の規定による変更をしたときは、その收支見積書)に掲げる支出額の見積に達しなかつた場合において運輸大臣に申し出て、その承認が得られなかつたとき。

2 運輸大臣は、法人が前項の規定により還付を命ぜられた場合において正当な理由がないのに還付しないとき又は法人が前條の規定に

違反した場合において当該業務を執行した者がなおその職にあるときは、当該法人に対する補助金を交付しない。

(收支決算書)

第七條 この法律の規定により補助金の交付を受けた法人は、收支決算書を運輸大臣に提出しなければならない。

(年次報告書)

第八條 運輸大臣は、毎年度この法律の規定により補助金の交付を受けた法人が実施した事業の結果の年次報告書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、前項の年次報告書を財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十條の規定による歳入歳出決算の添附書類として国会に提出するものとする。

(会計の処理)

第九條 この法律の規定により補助金の交付を受けた法人の帳簿の整理及び保存その他会計の処理に關して必要な事項は、運輸省令で定める。

(報告の徴収)

第十條 運輸大臣は、この法律の規定により補助金の交付を受けた法人に対し、その業務に關し必要な報告を求めることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

国際観光事業の助成に關する法律案(内閣提出)に關する報告書(都合により最終号の附録に掲載)

(大澤嘉平治君登壇)

○大澤嘉平治君 ただいま議題となりました国際観光事業の助成に關する法律案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、十一月二十五日、本委員会に付託され、翌二十六日、政府から提案理由の説明を聴取して以来、委員会を開くこと三回、慎重審議いたしましたのであります。

本法案の趣旨を簡単に申し上げますと、国際観光事業の重要性にかんがみ、これが振興をはかるため、対外観光宣伝、観光觀念の普及等外客誘致の促進に資する事業を営む営利を目的としな

い法人に対して、政府から予算の範囲内において補助金を交付し得ることとしようとするものであります。この補助金は国際観光事業の振興以外に使用してはならないこと、補助金を受ける法人が事業計画を変更せんとするときは運輸大臣の承認を受けなければならぬこと等を定めていたのであります。

次に質疑応答に入り、今後対外宣伝の重点はいずれの国に置くかとの質問に対しては、政府から、当分の間はアメリカに重点を置くこととなると思うとの答弁がありました。また補助の対象となる法人はいかなるものか、これに対する補助金は幾ばくを予定しているかとの質問に対しては、政府から、これに該当する法人はさしあたり日本交通公社と全日本観光連盟であつて、昭和二十四年度補正予算には一千万円を計上して、全日本観光連盟に対する補助を予定しているが、明年度予算においては、日本交通公社に二千万円、全日本観光連盟には一千万円の補助を計上したいと考えているとの答弁がありました。その他質疑応答の詳細については會議録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決の結果、多数をもつて原案通り可決した次第であります。簡單でございしますが、これをもつて御報告を終ります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数、よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

私立学校法案(内閣提出) ○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、私立学校法案を議題となし、こ

の際委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

私立学校法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文部委員長原形君。

私立学校法案

私立学校法

目次

第一章 總則(第一條—第四條)

第二章 私立学校に關する教育行政(第五條—第二十四條)

第三章 学校法人

第一節 通則(第二十五條—第二十九條)

第二節 設立(第三十條—第三十四條)

第三節 管理(第三十五條—第四十九條)

第四節 解散(第五十條—第五十八條)

第五節 助成及び監督(第五十九條—第六十三條)

第四章 雜則(第六十四條—第六十五條)

第五章 罰則(第六十六條—第六十七條)

附則

第一章 總則 (この法律の目的)

第一條 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

第二條 私立学校に關する教育行政及び学校法人については、法律に別段の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。(定義)

第三條 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一條に規定する学校をいう。

2 この法律において「各種学校」とは、学校教育法第八十三條第一項に規定する各種学校をいう。

3 この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

4 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。(所轄庁)

第四條 この法律中所轄庁とあるのは、私立大学以外の私立学校及びこれを設置する学校法人については都道府県知事、私立大学、私立大学を設置する学校法人及び私立大学以外の私立学校と私立大学と

をあわせ設置する学校法人については文部大臣とする。

第二章 私立学校に関する教育行政

(所轄庁の権限)

第五條 所轄庁が学校教育法の規定に基き私立学校について有する権限は、左の各号に掲げるものとする。

- 一 私立学校の設置廃止（高等学校の通常の課程、夜間において授業を行う課程及び特別の時期及び時間において授業を行う課程、大学の学部及び大学院、盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部、中学部、高等部及び幼稚部の設置廃止並びに学校教育法第四十五條（同法第七十條及び第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による通信教育の開設廃止を含む。）及び設置者の変更の認可を行うこと。

- 二 私立学校が、法令の規定に違反したとき、法令の規定に基き所轄庁の命令に違反したとき、又は六月以上授業を行わなかつたとき、その閉鎖を命ずること。

(報告書の提出)

第六條 所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に關し必要な報告書の提出を求めることができる。

(都道府県知事の事務)

第七條 都道府県知事は、この章に規定するもののほか、私立大学以外の私立学校に關して、左の事務を行う。

- 一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）及び教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四十八号）の規定に基づいて行う校長、園長及び教員の免許に關する事務

- 二 学校教育法の規定に基き文部大臣の定める基準に従つて行う教科用圖書の検定

（私立学校審議會又は私立大学審議會に対する諮問）

第八條 都道府県知事は、私立大学以外の私立学校について、第五條各号に掲げる事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議會の意見を聞かなければならない。

- 2 文部大臣は、私立大学について、第五條各号に掲げる事項（学校教育法第六十條第一項の規定により大学設置審議會に諮問すべき事項を除く。）を行う場合においては、あらかじめ、私立大学審議會の意見を聞かなければならない。

(私立学校審議會)

第九條 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議會を置く。

- 2 私立学校審議會は、私立大学以外の私立学校及び私立各種学校に關する重要事項について、都道府県知事に建議することができる。

(委員)

第十條 私立学校審議會は、十人以上二十人以内において都道府県知事の定める員数の委員をもつて、組織する。

- 2 委員は、左の各号に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命する。

- 一 当該都道府県の区域内にある私立の小学校、中学校若しくは高等学校の校長、私立幼稚園の園長、これらの学校の教員又はこれらの学校を設置する学校法人の理事

二 学識経験のある者

- 3 都道府県知事は、前項第二号に規定する者のうちから任命される委員の数が同項第一号に規定する者のうちから任命される委員の数の三分の一以内になるように、それぞれ定数を定めなければならない。

- 4 都道府県知事は、第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員の定数のうちの一人を、同項の規定にかかわらず、当該都道府県の区域内にある私立の盲学校、ろう学校、養護学校若しくは

各種学校の校長若しくは教員又はこれらの学校を設置する学校法人若しくは第六十四條第四項の法人の理事のうちから任命することができる。

- 5 第二項第一号又は前項に規定する者のうちから任命される委員のうち、校長若しくは園長又は教員である理事以外の理事のうちから任命される委員の数は、第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員の定数の半数以内とする。

(委員候補者の推薦)

第十一條 都道府県知事は、前條第二項第一号に規定する者のうちから委員を任命する場合において、当該都道府県の区域内にある私立大学以外の私立学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体で、これらの私立学校の総数の三分の二以上をもつて組織されるものがあるときは、当該団体の推薦する候補者のうちから当該委員を任命しなければならない。但し、当該団体は、その団体を組織するこれらの私立学校に在籍する児童、生徒及び幼児の数が当該都道府県の区域内にあるこれらの私立学校に在籍する児童、生徒及び幼児の総数の三分の二をこえるものでなければならない。

- 2 前項の規定により同項の団体が

推薦する候補者の数は、前條第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員の定数の一倍半以上とする。

- 3 都道府県知事は、一月を下らない期間を定めて、その期間内に第一項に規定する候補者を推薦することを同項の団体に対して求めるものとする。但し、当該期間内に推薦がないときは、第一項の規定にかかわらず、職権をもつて委員を任命することができる。

- 4 第一項の規定に該當する私立学校の団体が二以上あるときは、これを組織する私立学校が最多数である団体に対して委員の候補者の推薦を求めるものとする。

- 5 前項の規定に該當する私立学校の団体が二以上あるときは、これらの団体に対してそれぞれ第二項に規定する員数の候補者の推薦を求めるものとする。

- 6 前五項の規定は、前條第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員に欠員を生じた場合における補欠委員の候補者の推薦について準用する。此の場合において第二項中「委員の定数」とあるのは、「補欠委員の数」と読み替えるものとする。

(委員の任期)

第十二條 私立学校審議會の委員の任期は、四年とする。但し、欠員

が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ

る。

(会長)

第十三條 私立学校審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選した者について、都道府県知事が任命する。

3 会長は、私立学校審議会の会務を総理する。

(委員の解任)

第十四條 都道府県知事は、私立学校審議会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるときその他委員として必要な適格性を欠くに至つたと認めるときは、私立学校審議会の議を経て、これを解任することができる。

(議事參與の制限)

第十五條 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に關する事件又は自己の關係する学校、各種学校、学校法人若しくは第六十四條第四項の法人に關する事件については、その議事の議決に加わることができない。但し、會議に出席し、発言することを妨げない。

(委員の費用弁償)

第十六條 私立学校審議会の委員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項の費用は、都道府県の負担とする。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、都道府県の條例で定めなければならない。

(運営の細目)

第十七條 この法律に規定するものを除くほか、私立学校審議会の議事の手続その他その運営に關し必要な事項は、都道府県知事の承認を経て、私立学校審議会が定める。

(私立大学審議会)

第十八條 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、文部省に、私立大学審議会を置く。

2 私立大学審議会は、私立大学に關する重要事項について、文部大臣に建議することができる。

(委員)

第十九條 私立大学審議会は、二十人の委員をもつて、組織する。

2 委員は、左の各号に掲げる者のうちから、文部大臣が任命する。

一 私立大学の学長若しくは教員又は私立大学を設置する学校法人の理事

二 学識経験のある者

3 文部大臣は、前項第二号に規定する者のうちから任命される委員の数が同項第一号に規定する者のうちから任命される委員の数の三

分の一以内になるように、それぞれの定数を定めなければならない。

4 第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員のうち、学長又は教員である理事以外の理事のうちから任命される委員の数は、同号に規定する者のうちから任命される委員の定数の半数以内とする。

(委員候補者の推薦)

第二十條 文部大臣は、前項第二項第一号に規定する者のうちから委員を任命する場合において、私立大学の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体で、私立大学の総数の三分の二以上をもつて組織されるものがあるときは、当該団体の推薦する候補者のうちから当該委員を任命しなければならない。但し、当該団体は、その団体を組織する私立大学に在籍する学生の数が私立大学に在籍する学生の総数の三分の二をこえるものでなければならない。

2 第十一條第二項から第六項までの規定は、私立大学審議会の委員の候補者の推薦について準用する。この場合において、同條第三項中「都道府県知事」とあるのは「文部大臣」と、同條第四項及び第五項中「私立学校」とあるのは「私立大学」と読み替へるものとする。

(委員の免職)

第二十一條 文部大臣は、私立大学審議会の委員をその意に反して免職し、又は懲戒処分として免職しようとするときは、私立大学審議会の意見を聞かなければならない。

(委員の費用弁償)

第二十二條 私立大学審議会の委員は、非常勤とする。

2 委員は、その職務に対して報酬を受けない。但し、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が、大蔵大臣に協議して定める。

(庶務)

第二十三條 私立大学審議会の庶務は、文部省管理局において処理する。

(準用規定)

第二十四條 第十二條、第十三條、第十五條及び第十七條の規定は、私立大学審議会について準用する。この場合において、第十三條第二項及び第十七條中「都道府県知事」とあるのは、「文部大臣」と読み替へるものとする。

第三章 学校法人

第一節 通則

第二十五條 学校法人は、その設置

する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

(収益事業)

第二十六條 学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。

2 前項の事業の種類は、私立学校審議会又は私立大学審議会の意見を聞いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。

3 第一項の事業に關する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に關する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第二十七條 学校法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第二十八條 学校法人は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3 登記した事項は、登記所において、遅滞なく公告しなければならない。

(準用規定)

第二十九條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三條及び第四十四條の規定（法人の権利能力及び不法行為能力）は、学校法人について準用する。

第二節 設立（申請）

第三十條 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少くとも左に掲げる事項を定め、文部省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その設置する私立学校の名称

四 事務所の所在地

五 役員に関する規定

六 評議員会及び評議員に関する規定

七 資産及び会計に関する規定

八 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定

九 解散に関する規定

十 寄附行為の変更に関する規定

十一 公告の方法

2 学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもつて定めなければならない。

3 第一項第九号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

(認可)

第三十一條 所轄庁は、前條第一項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第二十五條の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は私立大学審議会の意見を聞かなければならない。

(寄附行為の補充)

第三十二條 学校法人を設立しようとする者が、その目的及び資産に関する事項を除くほか、第三十條第一項各号に掲げる事項を定めないうで死亡した場合には、所轄庁

は、利害関係人の請求により、これらの事項を定めなければならない。

2 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(設立の時期)

第三十三條 学校法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をするに因つて成立する。

(準用規定)

第三十四條 民法第四十一條（贈與、遺贈の規定の準用）、第四十二條（寄附財産の帰属）及び第五十一條（寄附財産目録）（法人設立の時に限る部分に限る。）の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、同法第四十二條第一項中「法人設立ノ許可アリタル時」とあるのは、「学校法人成立の時」と読み替へるものとする。

第三節 管理（役員）

第三十五條 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。

2 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。

(業務の決定)

第三十六條 学校法人の業務は、寄附行為に別段の定がないときは、

理事の過半数をもつて決する。

(役員（職務）)

第三十七條 理事は、すべて学校法人の業務について、学校法人を代表する。但し、寄附行為をもつてその代表権を制限することができる。

2 理事長は、この法律に規定する職務を行い、その他学校法人内部の事務を総括する。

3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、寄附行為の定めるところにより、他の理事が、理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

4 監事の職務は、左の通りとする。

一 学校法人の財産の状況を監査すること。

二 理事の業務執行の状況を監査すること。

三 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した結果不整の点のあることを発見したとき、これを所轄庁又は評議員会に報告すること。

四 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

五 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事に意見を述べること。

(役員（選任）)

第三十八條 理事となる者は、左の

各号に掲げる者とする。

一 当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長及び園長を含む。以下同じ。）

二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者（寄附行為をもつて定められた者を含む。以下本項及び第四十四條第一項において同じ。）

三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2 学校法人が私立学校を二以上設置する場合には、前項第一号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、一人又は数人を理事とすることが出来る。

3 第一項第一号及び第二号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

4 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人をこえて含まれることになつてはならない。

5 学校教育法第九條（校長及び教員の欠格理由）の規定は、役員に準用する。

(役員（兼職禁止）)

第三十九條 監事は、理事又は学校法人の職員（当該学校法人の設置

する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）と兼ねてはならない。

(役員)の補充

第四十條 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならぬ。

(評議員会)

第四十一條 学校法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもつて、組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 評議員会に、議長を置く。

5 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

6 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

7 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第四十二條 左に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ

め、評議員会の意見を聞かなければならない。

一 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項

二 寄附行為の変更

三 合併

四 第五十條第一項第一号(評議員会の議決を要する場合を除く。)及び第三号に掲げる事由に因る解散

五 収益を目的とする事業に関する重要事項

六 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとすることができる。

第四十三條 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第四十四條 評議員となる者は、左の各号に掲げる者とする。

一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のもののうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2 前項第一号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(寄附行為変更の認可)

第四十五條 寄附行為の変更は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(評議員会に対する決算の報告)

第四十六條 決算は、毎会計年度終了後二月以内に、理事長において、評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付)

第四十七條 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表及び收支計算書を作り、常にこれを各事務所に備え置かなければならない。

(会計年度)

第四十八條 学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

(準用規定)

第四十九條 民法第五十四條から第五十七條までの規定(代表権の制限及び委任、仮理事、特別代理

人)は、学校法人について準用する。この場合において、同法第五十六條中「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは、「所轄庁は、利害關係人の請求により、又は職権をもつて」と読み替へるものとする。

第四節 解散

(解散事由)

第五十條 学校法人は、左の事由に因つて解散する。

一 理事の三分の二以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決

二 寄附行為に定めた解散事由の発生

三 目的たる事業の成功の不能

四 学校法人又は第六十四條第四項の法人との合併

五 破産

六 第六十二條の規定による所轄庁の解散命令

2 前項第一号及び第三号に掲げる事由に因る解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。

3 第三十一條第二項の規定は、前項の認可又は認定の場合に準用する。

4 清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由に因つて解散した場合に、所轄庁にその旨を届

け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第五十一條 解散した学校法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時に、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

3 国は、前項の規定により国庫に帰属した財産(金銭を除く。)を私立学校教育の助成のために、学校法人に対して譲與し、又は無償で貸し付けるものとする。但し、国は、これに代えて、当該財産の価額に相当する金額を第五十九條第一項の規定による補助金として支出することができる。

4 第二項の規定により国庫に帰属した財産が金銭である場合には、国は、その金額について前項但書の処置をとるものとする。

5 第二項の規定により国庫に帰属した財産(金銭を除く。)は、文部大臣の所管とし、第三項本文の処分は、文部大臣が行う。但し、当該財産につき同項但書の処置がとられた場合には、当該財産を大蔵大臣に引き継がなければならない。

(合併手続)

第五十二條 学校法人が合併しよう

とするときは、合併手続に従うものとする。

とするときは、理事の三分の二以上の同意がなければならない。但し、寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合には、更にその議決がなければならない。

2 合併は、所轄庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第五十三條 学校法人は、前條第二項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 学校法人は、前項の期間内に、その債権者に対し異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、且つ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。但し、その期間は、二月を下ることができない。

第五十四條 債権者が前條第二項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、学校法人は、これに弁済をし、若しくは相當の担保を提供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならない。

第五十五條 合併に因り学校法人を

設立する場合においては、寄附行為その他学校法人の設立に関する事務は、各学校法人又は第六十四條第四項の法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第五十六條 合併後存続する学校法人又は合併に因つて消滅した学校法人は、合併に因つて消滅した学校法人又は第六十四條第四項の法人の権利義務(当該学校法人又は第六十四條第四項の法人がその行う事業に関し所轄庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

(合併の時期)

第五十七條 学校法人の合併は、合併後存続する学校法人又は合併に因つて設立する学校法人の主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることによつて効力を生ずる。

(準用規定)

第五十八條 民法第七十條、第七十三條から第七十六條まで、第七十七條第二項(届出に関する部分に限る。及び第七十八條から第八十三條まで)法人の解散及び清算並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十六條から第三百七

條まで及び第三百十八條(法人の清算の監督)の規定は、学校法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七條第二項及び第八十三條中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁」と読み替へるものとする。

第五節 助成及び監督

(助成)

第五十九條 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認めるときは、私立学校教育の助成のため、文部省令又は当該地方公共団体の條例で定める手続に従つて援助を申請した学校法人に対し、補助金を支出し、又は通常の條件よりも学校法人に有利な條件で、貸付金をし、その他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。但し、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)及び地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第八條第一項の規定の適用を妨げない。

2 国又は地方公共団体は、前項又は第五十一條第三項の規定により学校法人に助成をするについては、当該学校法人の設置する私立学校の備えている条件について、その助成の目的を有効に達し得るかどうかを審査しなければならない。

3 所轄庁は、第一項又は第五十一條第三項の規定により助成を受けようとする学校法人に対して、左の各号に掲げる権限を有する。

一 助成に関し必要があると認めるときは、当該学校法人からその業務又は会計の状況に関し報告を徴すること。

二 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不適当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

三 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基く所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員を解職をすべき旨を勧告すること。

4 国又は地方公共団体は、第一項又は第五十一條第三項の規定により学校法人に対して助成をした場合において、当該学校法人の設置する私立学校が助成決定の際備えていた条件を欠き、助成の継続を不適当とするに至つた旨の所轄庁の認定があつたとき、及び当該学校法人が前項の規定による所轄庁の措置に従わなかつたときは、その後の助成をやめるものとする。

5 文部大臣又は地方公共団体の長は、国又は当該地方公共団体の長は、国又は当該地方公共団体が第一項又は第五十一條第三項の規定により学校法人に対してした助成がその目的を有効に達しているかどうかについて、所轄庁に対し意見を述べることが出来る。

第六十條 学校法人の所得で収益を目的とする事業から生じたもの以外のものについては、所得税及び法人税を課さない。

(収益事業の停止)

第六十一條 所轄庁は、第二十六條第一項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

一 当該学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと。

第六十二條 学校法人は、第三十六條第二号若しくは第三号又は第四項の規定による措置又は認定をしようとする場合においては、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解職しようとする役員に対して弁明の機会を與えるために通知するとともに、私立学校審議会又は私立大学審議会の意見を聞かなければならない。この場合において、当該学校法人の理事若しくは当該役員又はその代理人は、所轄庁に対し、又は私立学校審議会若しくは私立大学審議会に出席して弁明することができる。

(免稅)

第六十三條 学校法人の所得で収益を目的とする事業から生じたもの以外のものについては、所得税及び法人税を課さない。

第六十四條 学校法人は、第三十六條第二号若しくは第三号又は第四項の規定による措置又は認定をしようとする場合においては、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解職しようとする役員に対して弁明の機会を與えるために通知するとともに、私立学校審議会又は私立大学審議会の意見を聞かなければならない。この場合において、当該学校法人の理事若しくは当該役員又はその代理人は、所轄庁に対し、又は私立学校審議会若しくは私立大学審議会に出席して弁明することができる。

(免稅)

第六十五條 学校法人は、第三十六條第二号若しくは第三号又は第四項の規定による措置又は認定をしようとする場合においては、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解職しようとする役員に対して弁明の機会を與えるために通知するとともに、私立学校審議会又は私立大学審議会の意見を聞かなければならない。この場合において、当該学校法人の理事若しくは当該役員又はその代理人は、所轄庁に対し、又は私立学校審議会若しくは私立大学審議会に出席して弁明することができる。

二 当該学校法人が当該事業から生じた収益をその設置する私立学校の経営の目的以外の目的に使用すること。

三 当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障があること。

(解散命令)

第六十二條 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く所轄庁の処分違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができ。

(聴聞等)

第六十三條 第五十九條第六項の規定は、前二條の規定による処分の場合に準用する。

第四章 雑則

(私立各種学校)

第六十四條 第四條から第六條まで及び第八條第一項の規定は、私立各種学校について準用する。この場合において、第四條及び第八條第一項中「私立大学以外の私立学校」とあるのは、「私立各種学校」と読み替えるものとする。

2 学校法人は、学校のほかに、各種学校を設置することができる。

3 前項の規定により各種学校を設置する学校法人に対して第三章の規定を適用する場合には、同章の

規定中私立学校のうちには、私立各種学校を含むものとする。

4 各種学校を設置しようとする者は、各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができ。

5 第三章の規定(同章に関する罰則の規定を含む)は、前項の法人に準用する。この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立各種学校」と読み替えるものとする。

6 学校法人及び第四項の法人は、寄附行為の定めるところにより必要な寄附行為の変更をして所轄庁の認可を受けた場合には、それぞれ第四項の法人及び学校法人となることができ。

7 第三十一條及び第三十三條(第五項において準用する場合を含む)の規定は、前項の場合に準用する。

(類似名称の使用禁止)

第六十五條 学校法人でない者は、その名称中に、学校法人という文字を用いてはならない。但し、前條第四項の法人は、この限りでない。

第五章 罰則

第六十六條 左の各号の一に該当する場合においては、学校法人の理事、監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律に基く政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

二 第三十四條において準用する民法第五十一條第一項の規定による財産目録の備付を怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第四十七條の規定による書類の備付を怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四 第五十三條及び第五十四條第二項の規定に違反したとき。

五 第五十八條において準用する民法第七十條又は第八十一條第一項の規定による破産宣告の請求を怠つたとき。

六 第五十八條において準用する民法第七十九條第一項又は第八十一條第一項の規定による公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

七 第六十一條の規定による命令に違反して事業を行つたとき。

第六十七條 第六十五條の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2 この法律施行の際現に民法によ

る財団法人で私立学校(学校教育法第九十八條の規定により存続する私立学校を含む)を設置しているもの及び学校教育法第九十八條の規定により存続する私立学校で民法による財団法人であるもの(以下「財団法人」と総称する)は、この法律施行の日から一年以内にその組織を変更して学校法人となることができ。

3 前項の規定により財団法人がその組織を変更して学校法人となるには、その財団法人の寄附行為の定めるところにより、組織変更のため必要な寄附行為の変更をし、所轄庁の認可を受けなければならない。この場合においては、財団法人の寄附行為に寄附行為の変更に関する規定がないときでも、所轄庁の承認を得て理事の定める手続により、寄附行為の変更をすることができるとする。

4 前項の組織変更は、学校法人の主たる事務所の所在地において登記をすることに因つて効力を生ずる。

5 前項の規定による登記に関し必要な事項は、政令で定める。

6 この法律施行の際現に存する民法による財団法人で各種学校のみを設置しているものは、第二項の期間内にその組織を変更して第六十四條第四項の法人となることができ。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

8 第四條、第九條第二項、第十條第二項第一号、第十一條、第十八條第二項、第十九條第二項第一号及び第二十條の規定中私立学校、私立高等学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法第九十八條の規定により存続する私立学校、私立中等学校並びに私立の大学(大学予科を含む)、高等学校及び専門学校を含むものとする。

9 第十條第二項第一号及び第四項、第十五條並びに第十九條第二項第一号の規定中学校法人のうちには、第二項の期間中は、財団法人を含むものとする。

10 第二項の規定により財団法人がその組織を変更して学校法人となつた場合において、当該財団法人が学校教育法第九十八條の規定により存続する私立学校を設置していたとき、又は同條の規定により存続する私立学校であつたときは、当該学校法人は、引き続き、当該学校を設置することができ。

11 前項の規定により同項の学校を設置する学校法人に対して第三章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、前項の学校を含むものとする。

12 第五條第一号中「学校教育法第

四十五條（同法第七十條及び第七十六條において準用する場合を含む。）とあるのは、当分の間、「学校教育法第四十五條（同法第七十條及び第七十六條において準用する場合を含む。）及び第百五條」と読み替へるものとする。

18 学校教育法の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「別に法律で定

13 第七條第二号に規定する教科用図書の検定に関する事務は、用紙割当制が廃止されるまでは、文部大臣が行う。

14 この法律施行後最初に任命される私立学校審議会及び私立大学審議会の委員のうち、半数（委員の定数が奇数に定められた場合には、その二分の一の数に生じた端数を切り捨てた数）の者の任期は、第十二條第一項（第二十四條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、二年とする。

15 前項の規定により任期を二年とする委員は、くじで定める。

16 学校法人及び第六十四條第四項の法人が有しなければならない施設及び設備に関しては、第二十五條第二項（第六十四條第五項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、別に学校の施設及び設備の基準に關して規定する法律が制定施行されるまでは、なお従前の例による。

17 この法律施行の際現にその名称中に学校法人という文字を用いている者は、第六十五條の規定にかかわらず、この法律施行後三月間は、なお従前の名称を用いることができる。

施行の日から一年以内は、民法の規定による財団法人によつて設置されることができ。

19 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項中「国語審議会（国語に関する事項を調査審議すること。）」を

「国語審議会
私立大学審議会

国語に関する事項を調査審議すること。
文部大臣の諮問に應じて私立大学及び私立大学を設置する学校法人に關し私立学校法に規定する事項を調査審議し、並びに文部大臣に対して私立大学に關する重要事項を建議すること。」

20 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「大日本育英会、」の下に「学校法人」を、「大日本育英会法、」の下に「私立学校法、」を加える。

21 地方税法（昭和二十三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第六十三條第一項中「第三十四條の法人及び宗教法人」の下に「並びに私立学校法（昭和二十四年法律第 号）第三條第四項の学校法人及び同法第六十四條第四項の法人」を加える。

私立学校法案（内閣提出）に關する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

うに改正する。

第十二條第一項第四号中「別に私立学校に關して規定する法律」を「私立学校法（昭和二十四年法律第 号）」に改める。

〔原形君登壇〕

○原形君 たいま議題となりました私立学校法案につきまして、本案の概要並びに本委員会における審議の経過及びその結果を御報告申し上げます。まず、本法案の内容及び趣旨のおもなる点につきまして御説明申し上げます。第一に、本法案の骨子となつておりますものは、私立学校の特殊性と自主性を重んずるとともに、あわせてその公共性を高めるところにあります。それは本法案の第一條に明らかにされておりますが、さらに第二章の教育行政に關する規定においてもまたこの点が示されておるのであります。すなわち、所轄庁の命令監督等については一定の制限を與えて、できるだけ私立学校の自主性を保たしめるために、私立学校審議会または私立大学審議会を設けてあるのであります。

第二といたしましては、私立学校を従来の民法上の財団法人の規定からはずしまして、第三章において、あらたに学校法人という特別法人にいたしてあります。従ひまして、この学校法人は、経営上特にその財政的な面において収益事業を行うことができることとされております。

第三には、従来よりとかく問題となつておりました憲法第八十九條と私立学校との關係であります。それは、この法案によりまして、私立学校が公の支配に属するものであるという法的な根拠が與えられたことであります。従ひまして、私立学校に對しても国库から補助と助成ができることとされております。

第四といたしましては、私立学校に對しまして、本法は収益事業から生じたものの以外のものでない所得税及び法人税を課さないことに定められてあります。

以上が、本法案の内容及び趣旨のおもなる点であります。

本委員会におきましては、わが国の文化の発展のために私立学校の有する役割のきわめて重要なことにかんがみまして、慎重審議を重ねたのであります。その間におきまして、本委員会は、本法案の重要性にかんがみ、さらに世論を聴取することとし、去る十一月十八日、参考人として、私立学校団体総連合会代表、早稲田大学法学

部長大浜信泉、私立大学協会代表、明治大学法学部長松岡龍三郎、私立中等高等学校連盟代表堀内操、日本学術会議代表、東京大学教授我妻栄、大学教授連合代表、中央大学教授片山章、日本教職員組合代表江口泰助の諸君を招きまして、それらの意見を聴取して審議の参考といたしました。

かくて審議を終了し、民主自由党の水谷昇君より修正案が提出されました。この修正案につきましては、その大要を御説明申し上げます。

まずその第一点は、本法案第二條を削除いたしました点であります。その理由は、元來この私立学校法は、その趣旨にも明らかでありますように、学校法人として規定されました特別法であり、私立学校の特殊性と自主性をあくまでも尊重し、日本文化の発展のために、私立学校の教育行政並びに財政上について独自の基礎を與えようとすることを目的とするものであります。しかるに、原案第二條が存置されますならば、他のすべての法律がこの私立学校法に優先するものとなりまして、本法案の目的とはむしろ相反する結果を生ずる可能性がありますこと、さきに定められました教育委員会法と本法案中の第五條との関連に疑義を生ずる点がありますことによりまして、ここに原案第二條を削除しようとするものであります。

第二点は、原案第三條を第二條と

し、新たに第三條を加えたこと、及び原案第五條第一項の法文を改正し、同條に第二項を加えまして、学校法人の法的基準を明確にし、学校教育法による拘束の一部を本法案では適用しないこととして、本法案立法の趣旨並びに目的をさらに明確にした点であります。

以上の修正案に基づきまして、本委員会におきましては、ただちに修正案並びに修正部分を除く原案に関する討論に入りまして、民主自由党を代表いたしました高木章君の、修正案賛成並びに修正部分を除く原案に賛成の討論があり、続いて日本共産党を代表して今野武雄君の、修正案に賛成及び修正部分を除く原案に反対の討論があり、次に日本社会党を代表して松本七郎君、民主党野党派を代表して稻葉修君、新政治協議会を代表して小林信一君の、それら、修正案に賛成並びに修正部分を除く原案に賛成の討論がありまして、討論は終局し、まず水谷昇君提出の修正案の採決をとりました結果、全会一致をもつて可決いたしました、次いで修正部分を除く原案について採決の結果、起立多数をもつて可決いたしました。よつて本法案は修正議決いたしました次第であります。

最後に、本委員会において本法案を修正議決したに先だちまして、次の要旨を政府にいたしました。すなわち第一は、本法案のごとく、一つの法律をもつて幼稚園より大学にわたる私立

学校に関する法律を定めることは、それぞれ教育内容及び制度等の点で異なるところが多いので、自主性及び特殊性をむしろ損する憂いがある、将来は私立大学に関しては別な法律を定めることを要する、第二、私立学校における免税措置については、さらに考慮してほしい、以上の二点について、文部大臣より次の答弁を得たのであります。すなわち第一につきましては、政府においても私立学校の特殊性は十分に尊重し、またその特殊性があるがゆえに文化の発展に貢献している私立学校の価値も十分に承知しておるので、将来において適當なる処置をいたすというこ

とでありました。第二につきましては、は、シャープ勧告により地方税、贈與税等については近き将来において考慮されることと思うという答弁がありました。

以上において、本委員会における本法案の審議の経過並びに結果の御報告を終ります。なお詳しくは會議録によつて御了承いただきたく存じます。

○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。これを許します。今野武雄君。

〔今野武雄君登壇〕

○今野武雄君 私は、この教育の根本をきめる非常に重要な法案が、このような閑散な、定足数を欠いた議場において審議されるということは、この法案の将来を暗示するものとして非常に

重大な関心を有するものであります。すなわち、この法案において示されておる私立学校の公の支配、それが官僚的な支配になるということ、まざまざと暗示させるものがあるのであります。日本共産党は、この私立学校法案には、非常に残念ながら反対せざるを得ないわけでありまして、

まず、明治開国以來、早稻田とか慶応とかその他の私立大学が、わが国の学術文化の発展にたいへん大きな功績を残したということについては、いまさら申すまでもありません。次いで大正年代になりまして、世界の新教育思潮というものが日本に押し寄せて来た。それに伴つて、成城とか成蹊とかその他の私立学校が設立されました、初等、中等の教育に、自由でかつ清新な氣をもちました。軍国主義と官僚主義でこち／＼になつていたところ

のわが教育界に、わずかながら民主的な教育の芽生えを植へつけたこと、これなどは、特に今日において高く評価されなければならぬ点だと考えます。われ／＼共産党は、教育、学術、文化というものを、何ものにも増して尊重いたします。そして、その自由な発展こそが人類の幸福と世界の平和に最も重要な貢献をなすものであるという見地から、これら私学の功績に対しては、だれよりも高い評価をしておるものであります。ところが戦後になりまして、わが国

の教育、学術、文化というものは、皆さんも御承知のように、非常にひどい状態になつて来ておる。地方財政が崩壊して来ている。そのほか、独占金融資本によつて中央財政が收奪され、六三制の建築費が削減される。定員定額制という悪法が実施される。育英資金や研究費がどん／＼と遠慮なく削減される。こういうことのために、学術の研究とか教育とかいうものは、まったく崩壊に瀕しておるのであります。このことは、たとえば教員生活が血の出るような窮迫にある。あるいはまた、失業の増大によつて、もうアルバイトもできないというような窮地に陥つておる学生たち、こういうものが、雄弁にこの崩壊の状態を物語つておるのであります。私学も、やはりその例外ではございません。

授業料は公立学校の数倍徴収しておるわけでございますが、それにもかかわらず、教授の給料は、千二百円とか二千円とか、まるで世間離れした殺人的なものがあるのであります。学問の研究など、まったく及びもつかない状態になつておるのであります。しかも、学生が窮迫して参りまして、授業料の滞納も実に多くなつて来ております。また戦災の復興などにつきましても、私学出身者が非常に協力して寄付金などを集めようとするのであります。その集めた寄付金の大部分が税金として收奪されるというような現状

にありましては、いかんともすること
ができない。こういう状態であります。

これらの学校に対する国庫補助は、
あの二年前の憲法実施以来、憲法八十
九條の條項をたてにとつて打切られて
参つたのでございませうけれども、しか
しながら、今回わずかながら、一億二
千四百万円というものが私立学校に與
えられることになつた。この額は実に
わずかで、われ／＼としてはお話にな
らないと思う。しかしながら、ともか
くそういう道が開けるということはい
いことである。だが、その道を開
く手段として、この法案のようなもの
を制定するに至つては、まつた
く本末を顛倒するやうなものであると
考えるのであります。

この法案によりますと、国庫補助と
引きかえに、私立学校を公の支配のも
とに置くというのであります。これは
は参考人として呼ばれました我妻教授
もはつきりと申しておつた通り、公の
支配に属する私立学校というものは、
それ自身矛盾するものであります。従
つて私どもは、私立大学教授連盟とか、
あるいは日本学術会議の第一部、第二
部の諸氏、あるいはまた各私立大学の
学生自治会の諸君などとともに、学問
の自由を害し、私学の自主性を破壊す
るおそれがあるという理由で、この法
案に対して反対しておるのでありま
す。

さて、本案の第一條に「私立学校の特

性にかんがみ、その自主性を重んじ、公
共性を高めることによつて、私立学校
の健全な発達を図る」とうたつてあり
ますが、ここにある自主性と公共性と
いうものは、はたして矛盾しないかと
うかという点に對して、文部省とし
ましては、この公共性が公の支配であ
るということを言つておる條文に照し
てみても、文部大臣、知事、あるいは
その下の官僚の支配ということになる
のであります。

私立学校審議会とか、あるいは私立
大学審議会とか、一見民主的に聞える
審議会ができるやうなことになるので
ありますけれども、しかし、これらは
大臣、知事の單なる諮問機関でありま
して、しかもその委員は、文部官僚ま
たは地方官僚が名簿を示して、結局大
臣や知事が決定するのであります。従
つて、大臣または知事は、結局自分の
気に入る者だけを委員にあげ、しかも
その審議会の決定に反して学校を閉鎖
したり、学校法人を解散させることが
できるのであります。こういうやうな
ことは、一体その実例がないかと言え
ば、決してないわけではない。過日の
朝鮮人学校に対する弾圧などは、まさ
にその実例であります。

従つて、この私学は、経営者も教員
も、ともに官僚の鼻息をうかがつて、
学問の自由も、学校の自主性もまつた
く有名無実になるおそれがあるのであ
ります。特に最近、中央、地方を問わ

ず、かつて軍国主義の奴隷であつたよ
うな教育官僚が、わが日本の自主的な
立場を忘れて、卑屈な態度をもつて外
國に迎合するやうなことがあつて、教
育の植民地化が／＼として行われ
ておる今日、私学が官僚に支配される
ということは、國の独立にとつても、
まつた危険きわまるものといわなく
てはならないのであります。

なお、この法案によりますと、教科
書は知事または大臣が検定の権限を持
つておるのであります。私学の特徴
は、教科書なども自分で自由につくる
ことができて、自由な教育ができると
いう点にあるのであります。かつて成
城学校では、ドルトン・プランや何か
を実施して、わが國の自由な教育の進
歩のために非常に貢献したのでありま
すが、満州事変以来、軍国主義の強化
によつて、国定教科書の使用を強要さ
れまして、次第に学園の特色は失われ
て行つたのであります。こういうやう
な実例から見ますならば、検定の元締
めを知事などに握らせることは、私学
がその特色を伸ばすことを妨げられ、
事なかれ主義が横行することになるの
であります。

これらの点に關しまして、文部省当
局は、自主性に対する公共性の優越性
をはつきり認めて、同時に文部大臣
は、文部大臣や知事を信用しなければ
どうにもならぬということを申してお
りましたが、先般朝鮮人が設立しまし

た私立学校を解散いたしましたして、その
跡始末をまだしていないというやうな
点を考へてみましても、あるいは六・
三制の建築費を、二十二年度、三年度
の年度にわたつて、しかも二十四年度
の当初予算で当然もらえらると思つてい
たのを、もうやらない。二十四年の四
月三十日以降のものに限つて、今度わ
ずか十五億というちよつびりのものを
出すというやうなことをする文部省の
やり方を見てもみますと、國民は、こ
う政府を信用していたら一体どうな
るか、こういう大臣や官僚を信用して
いたら一体どうなるかという危惧の念
に襲われておる。こういう際に、大臣
や知事を信用しなければどうにもなら
ぬと言つておりますけれども、これは
まつたく官僚独善的な考へ方といわざ
るを得ない。現に、この政府並びに與
党は、私立学校法案を閣議で一旦決定
しておきながら、私学側の反対にあ
いまして、十箇條にわたつて監督條項を
削除し、監督庁という言葉を所轄庁に
改めておるのでありますけれども、し
かしながら、この條文をながめて見れ
ば、まるでこれは平清盛と同じことな
のである。よろいの上に法衣を着て、
そのよろいがちら／＼見えるというや
うな状態なのであります。

私どもの見るところによりますと、
この公共性というものは、本来学術文
化の発達に寄與し、これを通じて人類
の幸福と世界の平和に貢献する、そこ

にこそ学校の公共性があるのだと考へ
るのであります。それは官僚支配の道
とはまつたく別の方向において実現さ
れなければならないものであります。
すなわち、学園というものを徹底的に
民主化して、私立学校を無條件的に自
由な学問教育の場とすることによつて
のみ、この公共性というものは得られ
るはずであります。

文部省は、学校行政に対する教授や
学生の民主的な関與というものを極度
にきらいまして、学生の自治運動に對
してもいろいろ制限を設けておるの
であります。これは決して学園の自
主、自由を促進するゆゑんではないの
であります。特に学生の政治運動の禁
止のごときは、憲法の條項をはつきり
と踏みにじつておる、暴力的な不法行
為と言わざるを得ない……。

○副議長(岩本信行君) 今野君、簡單
に願います。

○今野武雄君(統) また與党の諸君
が、この法案審議に際しまして、学生
の諸君を参考人として呼ぶことに反対
をいたしました。それが学生の政治運
動だとか何とか言つたのであります
が、しかし、諸君は選挙運動のときに
何をしたか。諸君はアルバイト学生を
使つていたやありませんか。(拍手)
また、ファッショの根源になるところ
の、あの悪質な反共運動にも学生を使
つてゐるではないか。そういう諸君が
(発言するもの多し)学生の政治運動を

いけないなどと言うことは、まったくつけない言ひぐさにはすぎない。いわゆる痛いとこを突かれたくないという御都合主義にはかならないのであります。(発言する者多し)このような、真剣に将来を憂えて毎日々々国会に来ているような、こういう学生の協力なしには、日本の學術、文化の将来というものは決して明るい見通しはないのであります。

われ／＼は、この点におきましても政府與党と反対の立場をとるのであります。これら学生諸君並びに教授諸君の熱意にこたえまして、われ／＼は本法案に断固反対するものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 岡延右エ門君。

〔岡延右エ門君登壇〕

○岡延右エ門君 私は、民主自由党を代表いたしました、私立学校法案につきまして賛成の意を表せんとするものであります。

いわゆる私立学校は、その数実に数千、新制高等学校以上の学校におきましては、全体の半数以上を占めておるのであります。私立学校は、その数において、かくのごとく多数であるのみならず、教育上における国家的貢献もまたきわめて顯著なものであるであります。一昨年八月来朝いたしましたアメリカの學術顧問団は、その報告書の中に、日本の私立大学は自由

主義的及び民主主義的理想の指導的提議者であつたと、私立大学を礼讃いたしておるのであります。私立大学の双壁と称せらるる早慶兩大学を初め、各大学とも、光榮あるところの歴史と、それ／＼特色ある校風を有し、教育上偉大なる功績を上げつつあるのであります。その他の新制高等学校以下の学校も、またおの／＼その特色を活かして教育界に盡しつつあるのであります。それにもかかわらず、国家としてこれに報いるところはきわめて薄く、従来ほとんど放置されたかの感さえ深かつたのであります。

しかるに、この法案におきましては、私立学校の自主性と特殊性とはつきりと認識したるほか、次のごとく重要なことを規定いたしておるのであります。すなわち

一つ、所轄庁の私立学校に対する監督は、審議会の意見を聞くよう民主化したること。

一つ、従来の民法による法人を廢して学校法人という特別法人とし、その地位を高めたこと。

一つ、憲法第八十九條との関連において、私立学校に対する補助、助成の点に難問があつたのであるが、この法律において公の支配に属するものとして公的性格を與えて、補助、助成ができることとして、この難問題を解明したこと。

一、学校経営上の財政的基礎を強化す

るため、収益事業を行うことができることとしたこと。

以上のほか幾多の重要な規定があるのであります。これ私が本法案に全面的に賛成するゆゑんであります。

ところが、本法案においては、私立文学につきましても、各種学校、幼稚園等と同列に、この法律を一本にまづめておるのであります。これは必ずしも妥当ではないと信じます。大学は、その本質にみれば、近き将来において、大学のみを切り離して別途に法制的処置をとる必要があると思ふのであります。そこで私は、附帯条件として、「私立大学については、その大学の性質にかんがみ、すみやかに別途の法制的措置を講ずるよう考究された」というこの條件を強く文部大臣に申入れるものであります。文部大臣は委員会における御答弁を誠実に実行されるよう善処されたいのであります。

なお、この法案が文部省試案として公表されましたとき、私立学校に対する所轄庁の監督がきわめて嚴重に規定されておつたということは、何としても見のがしたい事実であります。すなわち、文部事務官は、官学に対する監督権が薄弱となつたため、最後の線として私立学校にしがみつき、監督を嚴重にするのではないかという感さえ抱かしたのであります。この点は、わが党において、上程前にこれを

発見し、監督に関する十項目の規定を削除して、政党内閣の真のあり方を天に示したのであります。しかるに、文部事務官にして依然として官僚思想がありとすれば、この法案の運用においても危険性が全然ないとは言えないのであります。この点私は、この壇上より、運用上において自衛自戒するよう警告を発するものであります。しかしながら、私立学校の教授、教師諸君が、公務員にあらざることを奇貨として、私立学校が特殊の思想の温床となり、彼ら一派が学園の秩序を乱さんとすることが、もしもあつたならば、文部大臣は断固たる処置に出なければならぬ。また財政的補助、助成についても、さらに特段の考慮を拂われるよう要望するものであります。

次に私は、私立学校経営者に対しましても注意を喚起したい。それは、先ほど申し上げました通り、われ／＼は監督の條項を大幅に削除いたしました。そうして、私立学校に対して自主性と自由とを認めたのであります。しかし、この親心をくみとられまして、経営上においても自戒自肅されたいのであります。いわゆる、私学経営上の財政を助くるため収益事業を行い得るとの規定があるのでありますから、さらに一層の自戒を要することを銘記すべきであります。

われ／＼は、前国会において、全国に六十九の新制大学を創設する法律を成立せしめ、今国会においても、また商船大学一校の創設法を通過せしめたのであります。この七十校の国立大学の創設に反対した共産党は、数千に上るところの私立学校の地位を高むるこの法案にも反対しているのである。彼らは、全国の学園を閉鎖して、数百万、数千万の学生を街頭にほうり出して、これに赤旗をかかげんとするのであるか。(拍手)魚を欲する児童にへびを與え、パンを欲する生徒に石を與えんとするがごとき学校をつくることには、われ／＼は断じて反対である。

私は私学を熱愛する。私は私学を熱愛するがゆゑに、この法律のもと、私立学校がますます／＼生成発展せんことを祈りつつ、この法案に賛成するものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 松本七郎君。

〔副議長退席、議長著席〕

〔松本七郎君登壇〕

○松本七郎君 私は、日本社会党を代表いたしました、私立学校法案につき、強い要望を二、三付しまして賛成するものであります。(拍手)

わが国における私学の重要性については、多く語る必要はございません。全国の私立学校数が六千四百以上、教員数が八万三千以上、学生、生徒、児童、園児等を含まして百三十七万七千人以上に及びます。また私立大学、専門学校数と、官公立のそれとの比率

は、私学が約四四・八%を占めておる一事をもつて明らかであります。従いまして、私学の急速な復興と振興とは国をあげての要望であり、国会においても、私学振興に関する決議をなしておるのであります。

今回政府は、この要望にこたえて私学法案を提出したことであります。これは立案の経過を顧みますと、はなはだ遺憾の点があつたのであります。文部大臣の説明にも明らかにされております通り、私学法案の立案にあつては、一年有余にわたつて政府は私学団体総連合と協議を重ねた結果、一応閣議決定と相なつていたのであります。しかるに、その後になつて、私学団体総連合から十箇條の注文が出されましたために、これらを取入れた案に変更したのであります。しかも、この案についても、なお大学教授の一部及び教員、学生の間に強い反対の声があつたことは、御承知の通りであります。一年以上にわたつて双方の御苦心のあつたところは了解することができるのでありますけれども、このやうな事情を考えますと、私は、今後政府が法案を立案されるにあたりましては、もつと広範囲にわたつて世論を聞く誠意と努力とを要望したのであります。

ばなりません。このため、さきに議員全部の賛成を得まして、教育金庫法を制定しようとの計画がなされたのであります。しかし、諸般の事情により提案の運びにまで至らなかつたのであります。これにつきましては、当時憲法八十九條の規定をめぐりまして、私立学校が公の支配に属するものなりやいなや、これが論議の中心となりまして、そのためにこの計画が挫折したものとわれ／＼は承知しておりました。ところが今期国会の文部委員会における文部大臣の答弁によりまして、この問題は憲法の解釈問題によつて挫折したのではない、憲法とは関係なく、まつたく財政上の理由から実現不可能であることが明らかにされたのであります。憲法とは関係なしに、財政上のゆとりができさえすれば可能であるならば、私学の特性と重要性にかんがみまして、その自主性をより広範囲に確保しつつ国の財政的援助を可能とする方法、すなわち、先に申しましたやうな教育金庫の実現に向つて積極的に努力すべきであらうと思ふのであります。これが実現されさえすれば、憲法との関係上必要とされておりまする、本法案中の監督規定の大半は、不必要となるであらう。私学の自主性は一層高められるのであります。よつて、これがすみやかなる実現を要望する次第であります。

ります。本法案では、審議会は諮問機関となつております。私も、これをもつと強い決議機関にすべきことを主張するものであります。文部大臣も、その答弁におきまして、教育行政の面から考えれば、審議会の決議機関とすることは十分考えられることであるから、将来この点については考慮したい旨の答弁をしておられるのであります。従つて、本法の運営にあたつては、審議会が、教育行政上、決議機関の性格を持つべきものである点を、特に留意されんことを要望するのであります。特に大学においてしかりであります。この点から申しまして、大学だけは、すみやかに別途にはずして立法されんことを希望するのであります。

以上との観点から、社会党では修正案を準備いたしましたのでありますが、必要な手続が完了いたしませんので、ここに要望として特に申し述べた次第であります。その他本法案にはいろいろ不満足な点がたくさんございます。しかしながら、私学の復興は急を要することであり、国の助成も遅れば、それだけ効果が減殺されるのであります。国の予算としては、今度の補正予算で、私学貸付金がわずかに一億二千四百万円でありましても、地方では、この法案の成立を見れば金を出すという準備をして、待機しておることになります。もちろん、それでもまだ決して満足できる額ではございませんけれども、困窮にあえぐ私学関係者の多くは本法の成立を熱望されておるのであります。これらの要望を無視するわけには参りません。よつて日本社会党は、先の要望を付して賛成するのであります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 小林信一君。

(小林信一君登壇)

○小林信一君 私は、新政治協議会を代表いたしまして、私立学校法案に対し、二、三の希望を付しまして賛成の意見を述べらるものであります。(拍手) 教育行政は、文化国家という世界に類例がない、かつての人間が理想として考えられなかつたものをわれ／＼は具現すべく決意をいたしましたために、重大なる責任を持つて制度の改革、施設の充実に當つております。しかし、ひとり私学に対する行政制度の設定は取残されておまして、これが私学関係者の要望は切実なものがあつて、また教育行政の面からいたしましても非常に遺憾に存じておる次第であります。今回この法案が上程され、私学行政の基礎を明示されたことは、教育施策の責任からも、また国民の要望に対しても欣快にたえないものであります。

私立学校法は教育委員会法と同様な性格を持つものであります。教育委員会法が、あらゆる教育行政の根幹となり動脈となるものであります。この動脈を流れるところの血液が純潔であつて、何ものにも干渉を受けることなく、権力の支配に属することがないとき、初めて教育がわが国の民主主義の基盤となることができ得るのは、皆さんの熟知するところでありまして、私立学校法も、この教育的使命を完遂することは当然であり、さらに私立学校の持つ特殊性を生かさねばならぬところに重大な使命を持つものである。新制高等学校以上の学校の半数以上を持つ現在の私立学校が社会的に持つ使命を認識いたし、しかも経済的に困窮する現況を見るとき、本法案をいよ／＼重視すると同時に、すみやかに設定すべきことを痛感したのであります。(拍手) すなわちわれ／＼は、次に述べるやうな点を重視したのであります。

その一つは、私立学校が従来特有な学風と伝統を持つてわが国の学校教育に貢献し來つた実績にかんがみ、独自の学風を自由に発展させるため、その自主性を尊重しなければならぬ。

第二は、私立学校が社会的に重大なる任務を持ち、施設はいよ／＼拡充され、内容が整備されなければならぬのであります。私立学校の現状は、この要望に必ずしも満足を得る状況にないことは、すでに前の方たちの申されたところでありまして、戦災によつて受けた損害は、とうてい自力によつては復旧し得られない。学校現下

の経済情勢によつて、経営はまさに破滅に入らんとする学校は、全国にその数が少なくないのであります。このきわめて不安定な状態にあるときに、財政面に對して法律的に何らかの措置を講ずべきである。

第三は、私立学校について、私立大学のごとき広大な規模と複雑な内容を持つものと、幼稚園のごとき簡単な機構と内容とで運営されるものとを同一の法によつて規定し、その両者に適切を欠くことがあつてはならない。

以上の点に留意して本法案を検討したのであります。第一の点でありまして、私立学校が持つ特殊性の伝統を生かすために、その自主性を確立する点におきましては、本法案は、その公共性と自主性の点において明瞭を欠いておるのであります。私学は、私学の現状に立ちまして、やむを得ざるものを感じたのであります。これは審議会の運営等によつて万全を期して行くべきであると信ずるのであります。従つて、審議会の機構、運営の方法等をより民主的ならしめるよう、その権限に對してもさらに検討を加えるべきであると信ずるのであります。さらに経営の組織、すなわち法人の機関の構成及び権限におきまして同じであります。

第二の点であります。本法案は、私立学校に對して、国または地方公共団

体が補助、貸付等の助成を行い得ることを明確にいたしております。また免税の措置が講ぜられておりますが、これは私立学校の現状に對して最も適切な配慮であり、さらに将来において私立学校に對するその重要性を表明しておる点といたしまして、まことに當を得ておると存じます。しかしながら、計上されるところの補助の実際はまことに少額でありまして、この点、私たちは不満に存しております。さらに、助成方法の規定と同時に、公の支配に属する性格が決定されておりますが、将来これが強く取上げられま

す。私学の特殊性はそのために危険に陥ることが考えられるのであります。将来政府はこの点十分に留意して、助成とか、あるいは免税等の権限によつて私学本来のものを阻害することのないように注意すべきであります。

第三の点におきましては、本法案が非常に不備であることを私は感じます。これによつて起るものの障害を思いますと、前に幾たびか述べられましたように、やはり文部大臣に對して、この点すみやかに近い将来に對して何とか考慮してほしい、こういうことを強く要望するものであります。文部大臣も、委員会におきまして、この法案によつては確かに満足しておられない。近い将来において何とか措置することをお願いするので、われ

われは一応了承しておるのであります。前にも申しましたように、本法案の持つ使命は、私立学校に對するところの教育行政の根本をなすものでありまして、ひいては文化国家の基盤を確立する重大な意義を持つのであります。当事者の要望すに久しきものがある現下の情勢から判断するとき、すみやかなる設定が考慮されることが必要であります。

以上の希望をつけまして、本法案に對しまして賛意を表するものであります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長

の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員会理事八木一郎君。

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十三條の二を次のように改める。

第十三條の二 国庫は、昭和二十四年度及び昭和二十五年度において、農業共済組合の組合員の支拂うべき畜産共済に係る共済掛金のうち、共済金額を都道府県別に合計した金額に左の率を合計したものを乗じて得た金額の合計に相当する金額を負担する。

一 当該都道府県の畜産共済に係る第七條第四項第一号に規定する通常共済掛金標準率から全都道府県の通常共済掛金標準率のうち最低のものを差し引いて得た率の八分の七

二 当該都道府県の畜産共済に係る第七條第四項第二号に規定する異常共済掛金標準率の八分の七

三 当該都道府県の畜産共済に係る第七條第四項第三号に規定する超異常共済掛金標準率

第十三條の二の次に次の二條を加える。

第十三條の三 国庫は、昭和二十四年度及び昭和二十五年度において農業共済組合の組合員の支拂うべき牛又は馬の死亡賠償共済に係る共済掛金のうち、第四百十四條第一項第一号の定款で定める最低の共済掛金の二分の一に相当する金額を負担する。

第十三條の四 前二條の負担金には、第十二條第二項及び第十三條の規定を準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第三條中「食糧管理特別会計ヨリノ受入金、農業災害補償法第十三條の二第一項ノ規定ニ依ル負担金を「一般会計及食糧管理特別会計ヨリノ受入金」に、(同法第十三條の二第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を(同法第十三條の四ニ

於テ準用スル場合ヲ含ム」に改め
る。

第四條中「家畜共済ニ関スル再
保險事業經營上ノ再保險料」の下
に「一般會計ヨリノ受入金、」を、
「同事業經營上ノ再保險金、」の下
に「農業災害補償法第十三條の四
ニ於テ準用スル同法第十三條ノ規
定ニ依ル交付金、」を加える。

農業災害補償法の一部を改正する法
律案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔八木一郎君登壇〕

○八木一郎君 たいま議題と相なり
ました、内閣提出、農林委員会付託に
かわります農業災害補償法の一部
を改正する法律案の、審議の経過並び
に結果の概要につき御報告申し上げま
す。

御承知のごとく、農業災害補償法は
第二国会において成立を見たものであ
りますが、今般經濟事情の変化に順応
し、本制度の円滑な運営を期するため、
大よそ次の二点を改正せんとするもの
であります。すなわち第一点は、畜産
共済にかかわる掛金のうち、約半額に
相当する金額は、従来製糸業者等が負
担し、その負担額を、生糸等の販売価
格の統制額に織り込んで消費者に転嫁
することになつていたのであります

が、本年の五月、蚕糸に關する統制の
全面的撤廃に伴い、かかる措置が実行
困難となりましたので、製糸業者等の
負担にかえまして、同額を国庫におい
て負担することにしたのであり、
第二点は、第五国会におきまして農業
災害補償法の一部が改正せられ、農業
共済組合の組合員の所有または管理す
る牛馬を、死亡、廢用共済に当然加入
せしめることとなりましたので、これ
ら牛馬の死亡、廢用共済にかかる共済
掛金の一部を国庫において負担するこ
ととするというのが、本改正法律案提
案理由の概要であります。

本法律案は、去る二十五日農林委員
会付託になりまして、本二十八日提案
理由の説明を聴取し、続いて質疑が行
われました。その際、民主自由党の足
立、原田西委員、民主党の小林委員、
社会党の井上委員、共産党の竹村委員、
新政協協議会の吉川委員よりそれぞ
れ質疑があり、これに対し、森農林大臣
その他政府委員より応答がありました
が、詳細は會議録に譲ることいたしま
す。
各委員ともに本法律案の趣旨に異議
はないところでありますので、討論を
省略して、ただちに表決に付しました
ところ、全会一致をもつて原案の通り
可決いたしました次第であります。
以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 他に御発言も
なければ、ただちに採決いたします。
本案は委員長報告の通り決するに御異
議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと
認めます。よつて本案は委員長報告の
通り可決いたしました。(拍手)

所得税法の臨時特例等に関する法
律案(内閣提出)

物品税法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

織物消費税法等を廃止する法律
案(内閣提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動
議を提出いたします。すなわち、内閣

提出、所得税法の臨時特例等に関する
法律案、物品税法の一部を改正する法
律案及び織物消費税法等を廃止する法
律案の三案を一括議題となし、この際
委員長の報告を求め、その審議を進め
られんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議
に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと
認めます。よつて日程は追加せられま
した。

所得税法の臨時特例等に関する法律
案、物品税法の一部を改正する法律案、
織物消費税法等を廃止する法律案、右
三案を一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。大蔵委員長
川野芳満君。

所得税法の臨時特例等に関する法
律案

所得税法の臨時特例等に関する法
律

(所得税法の特例)

第一條 昭和二十五年一月一日から

同年三月三十一日までの支給に係る
所得税法(昭和二十二年法律第二
十七号)第九條第一項第四号に規定
する給與(賞與及び賞與の性質を有
する給與を除く。)に対する同法第三
十八條第一項第一号から第三号ま
での規定による所得税の源泉徴収
については、その給與の金額並びに
申告された扶養親族の有無及びそ
の致に依り、同項に規定する同法別
表第二の月額表甲欄又は日額表甲
欄に掲げる税額から、この法律の別
表(所得税源泉徴収額控除額表)の
第一月額表又は第二日額表に掲げ
る金額を控除した税額による。この

場合において、給與の支給期が毎
週と定められているとき、又は給
與の支給期間が週の整数倍の期間
により定められているときは、その
給與の日割額並びに申告された扶
養親族の有無及びその致に依り、所
得税法別表第二の日額表甲欄に掲
げる税額からこの法律の別表(所
得税源泉徴収額控除額表)の第二
日額表に掲げる金額を控除した税
額に七倍又はその整数倍を乗じて
計算した税額による。

(帳簿の整備)

第二條 政府は、課税の適正化に資
するため、法人又は所得税法第九
條第一項第六号若しくは第九号に
規定する山林所得若しくは事業等
所得を有する個人の所得の計算に
關して備え付ける帳簿について、
その記載事項その他必要な事項を
定めることができる。

2 前項に規定する帳簿を備え付け
る者は、命令の定めるところによ
り、昭和二十五年一月三十一日ま
でに政府は届け出なければならな
い。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

別表 所得税源泉徴収額控除額表

第一月額表

その月の 給與の金額		扶 養 親 族 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	控 除 金 額										
円	円	全 額	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
2,300	円未満											
2,300	2,400	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,400	2,600	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,600	2,800	65	全 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,800	3,000	60	全 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,000	3,200	55	全 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,200	3,400	50	全 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,400	3,600	45	95	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,600	3,800	35	85	全 額	0	0	0	0	0	0	0	0
3,800	4,000	30	80	全 額	0	0	0	0	0	0	0	0
4,000	4,500	30	80	全 額	0	0	0	0	0	0	0	0
4,500	5,000	35	85	135	全 額	0	0	0	0	0	0	0
5,000	5,500	40	90	140	全 額	全 額	0	0	0	0	0	0
5,500	6,000	45	95	145	全 額	全 額	0	0	0	0	0	0
6,000	6,500	45	95	145	195	全 額	全 額	0	0	0	0	0
6,500	7,000	65	115	165	215	全 額	全 額	全 額	0	0	0	0
7,000	7,500	80	135	185	235	285	全 額	全 額	全 額	0	0	0
7,500	8,000	80	160	210	260	310	全 額	全 額	全 額	0	0	0
8,000	8,500	80	180	230	280	330	380	全 額	全 額	全 額	0	0
8,500	9,000	80	180	255	305	355	405	全 額	全 額	全 額	全 額	0
9,000	9,500	80	180	275	325	375	425	475	全 額	全 額	全 額	全 額
9,500	10,000	85	185	285	350	400	450	500	全 額	全 額	全 額	全 額
10,000	11,000	80	200	300	395	445	495	545	635	全 額	全 額	全 額
11,000	12,000	75	220	340	440	525	575	625	675	765	全 額	全 額
12,000	13,000	25	215	365	475	575	660	710	760	810	820	全 額
13,000	14,000	55	255	420	570	675	775	850	900	950	1,000	990
14,000	15,000	110	340	540	700	850	950	1,050	1,120	1,170	1,220	1,270
15,000	16,000	150	400	625	825	980	1,125	1,225	1,325	1,390	1,440	1,490
16,000	17,000	190	440	690	910	1,110	1,260	1,400	1,500	1,600	1,660	1,710
17,000	18,000	180	470	720	970	1,190	1,390	1,540	1,670	1,770	1,870	1,930
18,000	19,000	180	480	775	1,020	1,270	1,490	1,690	1,840	1,970	2,070	2,170
19,000	20,000	180	480	780	1,070	1,320	1,570	1,790	1,990	2,140	2,270	2,370
20,000	21,000	170	480	780	1,080	1,370	1,620	1,870	2,090	2,290	2,440	2,570
21,000	22,100	145	480	780	1,080	1,380	1,675	1,920	2,170	2,390	2,590	2,740
22,100		145	495	835	1,135	1,435	1,735	2,030	2,280	2,530	2,750	2,950

第二 日 額 表

そ の 日 の 給 與 の 金 の 額		扶 養 親 族 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	控 除 金 額										
円 80	円 未 満	全 額	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
80	100	2	全 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100	125	2	全 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
125	150	1	3	全 額	0	0	0	0	0	0	0	0
150	175	2	4	全 額	全 額	0	0	0	0	0	0	0
175	200	1	3	5	全 額	全 額	0	0	0	0	0	0
200	225	2	4	5	7	全 額	全 額	0	0	0	0	0
225	250	2	4	6	8	全 額	全 額	全 額	0	0	0	0
250	275	3	6	7	9	11	全 額	全 額	全 額	0	0	0
275	300	2	6	8	10	12	13	全 額	全 額	全 額	全 額	0
300	325	3	6	9	11	13	15	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額
325	350	3	7	10	13	15	16	18	全 額	全 額	全 額	全 額
350	375	2	7	10	14	16	18	20	21	全 額	全 額	全 額
375	400	2	8	12	15	19	20	22	24	全 額	全 額	全 額
400	425	2	8	13	17	20	23	25	26	28	全 額	全 額
425	450	1	8	13	18	22	25	27	29	31	33	全 額
450	475	2	9	15	21	25	28	32	33	35	37	全 額
475	500	3	11	18	24	29	33	36	39	41	43	44
500	525	5	14	21	28	33	38	42	45	47	49	51
525	550	6	15	24	30	37	42	46	50	53	55	56
550	575	6	15	23	31	38	44	49	53	56	59	61
575	600	5	15	24	32	40	47	52	57	60	64	66
600	625	7	17	27	35	44	51	58	63	67	71	74
625	650	7	17	27	36	45	53	60	66	71	75	79
650	675	5	16	26	36	45	54	61	68	74	79	83
675	700	5	15	26	36	46	55	63	71	77	83	87
700	725	6	17	27	38	48	58	66	75	82	88	93
725	750	5	17	28	38	49	59	68	77	85	92	98
750	770	5	17	29	39	50	60	70	79	87	95	102
770		6	18	30	41	52	62	72	82	90	99	106

所得税法の臨時特例等に関する法律案
案内閣提出) に関する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

物品税法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律

物品税法(昭和十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項第一種甲類第四号を削り、同類第五号を同類第四号とし、以下同類第九号までを一号ずつ繰り上げ、同類第十号中「第三十七号」を「第四十一号」に改め、同号を同類第九号とし、同種乙類第十一号を同類第十号とし、以下同類第十七号までを一

号ずつ繰り上げ、同類第十八号から同類第二十号までを削り、同種丙類、丁類及び戊類を次のように改める。

丙類

十七 楽器、同部分品及附属品

品

十八 喫煙用ライター及電気マツチ

十九 化粧品但シ第三十五号ニ掲グルモノヲ除ク

二十 写真用ノ乾板、フィルム及感光紙

二十一 蓄音器用ノレコード及針

二十二 扇風機及同部分品

二十三 暖房用ノ電気、瓦斯又は液体燃料ストーブ

二十四 冷蔵庫及同部分品

二十五 電気器具、瓦斯器具及液体燃料器具

二十六 煙火類但シ第四十五号ニ掲グルモノヲ除ク

二十七 薫物及線香類

二十八 グルタミン酸ソーダヲ主成分トスル調味料

二十九 室内裝飾用品

三十 囲碁及将棋用具

三十一 貴金屬ヲ鍍シ又ハ張りタル製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ

三十二 釣燈籠並ニ茶道、香道及華道用具

三十三 釣用具類

三十四 乗用自動車但シ第六十号ニ掲グルモノヲ除ク

三十五 化粧クリーム、頭髮用ノ油及煉油並ニ染毛料

三十六 金庫

三十七 大理石、大理石ニ類スル裝飾用石材及之ヲ原料トスル擬石並ニ陶磁器製タイル

三十八 喫煙用具

三十九 紅茶、烏龍茶、包種茶、コーヒー、ココア及其ノ代用物並ニ碾茶

四十 嗜好飲料但シ第二種第五号ニ掲グルモノ及酒稅ヲ課セラルモノヲ除ク

四十一 犬毛皮、猫毛皮、兔毛皮、羊毛皮、ムササビ毛皮、牛毛皮及同製品

四十二 皮革製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ

四十三 照明器具

四十四 靴及トランク類

四十五 飾物、玩具及搖籃並ニ遊戲具、乳母車類、同部分品及附属品

四十六 時計及同部分品

四十七 鉄瓶並ニ漆器、陶磁器及硝子製器具ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ

四十八 文房具但シ第六十六号ニ掲グルモノヲ除ク

四十九 身辺用細貨類及化粧用具

五十 幻燈機、実物投影機及同ケース

五十一 絵葉書、觀賞用ノ写真及印刷物類

五十二 帽子、杖及鞭

五十三 家具

五十四 旗、幟類、襦袢及化粧廻並ニ裝飾用及調度用織維製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ

五十五 運動具

五十六 ラジオ聴取機及同部分品

五十七 受信用真空管、マイクロホン、拡声用増幅器及拡声器

五十八 魔法瓶及同部分品

五十九 電球類

六十 小型乗用自動車、乗用自動車三輪車及自動自転車

六十一 食品加工料

六十二 敷物類

六十三 扇子、団扇及カレンダー

六十四 箴及提灯類

六十五 携行用及自転車用ノ電灯並ニ同ケース、電池及発電器

六十六 万年筆、万年筆用ペン先、万年筆軸、シャープペンシル、万年筆入及シャー

六十七 ミシン及同部分品並ニアイロン及裁縫用鐵

六十八 安全剃刀

六十九 板硝子

七十 紙及セロファン

七十一 滋養強壯剤及口中剤

七十二 書画及骨董

同項第二種第五号を次のように改める。

五 清涼飲料

同條第二項を次のように改める。

甲類ニ該当スル物品ニシテ乙類、丙類、丁類、戊類又ハ己類ノ何レカニ該当スルモノハ之ヲ甲類トシ

乙類ニ該当スル物品ニシテ丙類、丁類、戊類又ハ己類ノ何レカニ該

当スルモノハ之ヲ乙類トシ丙類ニ

該当スル物品ニシテ丁類、戊類又

ハ己類ノ何レカニ該当スルモノハ

之ヲ丙類トシ丁類ニ該当スル物品

ニシテ戊類又ハ己類ノ何レカニ該

当スルモノハ之ヲ丁類トシ戊類ニ

該当スル物品ニシテ己類ニ該当ス

ルモノハ之ヲ戊類トス

第二條を次のように改める。

第二條 物品税ノ稅率左ノ如シ

第一種

甲類 物品ノ價格ノ百分ノ七十

乙類 物品ノ価格ノ百分ノ六十
丙類 物品ノ価格ノ百分ノ五十
丁類 物品ノ価格ノ百分ノ三十
戊類 物品ノ価格ノ百分ノ二十
己類 物品ノ価格ノ百分ノ十

第二種

一 燐寸

千本ニ付 二円

二 飴、葡萄酒及麦芽糖

百斤ニ付 千五百円

三 サツカリン及ツルチン

一匁ニ付 三千円

四 蜂蜜

百斤ニ付 千五百円

五 清涼飲料

イ 玉ラムネ燐寸ノモノ

一石ニ付 三千円

ロ 其ノ他ノ燐寸ノモノ

一石ニ付 五千円

ハ 燐寸以外ノモノ

炭酸瓦斯使用量一匁ニ付

千五百円

第三條中「第一種第九十一号」を

「第一種第七十二号」に改める。

第四條中「移出セラレタル物品ノ

価格又ハ数量」の下に「(第二種第五号

ニ掲グル燐寸以外ノ清涼飲料ニ付テ

ハ製造場ヨリ移出セラレタル清涼飲

料ニ使用セラレタル炭酸瓦斯ノ量」

を加え、「第一種第九十一号」を「第

一種第七十二号」に改める。

第五條中「第一種第九十一号」を

「第一種第七十二号」に改める。

第六條第一項の次に次の一項を加

える。

天然ニ湧出スル液体ニシテ炭酸瓦

斯ヲ含有スルモノヲ飲用ニ供シ又

ハ清涼飲料トスル目的ヲ以テ之ヲ

加工シ若ハ容器ニ充填スルトキハ

之ヲ第二種第五号ニ掲グル玉ラム

ネ燐寸以外ノ燐寸ノ清涼飲料ノ製

造ト看做ス

同條第二項中「第一種第九十一号」

を「第一種第七十二号」に改める。

第七條を次のように改める。

第七條 第一種又ハ第二種ノ物品

(第一種第七十二号ニ掲グル物品

ヲ除ク)ガ左ノ各号ノ一ニ該當ス

ル場合ニ於テハ之ヲ製造場ヨリ移

出シタルモノト看做ス

一 製造場内ニ於テ使用又ハ消費

セラレタルトキ但シ蜂蜜ガ蜂ノ

飼育用ニ供セラレタルトキヲ除

ク

二 製造場内ニ現存スルモノ公売

セラレタルトキ

三 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製

造ヲ廃止シタル場合ニ於テ製造

場内ニ現存スルトキ

第八條第一項中「第九十一号」を

「第七十二号」に、「其ノ品名毎ニ數

量ヲ」を「其ノ品名毎ニ數量(第二種

第五号ニ掲グル燐寸以外ノ清涼飲料

ニ付テハ炭酸瓦斯使用量」ヲ」に改

め、同項に次の但書を加える。

但シ前條第二号又ハ第三号ニ該當

スル場合ニ於テハ其ノ移出シ又ハ

同條ノ規定ニ依リ移出シタルモノ

ト看做サレタル第一種又ハ第二種

ノ物品(第一種第七十二号ニ掲グ

ル物品ヲ除ク)ニ付直ニ申告書ヲ

提出スベシ

第九條中「第九十一号」を「第七十

二号」に改める。

第十條第一項中「翌月末日迄」を

「翌々月末日迄」に改め、同項の次に

次の一項を加える。

第八條第一項但書ノ場合ニ於テハ

前項本文ノ規定ニ拘ラズ直ニ其ノ

物品税ヲ徴收ス

同條第二項中「命令ノ定ムル所ニ

依リ」の上に「前項ノ場合ヲ除クノ

外を加え、「第一種第九十一号」を

「第一種第七十二号」に改める。

第十一條第一項、第十二條第一項

第一号、第十五條、第十六條第二項及

び第十六條ノ二中「第一種第九十一

号」を「第一種第七十二号」に改める。

第十七條ノ三を削る。

第十八條を次のように改める。

第十八條 左ノ各号ノ一ニ該當スル

者ハ五年以下ノ懲役若ハ五十万円

以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

一 政府ニ申告セズシテ第一種第

七十二号ニ掲グル物品ノ小売業

ヲ営ミ又ハ第一種若ハ第二種ノ

物品(第一種第七十二号ニ掲グ

ル物品ヲ除ク)ヲ製造シタル者

二 詐偽其ノ他不正ノ行為ヲ以テ

物品税ヲ連脱シ又ハ其ノ連脱ヲ

図リタル者

前項ノ犯罪ニ係ル物品ニ對スル物

品税相當額ノ十倍ガ五十万円ヲ超

エルトキハ情状ニ因リ同項ノ罰金

ハ五十万円ヲ超エ當該相當額ノ十

倍以下ト為スコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ物

品税ヲ徴收ス

第二十條第一号中「規定ニ依ル帳

簿」の下に「ヲ備ヘズ、其を加える。

第二十一條中「第十七條ノ三第一

項又ハ」を削り、同條中「第十七條ノ

三第二項又ハ第十八條第二項ノ場合

ニ於テ懲役ノ刑ニ処スルトキハ」を

「懲役ノ刑ニ処スル場合又ハ懲役及

罰金ヲ併科スル場合ニ於ケル懲役刑

ニ付テハ」に改める。

第二十二條中「第十七條ノ三」を

「第十八條」に改める。

第二十二條の次に次の一條を加え

る。

第二十二條ノ二 第十六條、第十七

條及第二十條乃至前條ノ規定ハ販

売ノ目的ヲ以テ炭酸瓦斯ヲ製造ス

ル者又ハ炭酸瓦斯ヲ販売スル者ニ

付テ之ヲ準用ス

第二十五條中「第九十一号」を「第

七十二号」に、「若ハ蜂蜜」を「、蜂蜜

若ハ清涼飲料」に改める。

附則

1 この法律中物品税法第十條第一

項の改正規定は、昭和二十五年四

月一日から、その他の規定は、昭

和二十五年一月一日から施行す

る。

2 この法律施行前に課した、又は

課すべきであつた物品税について

は、なお従前の例による。

3 この法律施行前から引き続いて

物品税法第一條の改正規定により

新たに物品税を課することとなつ

た第一種の物品を製造する者は、

この法律施行後一月以内にその旨

を所轄税務署に申告しなければなら

ない。

4 前項の規定により所轄税務署に

申告する者は、その製造場及び製造している物品の品名並びにその住所及び氏名又は名称を記載した申告書に、この法律施行前から引き続いて物品税法第一條の改正規定により新たに物品税を課することとなつた第一種の物品を製造する事実をあわせ記載して、これを提出しなければならない。

5 前二項の規定により申告した者は、この法律施行の日において物品税法第十五條の規定により申告した者とみなす。

6 清涼飲料税法（大正十五年法律第十六号）第十條ノ二の規定により申告した者でこの法律施行の際清涼飲料を製造するものは、この法律施行の日において、物品税法第十五條の規定により申告した者とみなす。

7 この法律施行前に製造場に戻入し、又は製造場外から移入した清涼飲料をこの法律施行後に製造場から移出した場合においては、物品税法第四條の規定にかかわらず、物品税を徴収しない。

8 この法律の施行前にした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

物品税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書（都合により最終号の附録に掲載）

織物消費税法等を廃止する法律案（織物消費税法等を廃止する法律案左に掲げる法律は、廃止する。）

織物消費税法（明治四十三年法律第七号）
清涼飲料税法（大正十五年法律第十六号）
取引高税法（昭和二十三年法律第八号）

附 則
1 この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。

2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた織物消費税及び清涼飲料税については、なお従前の例による。

3 この法律施行前に取引金額を受領した取引に係る取引高税については、なお従前の例による。

4 この法律施行前に消費税を納付した織物又はこれをもつて製造した物品をこの法律施行の日から起算して三月を経過した日までに輸出した場合においては、旧織物消費

税法第三條第二項の規定は、当該織物又は物品について、この法律施行後においてもなおその効力を有する。

5 この法律施行前に旧清涼飲料税法第八條第一項の規定に該当して清涼飲料税を納付しないで製造場から移出した清涼飲料については、同條第二項及び第三項並びに第九條の規定は、この法律施行後においてもなおその効力を有する。

6 砂糖消費税、織物消費税等の徴収に関する法律（明治四十四年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。
次の題名を附する。
酒税等ノ徴収ニ関スル法律
第二條中「織物消費税法、」を削る。

第三條中「織物消費税法、」及び「織物、」を削る。
災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。
第八條及び第九條中「酒税、清涼飲料税、物品税及び取引高税」を「酒税及び物品税」に改める。

8 附則第二項に規定する清涼飲料税又は附則第三項に規定する取引高税の納税義務者に対しては、改正前の災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律第八條及び第九條の規定は、なおその効力を有する。

9 印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
第一條第一項中「若しくは取引高税法（昭和二十三年法律第八号）第十一條但書の規定により現金を政府に支拂つて交付を受ける取引高税証紙」を削り、「これらに」を「これ」に改め、「若しくは表示」を削る。

10 この法律施行前にした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

織物消費税法等を廃止する法律案（内閣提出）に関する報告書（都合により最終号の附録に掲載）

〔川野芳満君登壇〕
○川野芳満君 たいだいま議題となりました所得税法の臨時特例等に関する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、織物消費税法等を廃止する法律案

に関して、大蔵委員会の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

この三法案は、本月十五日大蔵委員会に付託せられ、十七日、まず大蔵大臣からその提案理由の説明を聴取いたしました。大蔵大臣の説明によれば、昭和二十五年を期して、さきに発表を見たシャウブ税制使節団の報告の基本原則を尊重し、さらにこれに適當と認められる調整を加えて、現下のわが国財政経済の災情に即応した國税及び地方税を通ずる税制の全面的改正を行い、國民の租税負担の軽減、合理化をはかるために、政府は全面的税制改正案を目下検討中であるが、今回補正予算の編成に際し、右税制改正の一環として、租税負担の軽減及び適正化に資するため、まず間接税について、運賃、物価の改訂等の関係を考慮して、昭和二十五年一月一日を期し織物消費税及び取引高税を廃止し、あわせて物品税について一部改正を行い、清涼飲料税を物品税に統合するとともに、給與所得に対する所得税の源泉徴収について、明年一月より三月に至る間の暫定的軽減を行わんとするものであります。

まず織物消費税法等を廃止する法律

案においては、織物消費税及び取引高税を、その性質及び歳出の状況にかんがみて、明年一月一日よりこれを廃止するとともに、物品税中に統合するために清涼飲料税をも廃止することを規定し、これらに対する経過規定をも定めるものであります。

次に物品税法の一部を改正する法律案においては、課税物品相互間の均衡等を考慮し、必需品の色彩の濃厚な物品及び主として事務用に供せられる物品等に対する課税を廃止し、奢侈的性質の比較的少ない物品に対する税率を引下げ、及び現在あまりに高率に過ぎると認められる第一種甲類及び乙類の税率を引下げるとともに、また清涼飲料税の税率を引下げて物品税中に統合し、じゅうたん、窓飾り等、高級装飾用、調度用の繊維製品を、物品税の課税物品として追加せんとするものであります。また取引の事情にかんがみて、納期を一箇月延長せんとするものであります。

次に所得税法の臨時特例等に関する法律案におきましては、とりあえず昭和二十五年一月一日から三月三十一日までの支給にかかる給與に対する所得税の源泉徴収について、およそシャープ勧告による控除及び税率を基準として暫

定の軽減を行わんがため特例を設けんとするものであり、これがため給與の金額及び扶養親族の有無及び致に依じて、源泉徴収表に掲ぐる税額から一定額を控除せんとするものであります。

なおまた申告所得税の課税の適正化をはかるため、正確な帳簿の記載に基づく青色申告書の制度の実施を考慮し、その準備のため、法人または事業所得を有する個人の所得の計算に關して政府が記載事項を定めることとし、右の帳簿を備えつける者は、昭和二十五年一月三十一日までに政府に届け出るべき旨を定めんとするものであります。

なお、今回の税制改正による減収額については、源泉徴収の所得税において約五十六億六千六百万円、物品税において約二十三億八千八百万円、織物消費税において約二十五億九千二百百万円、取引高税において約九十二億五千六百万円、清涼飲料税において約一億七百万円でありまして、合計約二百億二百万円を推定し、予算算定に組み入れられてゐるのであります。

この三法律案に關して、大蔵委員会は、十八日より二十二日に至る間、四回にわたり委員会を開き、政府側に対して質疑を行い、また二十一日公聴会を開く等、慎重審議を続けました。こ

の質疑応答及び公述の詳細に關しては會議録を参照願うとして、その間に於いて特に重要と認められる数点について、要約御報告申し上げます。

まず所得税臨時特例について、今次の改正では、給與所得のみ軽減し、農業所得について軽減してゐないのは何ゆゑか、シャープ勧告による本年十月以降の農業所得者等に対する勤労控除は行われぬのかとの質問に對して、大蔵大臣及び政府委員から、勤労所得税は月々納付するが、申告所得税は、明年一月以降分は六月に申告し納付するものであるから、申告所得分については次の国会で改正して十分間に合

う、農業所得等に対する本年内の減税はこれをとりやめ、明年一月から申告源泉ともに出足をそろえて均衡をはかりたい、これはシャープ勧告を変更したものであるとの答弁がありました。

次に、所得税の累進率を三十万円超五五%と定めることは、税法の建前から妥当と考えるかとの問に對して、大蔵大臣は、所得に対する課税率の限界は七五%程度にとどめるべきである、従つて、住民税等を考えると、所得税率最高五五%は適當である、しかし、三十万円で五五%にするのがよいのか、百万円で五五%にするのがよい

か、百万円以上との所得者はさらにには、三十万円以上の所得者はさらににはないから、今の状況では五五%負担してもらわねばならぬとの答弁をいたされ

は、税収の關係もあり、検討中であるが、三十万円以上の所得者はさらににはないから、今の状況では五五%負担してもらわねばならぬとの答弁をいたされ

ました。また、勤労控除二五%を一〇%に減らしたのは不當ではないかとの問に對しては、大蔵大臣から、これは農業者等に対しては勤労控除を認めんとする關係からであるが、二五%を一〇%とするのは急に過ぎるくらいがある、財政が許せば、経過的にはこれを緩和したい、次回の減税においては、まず勤労控除によつて減税し、これを一五%くらいにしたいとの答弁がありました。

次に、本格的改正案はいつ提出するか、今回の所得税の暫定軽減における原則は、来るべき改正において動くか動かないかとの問に對しては、本格的改正については、ただいま検討中であるが、できるだけ早く来年度予算と同時に提出する所得税については、来年度はシャープ案及び今次の暫定措置よりさらに軽減する、なお勤労所得の合算制の廃止、医療及び災害控除、扶養親族の拡張はこれを実現したい、その実現は困難ではないかと思ふとの答弁がありました。

次に帳簿制度と青色申告について

は、すでに各地において協同組合等で帳簿を準備している事情であるが、帳簿の記載事項、様式等について早く明らかにせられたいとの要望に對して、政府委員は、できるだけ早く政令で定める。政令では、これだけの事項は必ず記載すべしということきめ、様式等については、各業態ごとに、既存のものにのつとて行く旨を明らかにし、また記帳能力不足の現状において、青色申告の法的効力をどうするかとの質問に對し、法的効力は次の本格的税制改正の際に、更正決定に關しては、シャープ勧告の線は動かさないが、減価償却及び繰越し欠損については、事情に沿うよう研究する旨の答弁がありました。

次に物品税に關しては、実用品で課税品目から抜けていないものもあり、なお不備である、近き将来改廃するか、また近き将来とはいつかとの問に對して、予算の關係もあり、今後事情に即して改廃するが、今回の改正は次の通常国会においてなすべき減税を繰上げて実行したものである、従つて、次の通常国会には大きな期待は持てない旨の答弁がありました。

また織物消費税については、現下の取引の事情にかんがみて、十二月一日

より一〇%まで軽減することはできぬかとの質問に対して、政府委員より、
税収の関係もあり、むずかしい旨の答弁がありました。

最後に、今次減税と物価改訂の関連について、貨物運賃、主食の値上げ、補給金廃止による値上りによつて、実質上減税とはならぬではないかとの間に對し、大蔵大臣より、米価、運賃が上つても、相当生計費は楽になる、補給金廃止によつても、一般物価水準は大して影響はない。減税で相殺できる旨の意見が述べられました。

次に、公聴会における公述人の意見の概要を御報告申し上げます。まず全国指導農業協同組合連合会農政部長平尾卯二郎氏は、シャウプ勧告においては、本年十月以降、農業者に対する勤労控除が認められていないにかかわらず、今回の臨時特例において、まったく認められていない点が不満であること、及び帳簿様式に關して、どんな農民にも記帳し得るような簡単なものを望む等の意見の開陳があり、絹人絹織物商協会専務理事沼田義雄氏は、織物消費税及びメリヤスに対する物品税について、現下の取引停滞と価格の混乱等の実情を指摘し、十二月一日よりの緊急実施を希望し、あわせて同税が消

費税たる性質を考慮し、実施に際しては、納税済みストックについて、納入済み税額を交付金として返還すべき旨を要望せられ、全国財務労働組合中央執行委員徳島米三郎氏は、今次所得税臨時特例は、シャウプ税制そのままであるがゆえに、勤労者に対する恩恵が不十分である旨を述べ、また合理的税制なくしては青色申告も十分な効果を上げがたい旨を指摘し、最後に労働調査協議会の永野順造氏は、国民生活の事情から見て、勤労所得税は事実上増税である旨の意見の開陳がありました。

かくして、二十二日質疑を打ち切り、本日討論採決に入りました。まず塚田委員は、民主自由党を代表して三法案に賛成の意を表せられ、次に川島委員は日本社会党を代表して、所得税臨時特例及び物品税法改正に關しては反對、織物消費税等廃止法案に關しては賛成の意を表せられ、宮腰委員は民主党野党派を代表して、所得税臨時特例に關しては反對、他の二法案に關しては賛成の意を表せられ、林委員は日本共産党を代表して、所得税及び物品税法の改正に關しては反對、織物消費税等廃止法案には賛成の旨を述べられ、内藤委員は新政協議會を代表して、所得税の臨時特例に關しては反對、他の

二法律案に關しては賛成の旨討論せられました。

以上で討論を終局し、採決に入りましたところ、所得税法の臨時特例等に関する法律案については起立多数をもつて可決、物品税法の一部を改正する法律案については起立多数をもつて可決、織物消費税法等を廃止する法律案については、起立総員、原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 本案については討論の通告があります。これを許します。川島金次君。

○大蔵大臣はどうした「大蔵大臣が来るまでやるな」と呼ぶ者あり」

○議長(幣原喜重郎君) 大蔵大臣は間もなく来られるということでありまして、まだ見えておりませんが、しかし次官が参つておりますから……。間もなく来られるのでありますから……。

(川島金次君登壇)

○川島金次君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま上程になりました所得税法の臨時特例等に関する法律案について、まず反對の意見を表明せんとするものであります。(わかつておる、簡単にやれ」と呼ぶ者あり)簡単にには行かない。

およそ税制の体系というものは、現在日本の経済の事態に即して、資本と労働——この資本と労働との関係において適切均衡を得ることが第一の要件でなければなりません。第二は、経済の安定と復興とは、国内労働生産力の高揚が前提とならなければなりません。従つて、高額所得者と零細所得者、言いかえれば、生産に直接間接に携わつております勤労大衆の税は、なるべく減税をいたし、あわせて一方における高額所得者に対しましては、日本経済の安定のために累進的な負担を要求するという建前で打立てべきであらうと、私は確信するのであります。しかるに、今回政府が提案いたして参りました所得税臨時特例法の内容を一瞥いたしますと、あたかも先般来朝せられましたシャウプ使節団の勧告そのまゝの一部を採用いたしましたにすぎないのであります。これを言いかえれば、シャウプ勧告という配給品の一部を、そのまま政府は能くなく国民の前に取次いだ、ということにはかならないのであります。

民自党は、かつて総選挙に、選挙虎の巻の中で所得税の大幅軽減をば強調し、多くの候補者及び候補者をめぐる

院外団の人々にこれを国民の前に強調せしめ公約をいたして参つたのであります。さらに政府もまた、日本の国民経済の事態に照して、ことに勤労大衆の生計の事態に即して、零細所得階級の大規模な税の軽減をば約束いたしましたのであります。しかるにもかかわらず、今日政府が上程して参りました税法は、ただいま申し上げたように、單なるシャウプ勧告の、いわば配給品をそのまま国民に取次いだにすぎないのみならず、現下の勤労大衆の生計の事態をば、まったく無視、蹂躪したというにはかならない形になつておるのであります。

一例を申し上げるならば、池田大蔵大臣は、日本の経済は今や安定の域に達し、ことに勤労大衆の實質的賃金はようやく向上して参つたと言明しておるのであります。その事實は、まったくその交際とは雲泥の差があることを、私は一例をあげて申し上げたいのであります。

今日の勤労大衆の生計は、昨年十二月、公務員を中心とする六千三百円ベースがぐきづつになつて今日に参つておることは、言うまでもありません。さらには、民間産業のおよそたいいては、これまた企業の合理化の名に隠

れて労働賃金のくぎづけをいたしておることも、これまた争うべからざる事実であります。しかるに、一方における労働階級のエンゲル係数において占めざる食糧費は、いまなお六二％という著しき高率でありますこと

は、安本の調査がこれを表明いたしておるのであります。さらにまた最近においては、すなわち米価の改訂、補給金の削減等により必然的にもたらします独占商品価格の上昇、あるいはまた運賃の大幅の値上げによりまして、これがことに労働大衆の生計費にいか

なるはね返りを示すかということについて、最近これまた経済安定本部が公表いたしました係数によれば、政府はシャウプ勧告によつて、かりに労働大衆の減税を行ひしても、この値上りによつて労働大衆の生計費にはね返るところの上昇率は、減税率を差引いても、なおかつ三・六％を上まわるであらうということを、政府自身が公表しておるのであります。

諸君、今日の全国都市における公益質庫というものは、私が言うまでもなく、働く労働階級の唯一の金融機関であるといわなければなりません。しかるに、私が最近調査をいたしました結果によりますと、この働く労働大衆の

唯一の頼みであり、唯一の生活の金融機関ともいふべきところの公益質庫の利用者百のうち、実に俸給生活者が八〇％に及んでおるといふこの事実

の一点だけ見ましても、政府は実質賃金が充実に、国民生活は安定いたしたと強弁いたしましたも、この事実こそは、いかに労働大衆、俸給生活者がその生計に窮乏を告げているかということとを、きわめて雄弁に物語るものであります。私は断言せざるを得ないのであります。(拍手)

さらに、私が最近これまた調査いたしましたものであります。私の知人である某が、最近某市において、しかも相当人口数の多い某都市において新聞社を設立するにあたり、その夕刊新聞の少年、青年の配達員を募集したのであります。ところが、わずか三十人の少年配達員の募集に對しまして、少年、青年にしてこの夕刊新聞の配達に応募いたしました者は、わずか十人足らず

の人口の都市において、実に三百数十名の多きに上つたのであります。しかもその三百数十名の多きに上つた少年新聞配達員の中の二〇％は一般無職階級の子弟、残る八〇％のうちの四〇％は、生活保護を受けているところの家庭の子弟でありました。さらにまた、

残る四〇％は実に俸給生活者の子弟であるということが判明いたしましたのであります。

諸君、今や労働階級は、その世帯主である主人公の俸給だけでは生計が支えられずして、その細君のアルバイト、あるいはまた本人の内職、さらにこれだけでは足らずして、ただいま申し上げましたごとくに、少年をして配達をさせなければならぬという、あの生活保護階級の子弟と同様な生活戦線をたどっているということは、この一事をもつても、きわめて明瞭である

と、私は断言するのであります。このような状態にありまする労働大衆の、きわめて困難な、著しき窮乏の生活は——白たびをはく宰相や、素封家に生れて育つて、とん／＼拍子で出世をして来た池田蔵相は、この逼迫した労働大衆の生活の実情は、よもや御存じなからうと私は考えるのであります。さらにまた、かくのごとき労働大衆の生計を無視いたしておりながら、一方においては、法人税の増税によつてわれ／＼一般所得減収の補填をするといふのが、今度の補正予算の主要であります。なるほど政府の説明するがごとく、一般所得税の軽減を法人所得税の増徴に求めたということは一応認め

るといたしましても、この法人税の増徴が、政府の予定よりはるかに上まわつて来たということは、法人税自体の企業努力ではなくして、法人に属する多くの従業員に当然値上げすべき賃金を抑圧し、言いかえれば、労働者の犠牲において法人税の増徴を求めたのであります。必ずしもわれ／＼は納得のできない点であるのであります。

以上申し上げましたごとく、今日の労働階級の現実的な生計というものがいかに困難と窮乏を告げているかということは、実に明瞭にわれ／＼は感知できるのであります。このようなときに際して、政府は基礎控除一万五千円を二万四千円、シャウプ勧告通りであります。扶養家族の控除は、千八百円が、所得税差引によつて一万二千円、それだけならいざ知らず、労働大衆が最も頼みの綱といたして参りました労働控除現行の二五％が、一挙にして一〇％に引下げられたというこの事実こそは、労働大衆の政府に対する反感と失望とをそそつたにはかならぬのであります。

この点につきましては、笑つておりまする民自党の諸君においても、民自党内の有力な税制に通じている幹部においてすらも、きわめて忿懣の意思を示しておることは事実であります。このような税制改正案の取次によつて事足りると考えておられるところの政府、並びにこの案に賛成をいたそうとするところの民自党の諸君の、労働大衆に対する理解がはたしてあるやなしやを、私は疑わざるを得ないのであります。

わが党は、この労働所得税に対する基本態度をいたしまして、働く労働大衆の最低生計費に對しては絶対に課税すべからずという基本的建前をもつて臨んでおるのであります。従つて、この基本的建前をいいたしまして、源泉徴収税に對しましては、基礎控除は現下の経済実情に照し、あわせて現下の財政ともならみ合せて、実行可能な最低限として、基礎控除は一箇年に四万円、扶養家族の控除に對しましては一箇年に一人二万円、さらに労働控除は現行二五％のすえ置き、さらに扶養家族の範囲の拡張及び基礎控除及び労働控除は、これまた労働所得者以外の中小企業及び農業所得者にもこれを適用するということ、われ／＼は主張して参つておるのであります。このことによつて、今や日本の経済の安定と復興に死力を盡している、あまね

く勤労大衆の最低生計費が辛うじて維持されるほどであり、このことによつてのみ勤労大衆の生産労働力は遺憾なく発揮されるであらうということを、われ／＼は確信しておるのであります。

この意味合いにおきまして、わが党におきましては、政府の所得税法の臨時特例等に関する法律案に對しましては絶対に反対の意を表明するものであります。(拍手)

第二の物品税につきましては、多くを申し上げることを差控えますが、要するに物品税の問題は、政府が言うところでありまして、生活の必需品に對しては、できるだけこれを廃止し、あるいは減税して、生活必需品以外の高級品または奢侈品に對しましては、できるだけの税をかけるという、すなわち負担能力の精神に一貫すべきであらうと私は思うのであります。しかるに、今度の物品税は、負担能力の一貫した精神がどこにあるかということに疑わざるを得ない改正案であるのであります。たとえば、従来生活必需品以外であつた……

(発言する者多し)
○議長(幣原喜重郎君) 靜肅に願います。

○川島金次君(總) 高級品や奢侈品の甲類は、従来は御承知のごとく一〇〇%の課税であり、乙類に對しましては八〇%の課税が現行であります。しかるに、今回の改正におきましては、われ／＼働く勤労階級には餘りゆかりもないところの高級品や、ぜいたく品の、現行一〇〇%、八〇%をば、この甲類の一〇〇%を八〇%に、乙類の八〇%を六〇%に、二〇%という高率な引下げをあわせて実施いたそうとしております。もし負担能力の精神から言いましたならば、甲類、乙類に屬する課税に對しましては、およそ現行でよろしいのである。甲類、乙類に對するところの課税を現行にすえ置いて、その乙類以外であるところのいわゆる生活必需品の品物に對しては、できるだけ課税を軽減し、できるだけこれを廃止する方向に行くことが、物品税の改正の精神でなければならぬのかかわらず、ただいま申し上げましたように、負担能力の精神に著しく欠けておるという点に、われ／＼は反対の意を表明せざるを得ないのであります。

さらにまた、第三の織物消費税及び取引高税の一月一日からの廃止の問題につきましては、われ／＼が過ぐる困

会において、第二次吉田内閣に對して、強力に国民の名においてこれを要求いたしました事柄でありますので、辛うじて今に至つて実現いたしましたことは、おそいことではございませんが、なきにまざる事柄であるということを考えまして、これに對しましては、わが党も賛意を表する次第であります。

○議長(幣原喜重郎君) 塚田十一郎君。

○塚田十一郎君 登壇

私は、日本民主自由党を代表いたしまして、ただいま議題となつておりますところの所得税法の臨時特例等に関する法律案外二法律案に對して賛成の討論をいたそうとするのであります。(拍手)

私どもが、これらの三つの法律案に對して賛成をいたしますところの根本の気持は、これら法案に盛り込まれておりますところの改革が、昭和二十四年度中においてわれ／＼が期待しておりましたところの改革として十分なものであるという意味においてではないといふことを、まず冒頭においてお断り申し上げます。しかしながら、審議の経過を通して、われ／＼

は、来るべき通常国会において、われわれの考えておるところの、なお残余の種々なる改革が十分に実現せられる見込みのあるものであるということを承認いたしましたので、これに賛成の意を表するわけでありす。(拍手)従つて私は、われ／＼が来るべき通常国会に——今後どのような改革案を希望いたしておるかということを上申上げて、討論の趣旨弁明にいたしたいと考へるのであります。

国民負担を軽減し、租税の負担を公平にするということが、今日の税制において最も重点を置かなければならぬ点であることは、申すまでもないのであります。その意味におきまして、今度の三法案に盛り込まれておる種々の改革は、必ずしも十分であるとは私どもも考えておりません。まず第一に、給與所得に對する減税措置についてでありすが、これらの減税措置は、諸君も御承知のように、シャウプ勧告に盛り込まれてある内容と合致いたしておるものであります。シャウプ勧告が、給與所得の減税についてこのような数字を示唆いたしましたのには、使節団の予定しておりましたところの予算のわくというものがあつたことは、申すまでもないのであります。つまり勧告は、昭和二十五年

度の所得税収入として二千八百八十億、これに富裕税収入の二十億を加えて、二千九百億というものを予定しておることは、諸君の御承知の通りであります。この前提に立つときに、初めてあのような減税案の内容が出て参るのであります。われ／＼は、これに對しては、所得税収入は、さらに国費の一段の節約と負担の均衡化、もつと率直に申し上げますならば、今日なお捕捉せられておらない部分の所得の捕捉度を向上することによつて十分収入財源を得て、一段の軽減ができるものであるという確信を持つておるのであります。(拍手)従つて、それに対して、二十五年以降におきましては、一段の所得税軽減というものを、給與所得、事業所得を含めまして行われたといふことを、強く政府に對して要望いたしておく次第であります。

次に事業所得税についてであります。事業所得税の勧告中に示唆いたしております、本年申における十、十一、十二の三箇月間の、年間を通じて三分七厘五毛程度の所得の特別控除を行へという勧告が、このたび実現せられなかつたのは、これまたわが党のきわめて遺憾といたしておるところであります。しかし、この点につきまし

て、ただいま川島議員よりいたしましたし、今度の改正案が給與所得に対して非常に薄かつたというような御批判であつたのでありますけれども、私どもは、遺憾ながらその点に対しては、まったく考え方を異にいたしておるものであります。私どもは、今日の所得税におきましては、給與所得と事業所得と、そのいずれの負担がより過重であるかということを考えます場合に、われわれは、事業所得の負担がはるかに過重であるということを申し上げたいと思ふのであります。(拍手)(二)でたためを言うなと呼ぶ者あり(一)に私の申し上げることがためでないかというところを、数字をもつて、ただいま御説明申し上げます。

東京都の事例で申し上げますならば、扶養家族三人を有しますところの家庭におきまして、一箇月間において約一万円の生活費、つまり、収入のうちから税金を差引きまして、手元に一箇月間一万円の所得が残ります例を想定いたします場合に、給與所得者は一箇月だけだけの所得があればいいか、また事業所得者は一箇月間にどれだけ

場合には、年額十五万円、月一万二千五百円の所得がある場合に、手元に一万円の所得が残るのであります。ところが、事業所得者の場合におきましては、年額三十万円の所得を上げない限りは、手元に月一万円の税引の残りが無いという数字が出ておるのであります。

この事實は、申すまでもなく給與所得に対しては二割五分の控除がある。事業所得に対しては、その控除がない。さらに事業所得に対しては、東京府の場合におきましては、事業税が約一割八分程度課税せられておる事實に由来するものであります。これらの事實が今まで存在いたしておりました理由は、もちろんいろいろ理由がありますが、その一つとして、しかも最も重要な一つといたしまして、事業所得の捕提が十分に行われな

いということが大きな原因となつておることは申すまでもない。しかし、皆さん方も御承知であられるように、今度の税制改革が行われま

制運営というものが行われない限りは、いかなる税制改革も結局成功いたさないものであります。もちろん、これを実施いたしますには相当な困難を伴うことは申すまでもないのでありますけれども、最大の努力を拂つて、その方向に税制の運営を持つて行く、こういう重大決意を待つのでなければなら

ないことは申すまでもない。このような考え方に立つときに、事業所得と給與所得の間に、今申し上げるような年額三十万円と年額十五万円との所得の開きが、同じく一箇月間に一万円の差にしかならないという

ような大きな開きというものは、どうしてこれは合理的なものとは考えられないのであります。従つて、事業所得と給與所得との間の扱いの相違、つまり開きというものは、特別勤労控除というものが現行の二割五分よりもはるかに低められてしかるべき正当な理由があるということを、私どもは考へるのであります。(拍手)もちろん私ども

合において考慮せらるべき問題であつて、事業所得、給與所得間の開きは、今申し上げるように相当に縮められてしかるべしということを、繰返して申し上げる次第であります。

次に青色申告の問題についてであります。この点につきましては、私どもは、今日のわが国の中小企業者、農業者、それらの人たちの持つておりますところの経理能力の程度というものを考えますときに、その備えつけを要する帳簿の種類、それからそれに記載をいたします方法等が簡易軽便なものにせられない限りは、このせつかくの制度が十分効果をあげないおそれがあるということを、非常に懸念いたしておる次第であります。この点につきましては、十分政府の御留意をお願いいたす次第であります。

次に物品税についてであります。御承知のように、シャウブ勧告は、物品税につきましては、昭和二十五年以降におきましても、本年度と同じく、大体二百七十億程度の税収入というものをあげるのが適當であると勧告しておるのであります。私どもは、シャウブ勧告に対しては、物品税の部分が比較的だきの悪かつた部分ではないかと考へておるのであります。この

点に對しまして、政府はわれわれとまったく考えを同じくせられて、この勧告の考え方にもかかわらず、これに相当大幅の減税を企図せられておるは、まことにその労を多とする次第であります。(拍手)ただ提案せられておりますところの各品目間の均衡、その物品の必需度の認定等において、なお再考を要するものがあるのではないかと考へるのであります。この点につきましては、ただいま政府が考へておられます程度の収入予定をくずすことなしに、なお十分再考をなし得る余地があるかと考へておるのであります。

物品税につきましては、本年度は、修正の結果二百十三億程度、明年度は、清涼飲料税の十七億を含めまして、約百七十八億程度の税収を予定せられておるようでありまして、これらの税収も計算せられておりますところの政府の推算の基礎に對しましては、私どもは、なお若干の疑義を持つておるのであります。政府は、本年度に比較いたしまして、生産増加二二%、捕捉度の向上は、申告の向上によつて二五%程度を増加するものと見られておるのでありますけれども、申告の向上並びに捕捉度の上げられる程度というものは、御承知のように税率を引き下

げることと密接な関連を持つてゐるものでありますから、われ／＼の考へるように税率を引下げますならば、さらに捕提度及び申告も一層向上させて、十分なる税収をあげ得るということの確信を持つてゐる次第であります。

次に織物消費税についてであります。織物消費税が一月一日から全廃せられることになりましたのは、その織物が持つておりますところの必需品的性格に考へ合せまして、最も適切なる措置であつたと考へてゐる次第であります。ただ、この織物消費税が、本年度の予算におきましては百七十三億、それに物品税の中に含まれておりますところのメリヤス類の税収入二十三億と合せまして、約二百億近い歴大な財源をなしておつたのであります。これが一気に免税にまで持つて行かれしめたために、その過渡期における混乱が産業界に相当起つてゐる点を、われわれは懸念いたしておるのであります。われ／＼は、それらの点を懸念いたしましたから、勧告が九月免税を發表いたしましたときに、織物及びメリヤス類についてだけは他の部分と切り離して、本臨時国会の冒頭に暫定的に減税措置をせらるべきであるということとを強く要望いたしておつたのであります。

ますが、この点の実現を見なかつたのは遺憾であります。今後の税制の運営の上において、これらの混乱をできるだけ最小にとどめ得るような措置を講ぜられんことを、政府に要望しておきます。

最後に取引高税についてであります。この税は、昭和二十三年七月、時の内閣によりまして創設せられましたときから、私どもの根強く反対いたして多つた税であります。(拍手)このたび、この税が、勧告では明年四月一日以降の予算のわくとにらみ合せてこれの撤廃を適當と考へると示唆いたしておつたのにかかわらず、明年一月一日よりその撤廃を見ることができるようになつたのは、その点に對して、政府の努をまことに多といたす次第であります。(拍手)この税がいよいよ廃止されるのを目前に控へまして、私は今、前芦田内閣の當時、時の多数を擁しておられた與黨の諸君が、これが撤廃できるならばやつてみると言わんばかりの嘲笑的な激励をもつてわれ／＼を鞭撻していただき、その結果、この税が今日廃止を見ることのできるようになりましたことに対して、衷心感謝の意を表するとともに、国民諸君とともに喜びにたえない次第であります。

以上三案に對して、わが党としめての賛成の氣持を申し上げ、賛成の討論をいたした次第であります。(拍手)
○議長(幣原喜重郎君) 宮腰喜助君。
〔宮腰喜助君登壇〕

○宮腰喜助君 私は、民主党野黨派を代表いたしまして、所得税法の臨時特例等に関する法律案に對しては反對するものであります。並びに、物品税法の一部を改正する法律案及び織物消費税法等を廃止する法律案に對しては賛成するものであります。

池田大蔵大臣は、わが国の經濟は安定の軌道に乗り、徐々に復興に向いつつあるということを言つておりますが、現状は、はたしてそうでありましようか。いや、決してそうではない。少くともわれ／＼の目をもつてすれば、決してそうではないのであります。品物をどし／＼つくる。つくつたものは、どん／＼売れる。品物が売れるから、ますます／＼たくさんつくる。これが經濟の正常なる姿でなくてはなりません。ところで、わが国の現状は、はたしてその通りに行つてゐるのでありますましようか。

た。ところが、それらの品物は一向に売れない。歴大な滞貨の山が築かれてゐる。企業金の詰まりがますます／＼ひどくなつて来る。これが日本の現状の姿なのであります。それでは何ゆゑ品物が売れないか。いや、売れないのじやない。買えないのであります。品物がほしくて、金がないので買えない。その買えないために、經濟の流れがとまつてしまふ。生産と消費のアンバランスが經濟の循環を破壊してしまふ。國民の購買力の増進、消費水準の引上げ、これが經濟の發達をさせる原動力なのであります。ところで、せつから一月働いて月給袋をもらつても、頭から何割か税金を引かれてゐる。ようやく丹精してつくつた米の代金を受取つても、税金で二つそり持つて行かれてしまふ。それでは消費水準の引上げはできません。だから、税金をよけい取るといふことは、經濟の源泉を枯渇させるようなものであります。しかしながら、これは大きな目で見た場合に言へることでありまして、税金が重過ぎると、とてもやつて行けないという声は、國民にとつて最も直接的な、切実な叫びなのであります。勤けは働くほど税をよけい取られる。税金のために商売がつぶれる。こういう現状が一般的なのであります。

昔から、よい政治は税金の少ない政治であると言われております。それでは、吉田内閣ははたしてよい政治をしてゐるでありましようか。総選挙の當時、租税負担の軽減ということとは、民主自由黨の最も大事な公約の一つだつたはずであります。ところで、昭和二十四年度の本予算が提出された。どこを見ても、それらしいものはほとんど見当たらない。

池田大蔵大臣は言われました、減税はすべてシャウブ博士が來てから行ふのだと。それでわれ／＼は、シャウブ博士の勧告に大いに期待していたわけでありました。ところが、シャウブ博士の發表されると、減税よりも、むしろ租税負担の均衡に重点を置いたのだとのことです。これでは、國民はだまされたというよりはかたがたございませう。それでも大蔵大臣は、シャウブ博士よりも相當大幅に減税するつもりだと申しておられました。そのため、勤勞者や農民は、まだ一樓の希望を持つていたのでございます。ところで、ふたをあげてみると、どうでしょう。農民や營業者の所得に對しては、全然手がつけられていない。シャウブ博士に

は、十月以降の事業所得に対しては減税するようにと述べられていたはずなのに、それが全然葬り去られて跡形もない。これでは、農民や営業者は一体何と考えるでしょうか。

勤労所得は、なるほど軽減されてはいる。しかし、問題はその程度いかんであります。妻一人、子二人の扶養家族をかかえている月収九千二、三百円の勤労者でさえ、減税はわずかに三百二十五円、独身者の場合は最もひどい。月収六千七、八百円の者は、たつた六十五円、これではビース一箱よけいに買えるだけではありませんか。昨年度からの物価騰貴を勘案すれば、租税負担はむしろ重くなっているではありませんか。政府は、国民の切実な要望をまったく無視しているというよりはかありません。

あるいは政府は言うかもしれない、今度の間接税の軽減に重点をおいたのだ。なるほど間接税の軽減、それはまことにけつこうなことであります。しかしながら、政府は一方で運賃や電気料金を引上げているではありませんか。これでは何の役にも立ちません。おまけに物品税の軽減の仕方にも、どうもふに落ちない点が多いようです。一般大衆に何の縁もない乗用自

動車などの税率を大幅に引下げているのに、もつと身近かな生活必需品である家具や雑貨類をそのままにしているのが多い。紙などにまで依然として税金をかけている。これでは、一般の貧乏人に比較して、宝石や自動車を買おうとする大金持の受ける利益の方がはるかに大きいではありませんか。どうも政府のやり方は、一般の国民感情とは正反対のようでございます。とても国民の信頼をつなぐ、よい政治をしているとは思えません。今回の税制改革は、まったく国民の期待を裏切るものだというよりはかありません。ゆえに私は、心から減税を切望する国民の代表として、あえて所得税法の臨時特例等に関する法律案に反対するものであります。また織物消費税法等を廃止する法律案、物品税法の一部を改正する法律案には賛成するものであります。

以上をもつて私の反対討論を終ります。

○議長(幣原喜重郎君) 林百郎君。

(林百郎君登壇)

○林百郎君 私は、日本共産党を代表しまして、所得税法の臨時特例について反対、物品税法の一部改正にも反対、織物消費税法並びに取引高税の廃止

には賛成するものであります。

まず第一に反対の内容であります。が、勤労控除が二五%から一〇%に切下げられたという点、この点一つを見ましても、このたびの法案が、勤労者にとつてはプラスでないということは明らかであります。しかも、高額所得者、三十万円以上のものに對しては五五%ですえ置く。従来の法案ですと五百万円までは八五%が、三十万円、五五%すえ置く。ここにおきまして、勤労者にとつては負担は増加し、高額所得者に對しては、むしろ非常な有利な條件でなされておるこの法案の性格が、この勤労控除の点一つだけを見ても明らかだと思ふのであります。

その次には、このたびの減税に對しては三つの支柱が考えられておるのであります。この柱が実は問題でありました。第一には、勤労所得税を百四十九億自然増するというものであります。しかも政府は、この勤労所得税の自然増は、勤労者の生活が実質的にも名目的にも安定の方向をたどつておるといふ、実に御同慶にたえない情勢の分析から、かかる勤労所得税の増徴を考へておるのであります。

その次に問題になるのは、申告税の千七百億の徴税であります。この千七百億の申告税は、実は本年度下半年期には、わずか三百九十九億しかとれてないものであります。すなわち、この年末から来春にかけて、申告税は、おそらく下半年期は上半期の三倍から四倍とられるということでありました。このことに對しては、政府は、農業所得も中小企業の営業も三割四分から二割増収の方向をたどつておるから、この下半年期は上半期の三倍、四倍の申告税をとつても決して心配がないという、これはまた実に樂觀的な、中小企業並びに農民からいつたならば苛酷きわまる情勢の分析がなされております。

その次の問題は、法人税をさらに二百二十七億増徴するというものであります。この三つの柱のもとに初めてこのたびの減税が行われておる。すなわち第一には、勤労所得を百四十九億増徴する。その次に、法人税を二百二十七億増徴する。申告税は本年度上半期の三倍から四倍を下半年期にとるといふ猛烈なる税金攻勢のもとに、このたびの減税というものが成立つておるのであります。すなわち、このたびの減税は、実に本年度下半年期における苛酷きわまるところの税金攻勢、いわゆる徹底的な大衆収奪と、大衆負担のもと

においてのみ行われ、ことに勤労階級にとつては耐えがたき負担のもとにのみ行われておるといふことは明らかであるのであります。

さらに政府は、政府が考へておらない要素といたしまして、このたびの安定増物資に對する補給金の廃止その他の物価騰貴から言ひまして、たとえば家族五人、月収九千円の者は、このたびの税制改革によつて月額三百五十五円の負担減になります。来年の一月から主食の公定価が一割増加することによつて、実に赤字二十五円が増加しておるのであります。

その次は地方税の増加でありますけれども、これもまた、年収五万円の東京居住の夫婦と子供一人の者は、来年度の都民税が内輪に見積つて二・六倍となるならば、さらにこのたびの減税にもかかわらず、百五十五円の増税となつておるのであります。このことは、このたびの減税なるものが、この物価高の趨勢と、地方税の増額という、この隠れておるところの、いわゆる一片のパンを與へることによつて猛烈なる毒剤が含まれておる、いわゆる羊の皮をかぶつておるおおかみであるところのこのたびの税制改革、いわゆる減税案なるものに對しては、共産党は徹底

三三三

的に反対するものであります。

勤労所得者に対しては、少くとも戦前、戦争中、勤労所得の免税点は千五百円であつたのでありますが、これが、その後の物価騰貴から言ひまして、少くとも四十三万円となる。だから、四十万円以下の者に対しては、勤労所得税は当然撤廃すべきものであります。所得税は、収入から必要な経費を差引いた、いわゆる利潤に対してかかる税金であります。ところが、勤労者に対する勤労所得税は、肉体的な再生産の費用であります。もしこれを勤労所得税という形でとるならば、これは明らかに勤労者の血と肉をはぎとるものであります。すなわち、このたびの勤労所得税は——五十六億という、ほんのわずかな減税によつて、千二百億という勤労者の血と肉をはぎとるのがこの減税案の本質であると言わざるを得ないのであります。(拍手)

日本共産党は、この勤労所得税を撤廃いたします。そのかわり、高額所得者に対する高度の累進課税と、大口脱税を徹底的にとることによつて、皆さんに御心配することなき十分の財源を共産党は持つております。一例を言うならば、このたびの法人税が倍とれるということとは……。

〔発言する者多し〕

○議長(幣原喜重郎君) 静粛に願います。

○林百郎君(総) 諸君がすでに考えていたことだ。これは結局、大口所得者、大口脱税に対して手を入れれば、倍もとれるということは、政府自身が知つておるのではないか。これによつて共産党は、勤労所得税を廃止することによつても十分のかわり財源を確保しておるのであります。

次に物品税の廃止についての反対の理由であります。物品税はやはり一種の大衆課税である。家具だとか、ぼろしだとか、電球だとか、紙だとか、マッチ、あめ、こういうようなものは当然税金を撤廃すべきにもかかわらず、こういうものに対しては税率をすえ置いておる。しかるにもかかわらず、高級外国自動車は百%から三〇%に税率を下げておるのであります。このときの池田大蔵大臣の答弁は、外国の自動車は関税がかかるから、なるべく安くしてやりたいと言ふ。ところが、それほど安くして外国の自動車を使ふならば、あの川崎の日産自動車なり、いすゞ自動車へ行けば、一千台も日本の自動車如雨ざらしになつておるのであります。日本の自動車を雨ざらしにしておきながら、外国の自動車にまで、なぜ百%を三〇%に物品税を下げて、買ひ便宜を與えてやるのでありましようか。この物品税改正そのものの中に——吉田内閣がいかに買弁的な、植民地的な方向をとつておるかということは、この点一つだけでも明らかであります。(拍手)われ／＼は、かかる意味におきまして、所得税法の臨時特例には反対、物品税法の改正にも反対であります。

以上をもつて私の討論を終ります。

(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 内藤友明君。

〔内藤友明君登壇〕

○内藤友明君 ただいま議題となりました税に関する三法案に対して、私は新政協議會を代表いたしまして、三法案中、所得税法の臨時特例等に関する法律案には反対、他の二案につきましては賛成するものであります。

反対の理由をきわめて簡単に申し上げたいと思ひます。それは農業者及び申告納税をする個人業者、自由職業者に対して減税の処置がとられていないからであります。御承知の通り、今回の改正は、シャープ税制使節団の勧告に基いて立案されたのであります。使

節団が、一九四九年十月一日から農業者その他の所得税について一五%の減税をするようにとの勧告をされたのであります。これを政府は一方的に削除して実現せなかつたことは、何と申しましても残念でならないのであります。(拍手)これは納税者間の税負担を公平にする目的をもつて特に勧告せられたのであります。これが実現できなかつたことは、重税に似む農業者その他の事業所得者の失望まことに大きいものであるとあります。

御承知の通り、農業者の税金が他に比較いたしました重過ぎることは、いまだ申し上げる必要はございません。前の天然資源局のデヴィス農業課長が日本を離れます際に申しました言葉に、過重な税金は土地改革の計画を水泡に帰せしめるかもしれぬ、租税政策または過重負担のため、農民は戦前の事情に復帰するを余儀なくされるであらう、と申しているものであります。農業者の負担がいかに重いか、私どもは多くの具体的資料を持つております。従つて政府は、今年度において二百十三億の自然増収があると申されていられるのでありますが、何をさておいて、農業者の減税を考へられてしか

るべきでなかつたかと思ふのであります。(拍手)

もちろん、税率におきまして農業者に特に過重な負担をさせるようにはなつておりません。ただ税率が同じであります。所得把握の厳密性いかんが問題になるのであります。農業者の所得は、その事業の性質上隠されないのであります。一枚の水田、その作物、また住宅の周囲につくつております果樹にしましても、家畜にしましても、にわとりにしましても、そのできばえ、頭数、いずれもごまかされないものであります。ことに近來は、供出制度の実施によりまして、この傾向は著しくなり、農業所得は、厘毛も残らず、厳格に計算の中に入つて來ていたのであります。ことにこのころは、生産割当、供出割当等は、市町村の認定する資料をそのまま使用することになりましたので、所得把握の厳密性は、ほとんど完璧に近いものになりました。もちろん、現実には所得があるからには、それに課税されることは、それ自体何ら反対すべき理由はありませんが、しかし税の問題は、常にも他の均衡が問題であり、他との比較が問題となるのであります。

他面、政府の農村に対する施策を見

ますると、四千二百五十円という低米価、超過供出の価格を三倍から二倍に引下げ、補正予算のどこを探しても土地改良費は見当りません。農業災害復旧費は認められましたが、わずか二十億であります。農村金融対策は全然ありません。しかも食糧確保臨時措置法は、今委員会で審議されておりますが、おそらくこれは通ることだろうと思っております。これを考えますと、まったく農村は八方ふさがりであります。食糧生産の重大な責任はどうして果されるのでしょうか。

これに対して政府当局は、それは今日わが国の置かれた客観情勢からいたしまして、しかたがないのだ、と説明されるかも知れません。しかし、私もから言わしむれば、それは努力が足らぬと思うのであります。かりに一步を譲りまして、その理由を一応認めるにいたしましても、過重な農業者の負担を十一月一日にさかのぼつて減ずるようにとのシヤワブ博士の勧告に基いて立案いたしましたならば、それは必ず実現したことであらうと思うのであります。それができ得なかつたことは、やはり現政府の農村軽視の片鱗が現われたものであると見るべきだと思ふのであります。

最近、政府はここに気がつかれましたか、新聞紙の報ずるところによりますと、那須、東畑、大槻その他の農政学者を招かれまして、農政懇談会を開いて御勉強なさつておるようであります。しかし、いづれにしまして、私も、私どもは、農山漁村の減税をすみやかになさるべきにかかわらず、これを今回の所得税改正案に実現されなかつたことは遺憾至極でありまして、五百万農家にかわつて、これに反対するものであります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。まず所得税法の臨時特例等に関する法律案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

次に、物品税法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

次に、織物消費税法等を廃止する法律案につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

今日はこれにて散会いたします。

午後八時三十一分散会

出席國務大臣

大藏大臣	池田 勇人君
文部大臣	高瀬莊太郎君
農林大臣	森 幸太郎君
運輸大臣	大屋 晋三君
郵政大臣	小澤佐重喜君
電気通信大臣	鈴木 正文君
労働大臣	鈴木 孝義君
國務大臣	青木 孝義君
國務大臣	木村小左衛門君
國務大臣	樋貝 詮三君
國務大臣	本多 市郎君
國務大臣	山口喜久一郎君

出席政府委員

地方自治政務次官	小野 哲君
総理府事務官	鈴木 俊一君
大藏政務次官	水田三喜男君
厚生政務次官	矢野 西雄君
運輸事務官	荒木茂久二君
運輸事務官	間嶋大治郎君
運輸事務官	牛島 辰彌君

〔朗読を省略した報告〕

一、昨二十七日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

内閣委員	丹羽 彪吉君
人事委員	藤枝 泉介君
通商産業委員	多武良哲三君
運輸委員	坪内 八郎君
経済安定委員	井手 光治君
	小川 平二君
	金原 舜二君
	鈴木 正文君

議院運営委員

一、昨二十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員	鈴木 正文君
人事委員	小川 平二君
通商産業委員	井手 光治君
運輸委員	金原 舜二君
経済安定委員	多武良哲三君
	藤枝 泉介君
	坪内 八郎君
	丹羽 彪吉君

議院運営委員

松井 政吉君 井上 良二君
一、昨二十七日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
外国為替及び外国貿易管理法
外国為替管理委員会設置法案
外国為替特別会計法案

